

雲南市総合保健福祉計画

令和2年度～令和6年度



雲 南 市

令和2年3月

は じ め に



当市では平成27年3月に「支えあい健やかに暮らせるまち」を基本理念とする「第3次雲南市総合保健福祉計画」を策定して以降、計画に基づく保健・医療・福祉分野の取り組みを推進して参りました。

第3次計画期間中においても、少子高齢化が刻々と進行し、社会の情勢もめまぐるしく変化する中、取り組むべき地域課題は複雑化・多様化しており、私たちの暮らしを保持していくためには今まで以上にきめ細やかな対応が必要となってきました。

国においては、平成28年度に「ニッポン一億総活躍プラン」が打ち出されていますが、子どもや高齢者、障がいのある方も含めた全ての市民が生き生きと輝きを放ち、かつ安心して暮らすことのできる地域環境の醸成に努めていかなければなりません。

こうした背景を踏まえ、この度、新たな5年間の取り組み指針となる「第4次雲南市総合保健福祉計画」を策定いたしました。今後は「課題先進地から課題解決先進地へ」を掲げる総合計画の取り組みとも同調し、地域自主組織やソーシャルチャレンジバレーなど当市の特色も活かしながら、地域や関係機関、行政が一丸となった各種施策を実施して参ります。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議いただきました雲南市総合保健福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に対し、深く感謝申し上げます。

令和2年3月

雲南市長 速水 雄一

目 次

序 論

第1章 計画策定にあたって	1
【1】計画策定の背景	1
【2】計画の性格	1
【3】計画の期間	2

第1部 雲南市の保健・福祉に関する現状と課題

第1章 雲南市の現状	3
【1】人口・世帯の状況	3
【2】産業・就業などの状況	6
【3】市民の健康状態	8
【4】障がいのある方の状況	10
【5】市民アンケートの状況	12
第2章 保健・医療・福祉分野の取り組みと課題	17

第2部 基本構想・計画目標等

第1章 基本構想	40
【1】まちづくりの将来像(めざすべき地域の姿)	40
【2】地域福祉の理念の共有	41
【3】切れ目のない健康づくり・介護予防活動の推進	45
【4】施策体系	46
第2章 市民の生活像と計画の目標等	52
【1】地域医療の充実	52
【2】健康づくりの推進	57
【3】高齢者福祉の充実	62
【4】障がい者(児)福祉の充実	70
【5】生活困窮者の支援	76
【6】地域福祉の充実	79
【7】子育て支援の充実	82

第3部 資料編

【1】計画策定体制	95
【2】用語解説	98

序 論

第1章 計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

【1】計画策定の背景

平成 16 年 11 月 1 日に雲南市が誕生して以降、当市ではまちづくりの方向性を示す「雲南市総合計画（平成 19 年 3 月）」を策定し、「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を基本理念に掲げ、市民との協働によるまちづくりをめざした取り組みを進めてきました。

平成 27 年度からは第 1 次計画の理念を「第 2 次雲南市総合計画（平成 27 年 3 月）」へと引き継ぎ、また「課題先進地から課題解決先進地へ」を新たな基本理念として加え、様々な課題を解決するための積極的なチャレンジ※1を推進してきました。

保健・医療・福祉の分野においても、総合計画でまちづくりの将来像として掲げる「支えあい健やかに暮らせるまち」の実現に向け「雲南市総合保健福祉計画（平成 19 年 3 月）」を策定し、誰もが健康で生涯を通して安心して暮らすことができるよう施策の展開にあたってきましたが、令和元年度をもって第 3 次計画期間の終了を迎えることとなりました。

これまでの計画の実施状況や現在の社会情勢等を踏まえた更なる取り組みを実践していくため、「第 4 次雲南市総合保健福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

【2】計画の性格

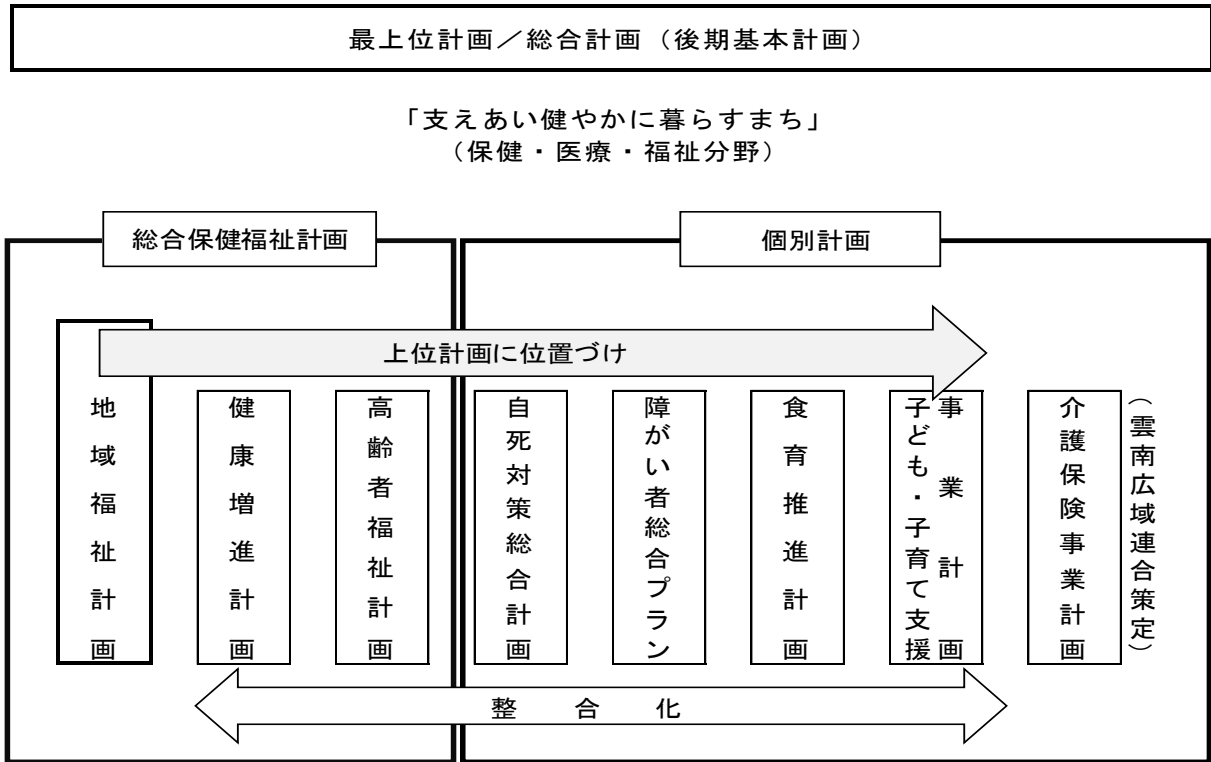
本計画は、当市における保健福祉施策に関連する法律の規定により定めなければならない、次の 3 つの計画を包括した一体的な計画です。

計画名	法令根拠
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条第 1 項に基づく「市町村地域福祉計画」 ※成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」も地域福祉計画の中で取り扱うこととしています。
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」

また、関連する法律の規定により当市及び雲南広域連合が個別に定める 5 つの計画との整合を図り、策定しています。

計画名	法令根拠
自殺対策総合計画	自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」
障がい者総合プラン	障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画 障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」 ※当市では、3 つの計画を障がい者総合プランとして一体的に策定しています。
食育推進計画	食育基本法第 18 条第 1 項に基づく「市町村食育推進計画」
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条第 1 項に基づく「介護保険事業計画」 ※雲南広域連合により策定されています。

【各計画の関連イメージ】



【3】計画の期間

本計画は、「第2次雲南市総合計画（後期基本計画）」と一体的な取り組みとなるよう、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間としています。

また、この計画に関連する各種計画の期間は次のとおりです。

【関連計画の期間】

	R1 (H31) 以前	R2	R3	R4	R5	R6
総合計画（基本構想）	H27～	← 第2次 →				
（基本計画）	H27～	← 後期計画 →				
総合保健福祉計画 地域福祉計画 健康増進計画 高齢者福祉計画	H27～	← 第4次 →				
自死対策総合計画	R1～	← 第1次 →				
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	H30～ H30～ H30～	← 第5次 →				
食育推進計画	H27～	← 第3次 →				
子ども・子育て支援事業計画	H27～	← 第2期 →				
介護保険事業計画	H30～	← 第7期 →		← 第8期 →		← 第9期 →

第 1 部

第 1 章 雲南市の現状

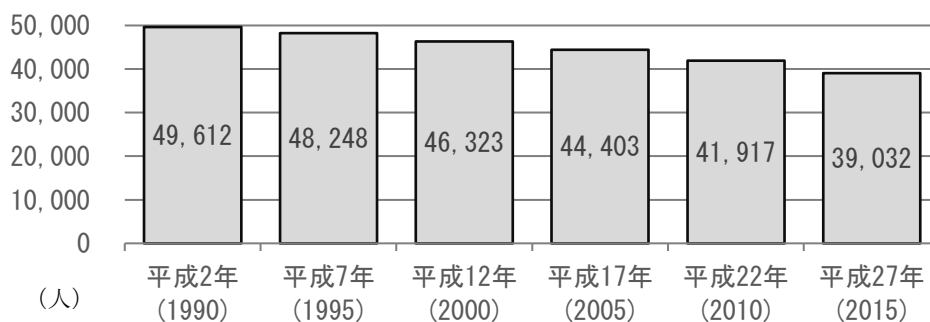
第1部 雲南市の保健・福祉に関する現状と課題

第1章 雲南市の現状

【1】人口・世帯の状況

①総人口の推移

当市の総人口は平成27年には39,032人となり、平成17年と比較すると過去10年間で約5,400人の人口が減少しています。

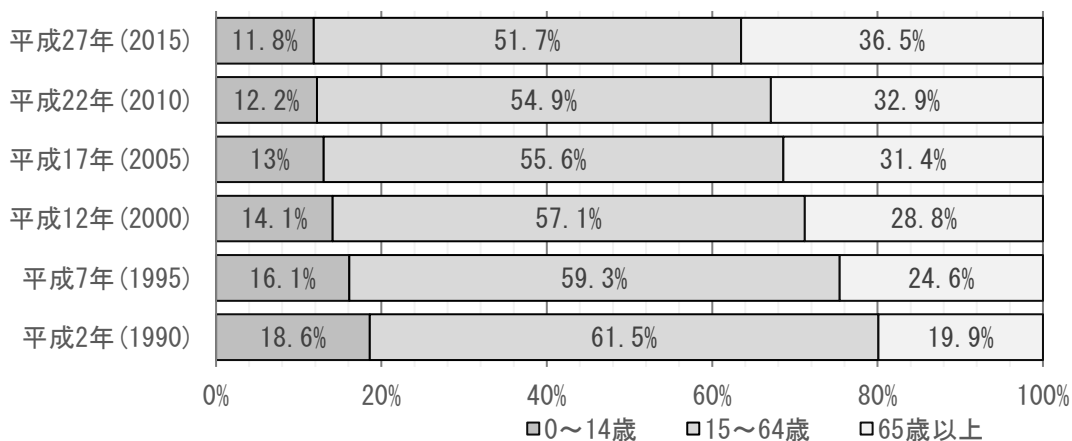


資料：国勢調査

②年齢3区分の推移

年齢3区分(0～14歳、15歳～64歳、65歳以上)により人口構成の割合を見ると、当市の少子高齢化の進展している様子が伺えます。高齢化率は平成17年度に30%を超え、平成27年度には36.5%まで上昇しています。

地区別でみると50%を超える地域もあり、今後ますます高齢化が進んでいくことが予測できます。

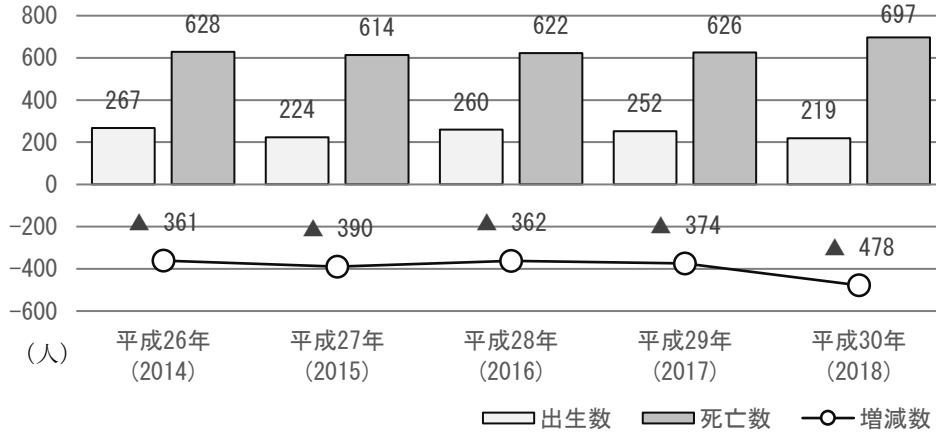


資料：国勢調査

③人口動態の推移

○自然動態

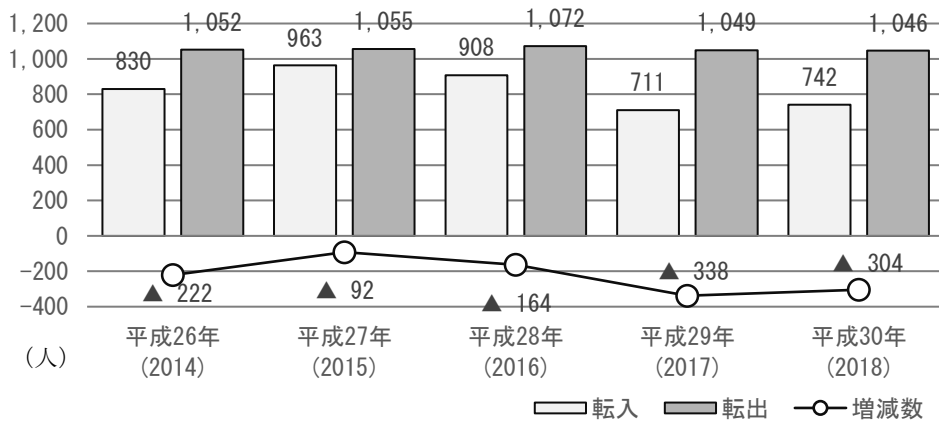
合計特殊出生率は全国の数値を大きく上回り、島根県全体ともほぼ変わりません。一方で出生数よりも死亡数が多いため、自然減が続く状況となっています。



資料：島根県人口移動調査

○社会動態

社会動態についても転入者数を転出者数が上回り、社会減が続いています。



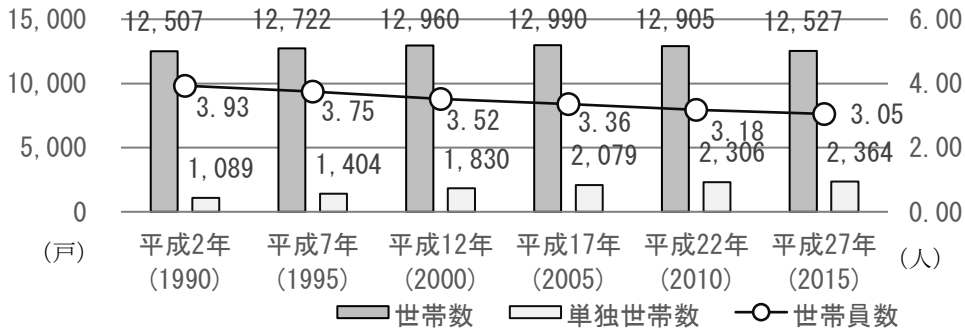
資料：島根県人口移動調査

④世帯数及び単身世帯数の推移

当市の世帯数は平成17年に12,990世帯となるまで増加してきましたが、その後の5年間で減少に転じ、平成27年には12,527世帯となっています。これは平成2年とほぼ同数です。

1世帯あたりの世帯員数は年々減少し、平成27年には3.05人となっています。核家族化や少子化、晩婚・未婚化といったことが要因として挙げられます。

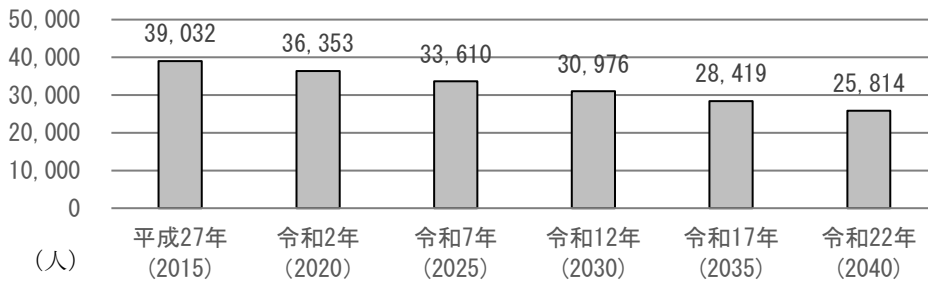
また、単身世帯数についても増加を続けていますが、核家族化などの進む中、高齢者の単身世帯も増加しているものと推察します。



資料：国勢調査

⑤将来推計

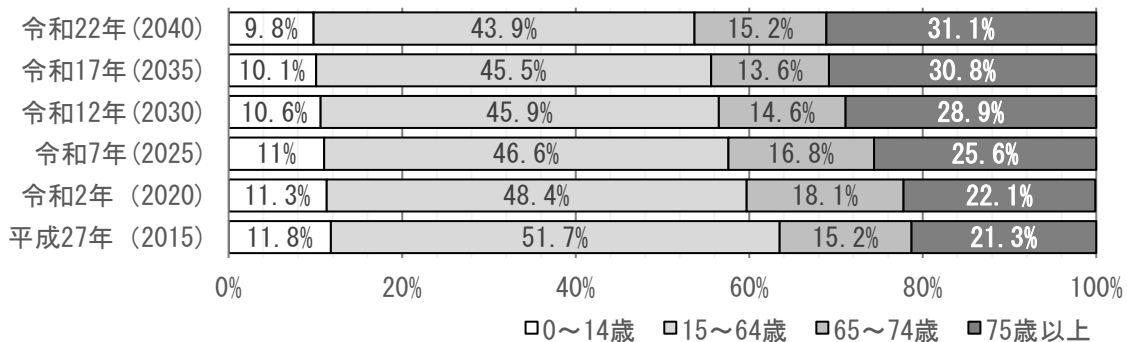
国立社会保障・人口問題研究所が推計する当市の人口推計では、今後も人口減少が進み、5年ごとに約2,500人の人口が減っていくとの予測がされています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計

年齢区分割合の推計をみると、令和2年には生産年齢人口にあたる15～64歳の割合が50%を割り込み、一方で高齢化率は40%を超過します。

前期高齢者（65～74歳）の割合は令和2年の18.1%を境に一旦下降していきませんが、後期高齢者の割合は引き続き上昇し、令和17年には30%を超過するとの推計がされています。



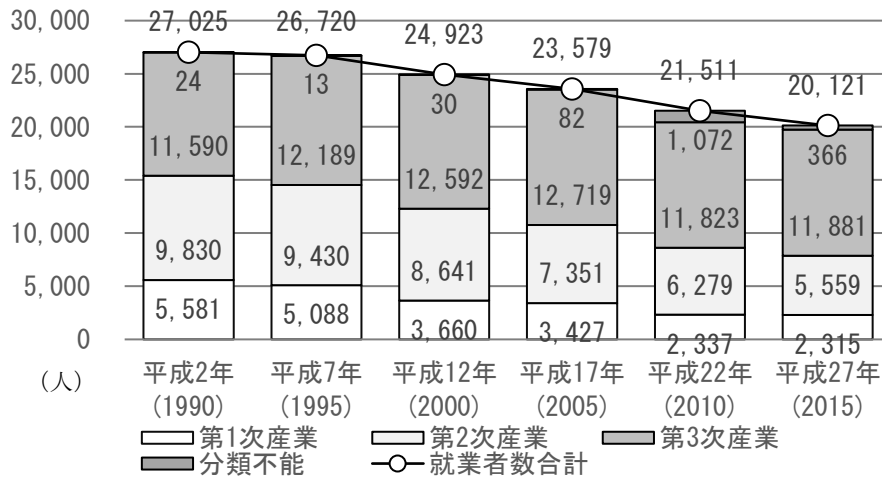
資料：国立社会保障・人口問題研究所推計

【2】産業・就業などの状況

①産業別就業者の数の推移

当市の産業別就業者数については、第1次産業、第2次産業は減少し続けています。第3次産業では、平成17年まで就業者数の増加がみられましたが、平成22年には11,823人まで減少しています。

全体の就業者数は減少し続けており、当市の労働力が年々低下していることが伺えます。

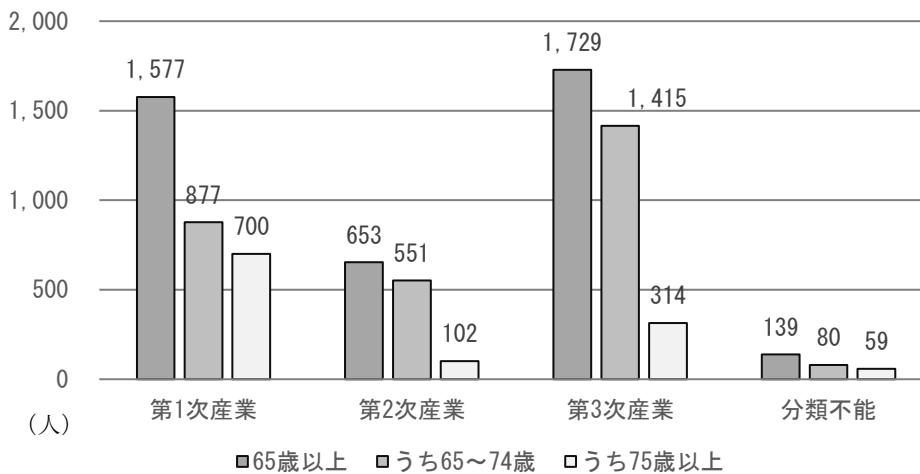


資料：国勢調査

②高齢者の就業状況

平成27年国勢調査時点の様子を見ると、当市の65歳以上の高齢者の約30%にあたる4,000人ほどの方が就業していることが分かります。

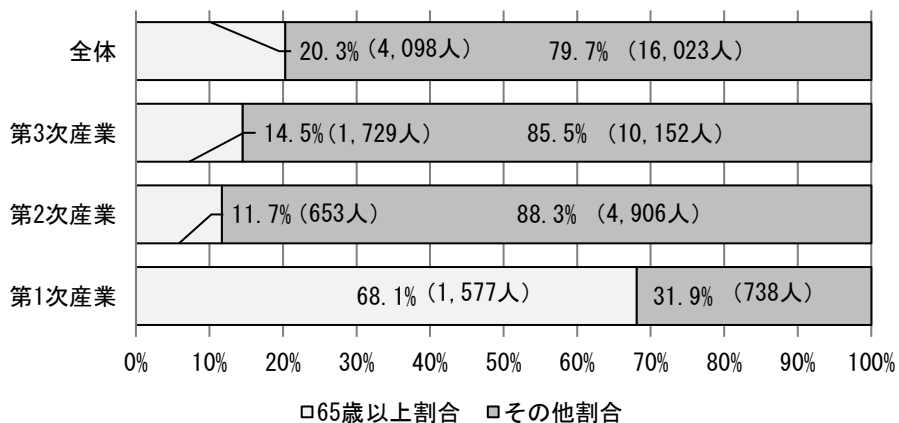
産業別でみると第3次産業（主には卸売業、医療・福祉、サービス業）が最も多く、第1次産業、第2次産業と続きます。



資料：国勢調査

また産業別に占める高齢者の割合を見ると、第1次産業では就業者の68%を65歳以上の高齢者

が占めており、全体でも約 20%を占めていることが分かります。



資料：国勢調査

【3】市民の健康状態

① 65歳の平均余命及び平均自立期間（5年平均）※2

当市の65歳男性の平均余命は平成27年では20.02年となっており、島根県及び雲南圏域の数値をいずれも上回っています。また、平均自立期間についても同様の傾向にあります。

■65歳男性の平均余命（年）

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
島根県	18.91	18.79	18.97	19.15	19.39	19.50
雲南圏域	19.08	18.91	19.15	19.45	19.66	19.82
雲南市	19.02	18.90	19.22	19.53	19.80	20.02

■65歳男性の平均自立期間（年）

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
島根県	17.16	17.10	17.28	17.46	17.68	17.76
雲南圏域	17.57	17.39	17.60	17.89	18.04	18.15
雲南市	17.52	17.39	17.64	17.96	18.13	18.28

資料：島根県健康指標データシステム

65歳女性の平均余命も平成27年で24.75年となっており、島根県及び雲南圏域の数値を上回りますが、平均自立期間は21.47年と雲南圏域の21.58年を下回る結果となっています。

■65歳女性の平均余命（年）

	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
島根県	24.25	24.04	24.16	24.30	24.46	24.47
雲南圏域	24.30	24.12	24.40	24.46	24.62	24.69
雲南市	24.43	24.30	24.46	24.50	24.65	24.75

■65歳女性の平均自立期間（年）

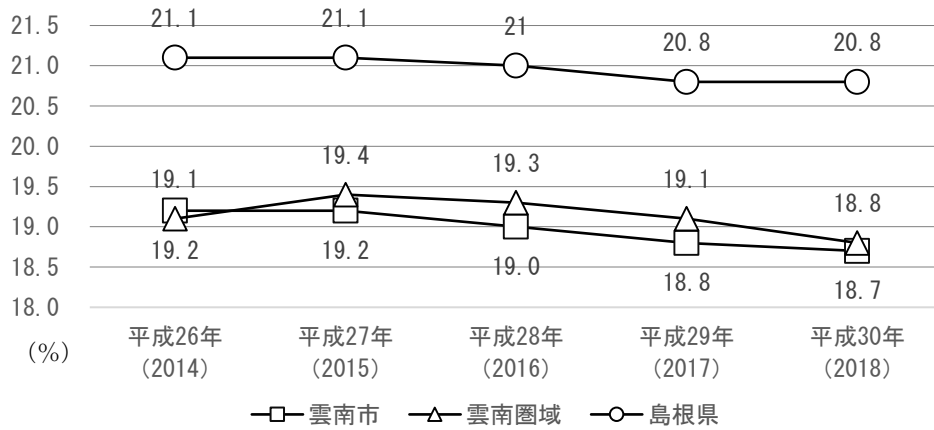
	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
島根県	20.82	20.72	20.82	20.92	21.05	21.05
雲南圏域	21.24	21.16	21.36	21.55	21.54	21.58
雲南市	21.21	21.21	21.30	21.56	21.42	21.47

資料：島根県健康指標データシステム

② 介護認定率の推移

当市の介護保険第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護認定率は、平成27年の19.2%から平成30年度の18.7%へと年々微減しています。島根県及び雲南圏域でも同様の傾向にあります。

雲南圏域の介護認定率についてグラフに示す平成26年から平成30年までの間、県内の他圏域と比較すると最も低い状態を保持しています。

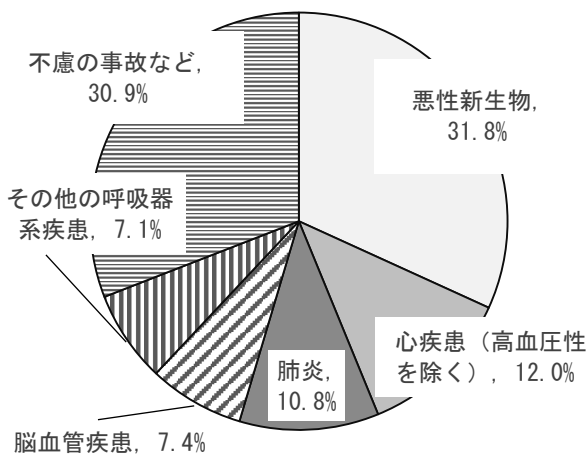


資料：介護保険事業状況報告

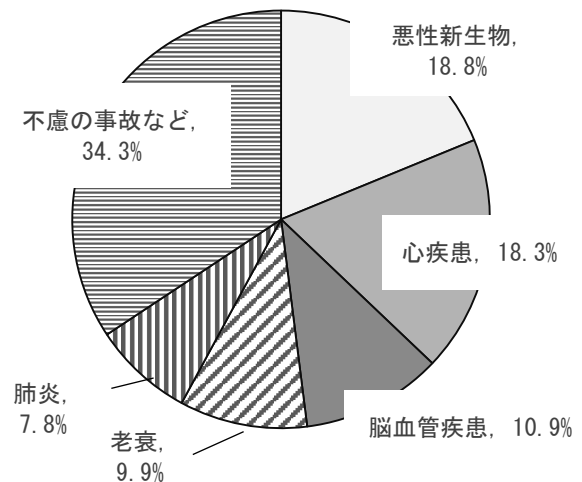
③ 死因別死亡の状況

平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の、当市における死亡原因は男女ともに1位が悪性新生物、2位が心疾患（高血圧性を除く）となっていますが、女性では悪性新生物と心疾患の死亡割合がほぼ同率となっています。死亡原因の3位は男性が肺炎、女性が脳血管疾患となっており、死亡原因の約1割を占めています。

■男性



■女性



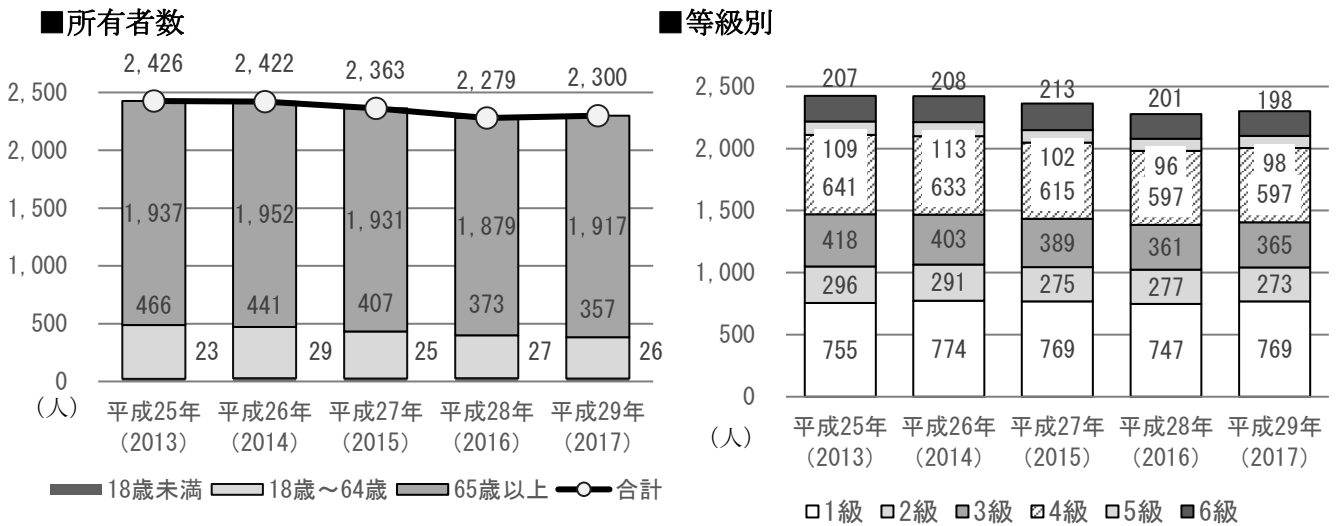
資料：島根県健康指標データシステム

【4】障がいのある方の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

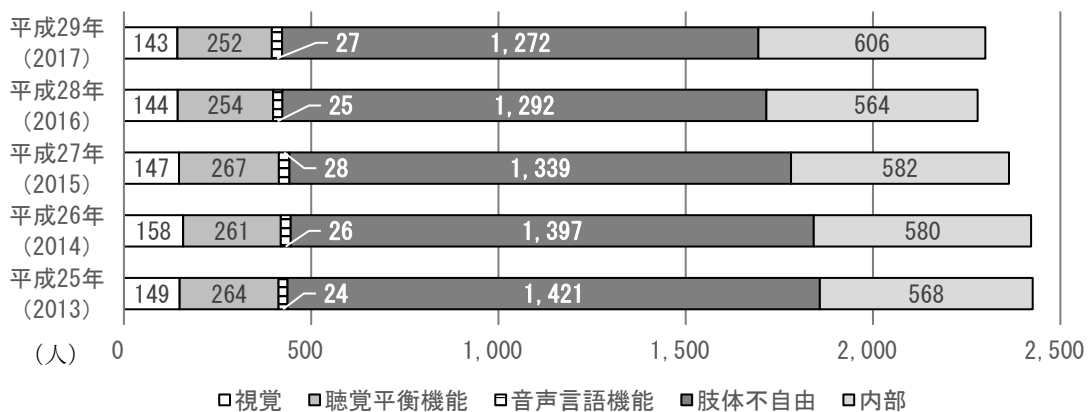
当市の身体障害者手帳の所持者数は少しずつ減少しています。年齢別に見ると65歳以上の方が占める割合が年々高くなってきており、平成29年には83%まで上昇しています。

等級別に見ても、各等級で概ね減少していく傾向にあります。



資料：島根県立心と体の相談センター「業務報告」

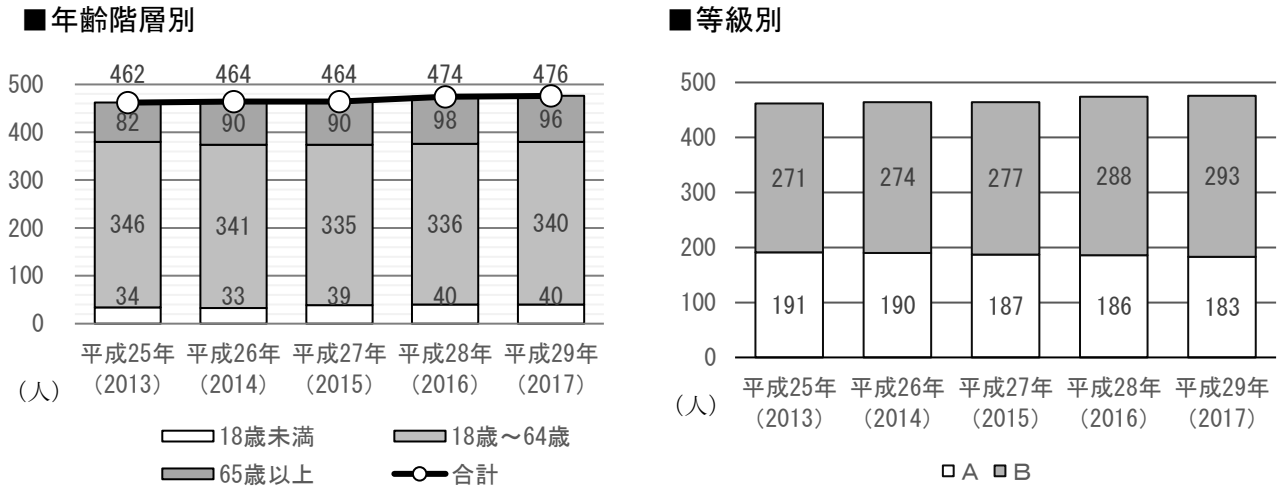
種類別に見ると、肢体不自由の方の数が最も多くなっています。いずれの種類においても概ね減少していく傾向にあります。



資料：島根県立心と体の相談センター「業務報告」

②療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、近年微増する傾向にあります。年齢別に見ると18歳から64歳の方の数が約70%を占めています。

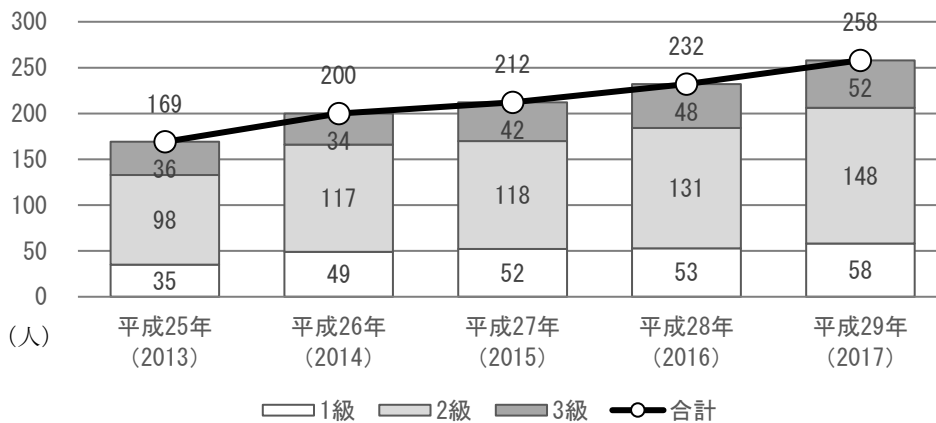


資料：島根県立心と体の相談センター「業務報告」

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しています。平成25年から平成29年までを平均すると毎年約10%増加していることが分かります。

■精神障害者保健福祉手帳所有者数



資料：島根県立心と体の相談センター「業務報告」

【5】市民アンケートの状況

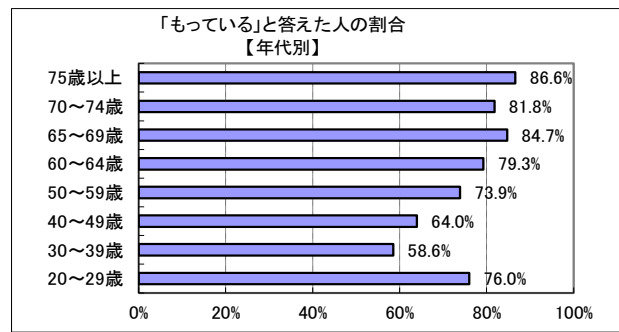
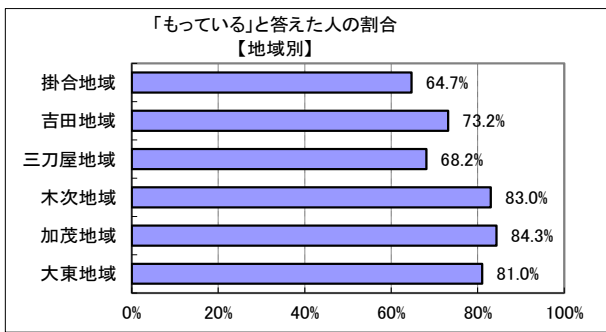
雲南市総合計画の進行管理を行うにあたり、毎年 2,000 人を対象に市民アンケート調査を実施しています。このうち保健・医療・福祉分野に関する項目（平成 27 年度～平成 30 年度）を抽出し、掲載します。なお、本計画 第 1 部 第 2 章「保健・医療・福祉分野の取り組みと課題」内に記載する 7 施策に係る成果指標となっている項目については、一部本項への記載を省略しているものがあります。

①あなたは、かかりつけ医をもっていますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	71.1%	73.1%	76.2%	77.7%

かかりつけ医を持っている市民の割合は年々増加しており、平成 30 年には 77.7%まで上昇しています。高齢者を中心に割合が高くなっており、かかりつけ医（主治医）との良好な関係を持ちながら、日々の体調管理がなされている様子が伺えます。

【平成 30 年度地域別・年代別集計結果】

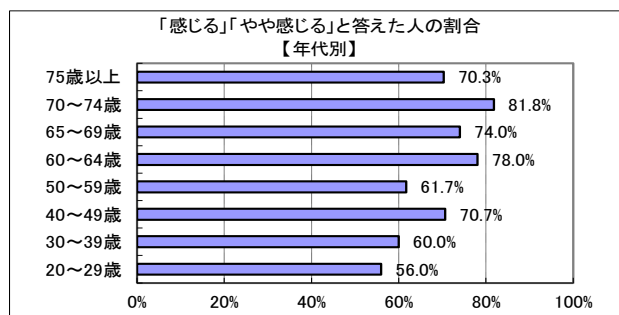
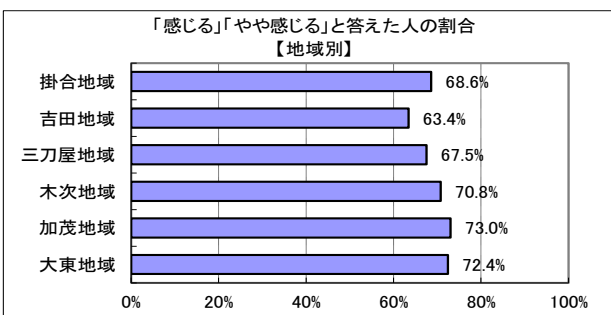


②あなたは、地域との交流があると感じますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	64.9%	67.6%	69.2%	70.5%
65 歳以上	72.6%	71.5%	70.9%	74.4%

地域との交流があると感じる市民の割合は年々増加しており、平成 30 年には 70.5%となりました。65 歳以上の方の割合は毎年 70%を超えています。

【平成 30 年度地域別・年代別集計結果】

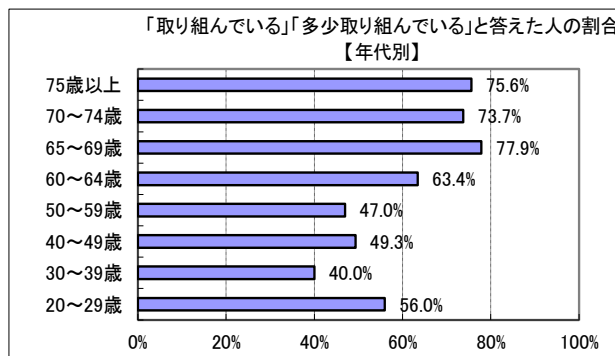
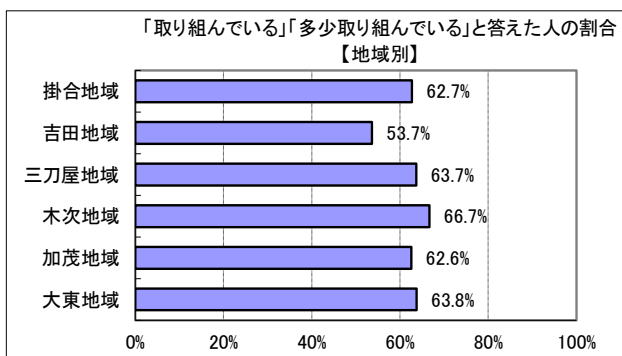


③あなたは、日常的に健康づくりに取り組んでいますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	60.5%	65.5%	64.9%	63.7%

日常的に健康づくりに取り組む市民の割合は 60%台で推移しています。年代別にみると 65 歳以上の市民の割合は 70%を大きく上回るものの、30 代から 50 代についてはいずれも 40%台と低い割合となっています。

【平成 30 年度地域別・年代別集計結果】

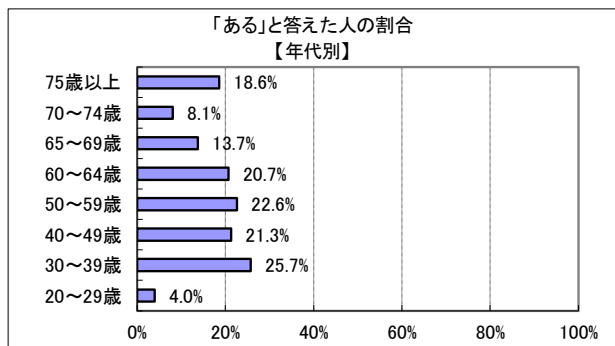
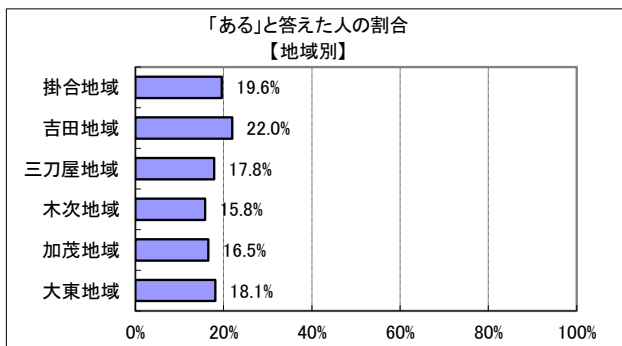


④あなたは、何か手助けをしてほしいことがありますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	—	—	12.6%	17.6%

この項目は平成 29 年より市民アンケートに追加した項目ですが、平成 30 年に何か手助けをしてほしいことがあると答えた市民の割合が 5%上昇しています。年代別でみると、30 歳から 64 歳までの割合が高く、高齢者では 75 歳以上の方が 18.6%と高くなっています。

【平成 30 年度地域別・年代別集計結果】

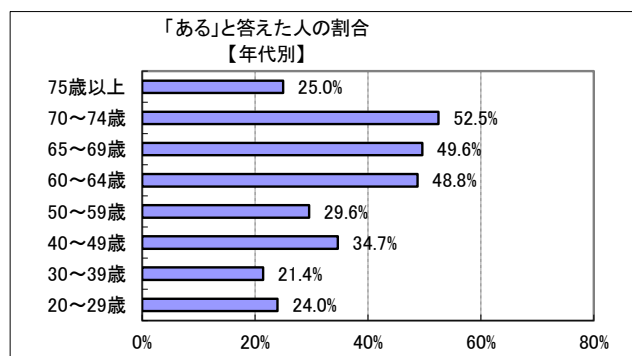
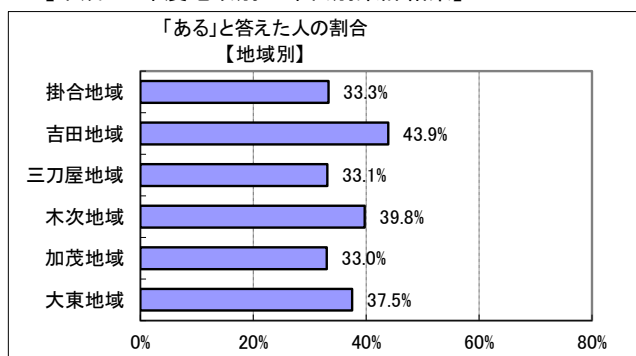


⑤あなたは、過去1年以内に福祉ボランティア活動(地域福祉活動)をしたことがありますか？(例えば、子どもや高齢者等の見守り、世代間交流、地域に密着した活動など)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	35.4%	35.1%	35.8%	36.4%

福祉ボランティア活動に参加した市民の割合について、年代別では60歳から74歳までの方の割合がいずれも約50%と高くなっています。一方、60歳未満の方(働く世代)の割合は低くなっています。

【平成30年度地域別・年代別集計結果】

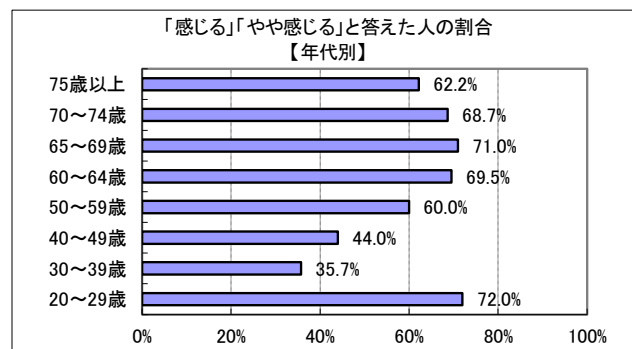
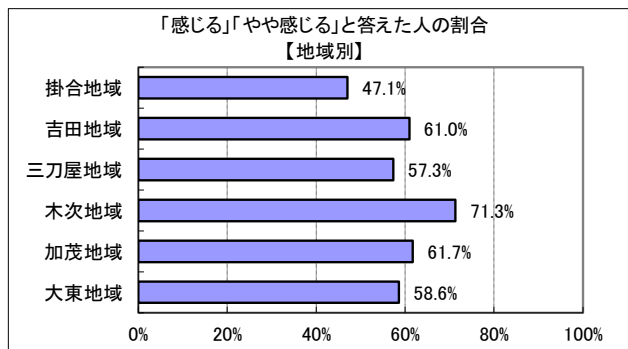


⑥あなたの周り(ご自身を含め)の障がいのある方は、地域で安心して暮らしておられると感じますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	—	—	—	61.1%

この項目は平成30年より市民アンケートに追加した項目ですが、障がいのある方が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合は61.1%となっています。地域別では木次地域の割合が71.3%と高く、年代別では20歳から29歳の方の割合が高くなっています。

【平成30年度地域別・年代別集計結果】

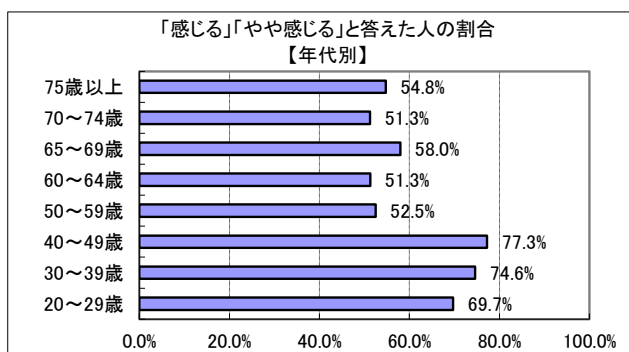
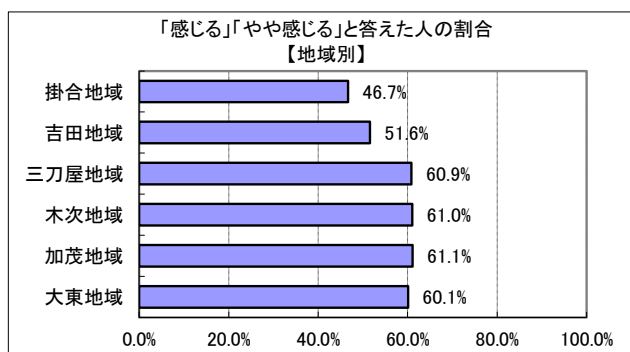


⑦あなたは、行政サービスの視点（医療費の無料化、保育料の軽減、子育て情報の提供など）から、雲南市は子育てしやすい環境であると感じますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	55.3%	58.8%	59.0%	—
子を持つ保護者	62.6%	67.5%	79.2%	—

子育てしやすい環境であると感じる保護者の割合は平成 29 年に 79.2%となり、平成 27 年と比較すると飛躍的に上昇しています。施設整備や医療費の無料化、保育料の軽減などの施策を展開したことが要因として挙げられます。なお、この項目は平成 30 年から次の項目⑧に内容を変更しています。

【平成 29 年度地域別・年代別集計結果】

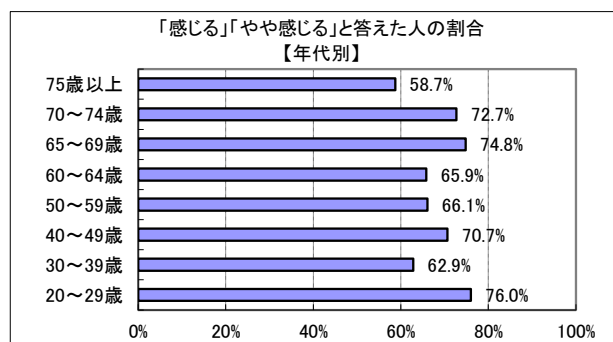
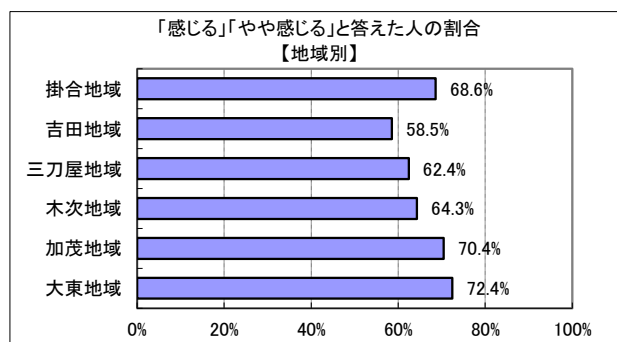


⑧あなたは、子育て支援に関する行政サービス（保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、相談窓口、医療費の無料化、子育て情報など）が整っていると感じますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	—	—	—	67.2%
子を持つ保護者	—	—	—	75.0%

この項目は、前の⑦の内容を変更した項目です。子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合は 75.0%と高い水準を維持しています。

【平成 30 年度地域別・年代別集計結果】

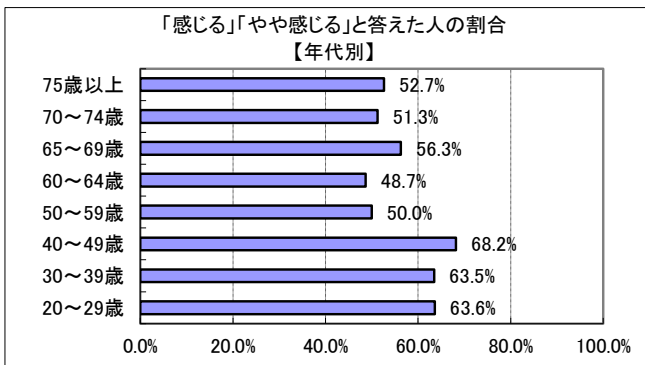


⑨あなたは、地域の視点（地域の関わりや親同士の交流など）から、雲南市は子育てしやすい環境であると感じますか？

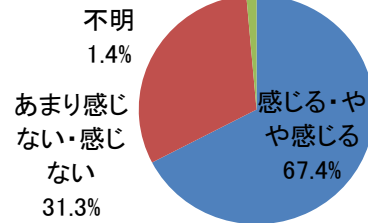
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	54.6%	58.3%	55.4%	—
子を持つ保護者	59.9%	62.3%	67.4%	—

地域の視点から子育てしやすい環境であると感じる市民の割合は毎年55%程度で推移していますが、18歳までの子を持つ保護者については、平成29年で67.4%となり、平成27年と比較すると約10%上昇しています。なお、この項目は平成30年から次の項目⑩に内容を変更しています。

【平成29年度年代別集計結果】



18歳までの子どもをもつ保護者の子育て環境の満足度(地域)

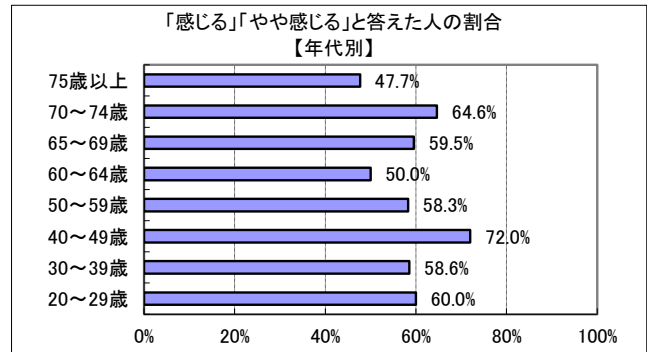
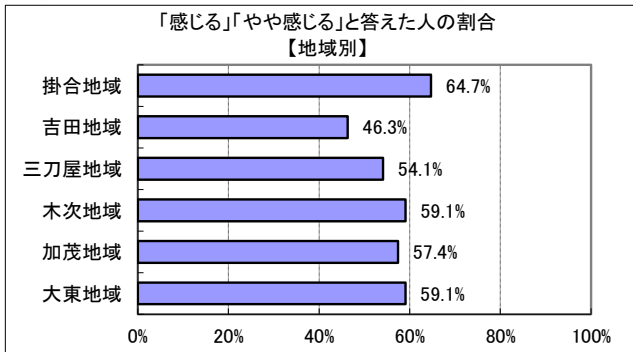


⑩あなたがお住まいの地域（地域自主組織など）の子育てに対する理解や関心は高いと感じますか？

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全 体	—	—	—	57.5%
子を持つ保護者	—	—	—	71.3%

この項目は、前の⑨の内容を変更した項目です。地域（地域自主組織など）の子育てに対する理解や関心が高いと感じる市民の割合は57.5%と⑨の時と変わりませんが、18歳までの子を持つ保護者については71.3%と引き続き上昇しています。子育て支援に力を入れ活動を行う地域自主組織も多く見られますが、そうした地域の想いが子育て世代にしっかりと伝わっていると推察できます。

【平成30年度地域別・年代別集計結果】



第 1 部

第 2 章 保健・医療・福祉分野 の取り組みと課題

第2章 保健・医療・福祉分野の取り組みと課題

【1】地域医療の充実

○施策の取り組み成果

市民アンケートの結果から「安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合」は年々上昇し、平成30年度に83.4%まで到達しています。雲南市立病院の新本館棟建設事業が平成30年3月に完了し診療を開始したこと、平成31年度から掛合診療所を同病院の附属診療所としたことなどが大きな安心感につながったものと考えられます。

地域医療の維持・充実に欠くことのできない「雲南圏域医師数」は人口10万人あたりで148人まで増え、当市の医師数も増加しています。医師確保対策に関する一定の成果を得ることができましたが、一方、当圏域の医師数は依然として県下で最も低い値となっています。

今後、病気の早期発見・早期対応に更に注力していく必要があることから、平成30年度より「健康について相談できる相手がいる市民の割合」を市民アンケート項目に加えましたが、結果は94.2%と高く、家族や親戚などの助言を受けながら、互いの健康状態の保持に努めることのできる地域環境が当市に備わっていることが分かりました。

■施策の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
A 安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	68.3%	75.6%	77.1%	83.4%
B 雲南圏域医師数(人口10万人あたり)	131人	142人	142人	148人
C 健康について相談できる相手がいる市民の割合	—	—	—	94.2%

○基本事業の取り組み成果と今後の課題

①かかりつけ医の普及と在宅医療の推進

成 果

市民ボランティア団体による活動や雲南市立病院の出前講座等の取り組みが継続され、かかりつけ医の普及や在宅医療の推進に関する啓発が行われました。

市内2病院に地域連携室が設置され、地域包括支援センター等とも連携し、在宅医療・介護連携に対する調整機能を果たしています。また雲南市立病院が在宅療養後方支援病院としての役割を担い、病診連携による在宅医療提供体制が整えられてきています。

在宅医療意見交換会や地域ケア会議などに、多職種が参加して意見交換を行う場面も増えてきています。

今後の課題

在宅医療とかかりつけ医との関係性や医療機関の機能分化など、適切な医療情報を積極的に発信し、市民の理解・協力も得ながら在宅医療の推進を更に図る必要があります。

病院や診療所、訪問看護ステーションをはじめ、多分野の連携体制を一層強化し、継続して在宅医療の推進を図ります。

市内診療所数が減少する中、かかりつけ医となる1次医療機関（診療所）を維持していくため、医師会等とも連携し、対策を検討します。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
雲南市の医師数	51人	54人	54人	55人
かかりつけ医をもつ市民割合	71.1%	73.1%	76.2%	77.7%

② 2次医療機関の充実 成 果

雲南市立病院のグランドオープン（令和元年10月）により、地域の拠点病院としての機能強化を図りました。また病院建設に伴い産科ユニットの新設や助産師の増員を行うなど、産婦人科機能も充実させ、市内で安心して子どもを産み育てることができる環境を整備しました。

地域枠推薦制度を活用し医師・看護師の育成にあたり、平成31年4月現在で島根大学医学部に9名、石見高等看護学院に7名の学生が在籍し、医師15名、看護師10名が雲南市立病院他、県内外の医療機関で勤務しています。

若者チャレンジの取り組みの成果の一つとして、第3次計画期間中に複数の総合診療医が相次いで雲南市立病院に赴任されています。平成28年度には病院内に地域ケア科が新設され、在宅医療・介護の連携や地域包括ケア推進のための大きな力となっています。

今後の課題

整備した雲南市立病院の施設機能を活かしながら、提供する医療サービスの更なる充実を図っていかねばなりません。

医師、看護師の確保の取り組みを継続的・計画的に進めますが、今後は歯科医師、歯科衛生士、薬剤師など、その他の医療従事者についても島根県の施策とも連動しながら、必要に応じた確保策を講じていくこととします。また市内の民間病院の状況把握にも努め、医療従事者確保の方策を検討していきます。

市内で安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、産婦人科をはじめ、必要となる診療科の維持に努めます。

医療従事者の確保、必要診療科の維持などに関しては、広域連携による体制構築の可能性についても研究を進めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
雲南圏域の医師数	76人	80人	80人	82人
雲南圏域の看護師充足率	91.7%	90.0%	91.9%	93.7%
雲南市立病院の常勤医師数	21人	22人	24人	25人

③救急体制の確保

成 果

雲南圏域救急医療連絡会（保健所、消防署及び市内外の救急医療機関）により、救急搬送に関する事例の検証や適宜の運用改善が行われ、ドクターヘリの効果的利用も含め、体制の強化が図られてきました。

平成29年1月から医師会及び雲南市立病院の協力のもと、休日診療を開始し、感染症の流行する冬季を中心に多くの患者が利用しています。

雲南地域災害医療対策会議において災害時の医療が適切・迅速に機能するよう関係機関による検討が継続され、当市においても雲南市地域防災計画（令和元年5月）に基づき、発災後の医療機能の維持・確保のため事業継続計画（BCP計画）の策定に着手しました。

今後の課題

関係機関との連携のもと、休日・夜間の救急医療体制を維持します。

3次医療機関との連携やドクターヘリの活用により、患者の容態等に応じた適切な搬送対応に努めます。

ドクターヘリの専用ヘリポートについては、整備の必要性も含め雲南市立病院や消防署等の関係機関と検討を行います。

災害時の医療提供体制の確保に向け、引き続き関係機関との検討を進めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
雲南市立病院へ搬送される市民割合	49.7%	61.1%	60.0%	66.0%
病院に搬送されるまでの平均時間	43分55秒	43分00秒	44分00秒	42分00秒

④医療行為を受ける機会の保障

成 果

国民健康保険、後期高齢者医療とも収支均衡が保たれ、医療財源の安定化を図ることができています。

子ども医療費の助成については、中学校3年生にまで対象を独自に拡充し、医療費無

償化の取り組みを継続しました。

雲南市国民健康保険保健事業実施計画（以降「データヘルス計画」という。）（平成30年3月）を策定しました。各種システムが保有する健康データを総合的に分析し効果的な保健指導を行うことで、市民の健康増進を一層図るよう取り組みを強化していますが、この取り組みが医療費の抑制にもつながるものと期待しています。

今後の課題

医療財源の安定化を図るため、現在の取り組みを継続します。

高齢者を中心に医療機関への通院手段の確保・充実を求める意見が多く挙げられており、その方策を検討していく必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	68.3%	75.6%	77.1%	83.4%

【2】健康づくりの推進

○施策の取り組み成果

市民アンケートの結果から「日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合」は60～65%の割合で推移しており、現状が維持されています。年齢別に分析すると65歳以上の市民の割合は約70%と高く、施策の取り組み成果が現れています。一方で65歳未満の市民の割合（主に青壮年期の市民の割合）が低くなっており、同年代への対応やライフステージに応じた切れ目のない健康づくり活動の推進に向けた取り組みが必要です。

平素から健康管理に努め、病気の早期発見・早期対応を行うことが大切ですが、そのために特定健診実施率の向上の取り組みを強化しました。また特定健診の結果を受け、必要となる方への特定保健指導にも力を入れ、生活習慣病予防や病気の重症化予防などにつなげることができました。

当市の主な死亡原因の一つであるがんに関する年齢調整死亡率※3をみると、女性は65前後で推移しており、男性は増減を繰り返しながらも次第に減少していく傾向にあります。地域や市民団体との協働によりがん健診など各種健診受診率の向上に努め、啓発活動を継続していますが、そうした取り組みも成果向上の一助となっているものと考えます。

自死防止に関しては、自死防止総合対策検討委員会を通じた関係機関の取り組みが進められているほか、雲南市自死対策総合計画（平成31年3月）も策定し、対策にあたっています。当市の自殺死亡率は徐々に減少しており、着実な成果が得られています。

■施策の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
A 日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	60.5%	65.5%	64.9%	63.7%
B 特定健診の実施率	33.8%	35.8%	36.3%	39.3%
C 特定保健指導の実施率	5.6%	28.8%	34.8%	64.8%
D 40歳～64歳全がん男女別年齢調整死亡率(単位なし)	男 140.9 女 68.3	139.5 63.0	133.2 64.4	138.8 67.0
E 自殺死亡率(単位なし)	31.43	30.84	29.88	29.85

D、Eは5年間の平均値を人口10万人あたりに換算した数値です。

○基本事業の取り組み成果と今後の課題

①地域ぐるみで取り組む健康づくり

成 果

健康づくり講演会などの機会を通じ市民一人ひとりに「うんなん健康都市宣言」の理念の浸透を図るとともに、健康づくり推進協議会を中心に地域や関係機関が一体となり取り組みを推進しました。

地域運動指導員や食生活改善推進員を育成し、それらの地域人材による主体的活動の支援や、保健師との協働により健康講座等を行いました。

平成30年度から「地域とすすめる健康づくり・介護予防事業」に新たに取り組み、地域自主組織を中心とする住民主体の健康づくり・介護予防活動の動機付けとなるよう事業を展開しています。

雲南市自死対策総合計画を策定し、計画に基づく取り組みを進めています。

今後の課題

「うんなん健康都市宣言」の更なる普及・啓発や健康づくり推進協議会の活動、地域とすすめる健康づくり・介護予防事業の実施により、日常的に健康づくり・介護予防活動を行う市民を増やしていく必要があります。特に青壮年期の市民に対する支援策を検討し、対応を図っていく必要があります。

あわせて、地域での活動の牽引役となる地域人材の育成や活動支援を通じ、地域における住民主体の健康づくり・介護予防の更なる実践が行われるよう努めます。

高齢化の進展に伴い、健康づくりと介護予防を一体的にとらえ、切れ目のない活動の展開に努めていく必要があります。

地域共生社会や地域包括ケアの視点から地域のみんなで助け合い、支えあいながら健康づくり・介護予防に取り組むことのできる地域の環境づくりに努めると同時に、地域のつながりを大切にしたい孤立や閉じこもり、自死防止対策に取り組めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	60.5%	65.5%	64.9%	63.7%

②病気の早期発見と重症化予防・感染症の予防

成 果

身体教育医学研究所うんなんの運動キャンペーンに関する研究成果や島根大学との共同研究で得られた健康データを根拠に、当市の健康課題を明確にした効果的な保健指導の実践に努めました。

新たに策定したデータヘルス計画に基づき国保データベースシステム(KDB)や健康医療情報等分析システム(Forcus)などが保有する健康データも積極的に活用し、更に保健指導が充実するよう取り組みを進めています。

身体教育医学研究所うんなんでは、健康長寿評価システム構築事業(公益財団法人地

域社会振興財団)を活用し、分野ごとに保有する健康等に関するデータを収集し、総合的に分析・活用できるよう新たな研究に取り組み始めました。

医師会など医療機関とも連携し、特定健診の実施率や各種がん検診の受診率向上の取り組みを継続するとともに、特定健診未受診者に対する積極的な受診勧奨に努めました。

当市の死亡順位第1位であるがん対策に注力し、医療機関や市民団体とも連携し、各種がん検診の受診を呼びかけました。特に大腸がんに関しては地域自主組織との協働により、検診容器の販売促進を図るなど、成果拡大のための工夫をしています。

児童や高齢者が適切に予防接種を受けられるよう市内外の医療機関と連携し、適正接種に努めました。

今後の課題

各種健康データの有効活用を図りながら、疾病予防の視点から保健指導等の取り組みを一層充実させていく必要があります。

病気の早期発見と重症化予防のため各種健診の受診率向上に向けた取り組みを継続的に進めますが、とりわけ健康格差※4の広がり抑制するため、個別訪問や個別指導にも注力します。

感染症予防のため、引き続き医療機関と連携しながら予防接種の徹底に努めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
被保険者一人あたり国保医療費(費用額)	444,434円	458,935円	466,778円	475,071円
特定健診実施率	33.8%	35.8%	36.3%	39.3%
大腸がん検診受診率	10.9%	10.6%	9.7%	12.7%

③食育の推進 成 果

庁舎内プロジェクト会議やうんなん食育ネット会議を通じ、関係各課や関係機関と連携し、食育活動推進のための取り組みを実施しました。

「うんなんの食育 あいうえお」の作成やうんなん家庭の日、お弁当の日、食育の日の取り組みを通じ、食に関する市民の意識の高揚を図り、望ましい食習慣を習得するための活動を展開しました。

望ましい食生活に関する啓発・実践が行われるよう、食生活改善推進員の活動を支援しました。

今後の課題

近年、フレイル※5予防やサルコペニア※6予防など、高齢者の介護予防と食との関係性が注目されています。「食育の推進」においても、適切な栄養摂取に関する取り組みを進めていく必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
朝食の欠食率(3歳児)	5.1%	2.6%	2.1%	2.4%
朝食の欠食率(小学生)	1.5%	1.7%	1.0%	3.6%
朝食の欠食率(中学生)	4.3%	1.1%	2.3%	3.7%

【3】高齢者福祉の充実

○施策の取り組み成果

年によってばらつきはありますが市民アンケートの結果、「生きがいを感じている高齢者の割合」は平均すると72.0%となり、多くの高齢者が地域で生き生きと元気に生活を送っている様子が伺えます。趣味や習い事をはじめ、地域自主組織等により住民主体の地域活動が盛んに行われていることや、身近な人とのつながりや交流のある温かな地域環境などが要因に挙げられると考えています。

介護保険の要介護認定率は10%台後半で推移していますが、県内で最も低くなっており、ここでも当市の高齢者が健康で元気に暮らしている様子を伺うことができます。

平成29年度から始まった介護予防・日常生活支援総合事業により介護認定がなくても一部のサービスを受けられるようになったことや、介護予防の視点を加えた地域活動が行われるようになってきたことなども要因として挙げられます。

■施策の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
A 生きがいを感じている高齢者の割合	77.8%	66.1%	68.0%	76.1%
B 要介護認定率(認定者数/1号被保険者数)	19.2%	19.0%	18.8%	18.7%

○基本事業の取り組み成果と今後の課題

①地域ケア体制の充実

成 果

地域包括支援センターでは要介護認定、介護サービスの利用、生活に関する困り事など多岐にわたる相談を受けつけており、総合相談窓口としての機能を発揮しています。

地域ケア会議では、看護師、リハ職、歯科衛生士、管理栄養士など多分野・多職種の参画を得ながら、関係者相互のケアマネジメント力の向上が図られています。医療分野が主体となり開催する在宅医療意見交換会にも薬剤師やケアマネジャーが参画するなど、多職種連携の動きがでてきています。

生活支援の充実に向けては、移動、配食、見守り、災害時の対応などの課題を中心に地域自主組織とも連携し、サービスの充実に努めています。あわせて企業チャレンジの取り組みが新たにはじまり、令和元年には大東駅前周辺でのスローモビリティ※7を活用した実証実験が行われるなど、新たな生活支援サービスを官民の協働で開発していく動きもでてきています。

高齢者施設や住まいの確保については、平成27年度に認知症対応型共同生活介護施設、小規模多機能型居宅介護施設が整備され、整備費用の一部助成を行いました。その他、サービス種別の転換などにより利用者ニーズに対応した地域密着型サービスの整備が進められました。

今後の課題

総合相談・支援体制の充実については、地域包括支援センターをはじめ社会福祉協議会内に設置されている権利擁護センター及び生活支援・相談センターなどの既存の相談機能や、令和元年に社会福祉法人連絡会により開始された「身近でなんでも相談窓口ネットワーク」の取り組みとも連携を深めながら、複合化する問題・課題への対応を図る必要があります。

多職種との連携については、地域ケア会議など既存の協議機能を通じ、更なる連携体制の構築を図ります。また、令和元年度に開催した多職種連携ネットワーク会議（研修会）の定例化を図り、多職種全体で意見交換等を行うことのできる場の創出につなげます。

生活支援体制の整備については、既存のサービスを高齢者のニーズに応じ深化・充実させていくとともに、「地域福祉の充実」施策で推進する住民主体の支えあい活動や企業チャレンジの動きとも連動し、取り組みを進めていくこととします。

施設・住まいの確保については、将来的に人口が減少する中、新たな施設整備を行うことが困難な現状にあることにも鑑み、サービス種別の転換などを中心に当市の現状に即した整備が進められるよう雲南広域連合と連携しながら対応に努めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
地域包括支援センターへの相談件数	7,982件	8,485件	8,118件	8,339件
※1高齢者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合	68.9%	71.9%	—	—
※2手助けをしてほしいことがある高齢者の割合	—	—	12.6%	17.6%

客観的な市民の評価から高齢者の主観を重視した評価へと変更するため、※1は平成28年度をもって調査を終了し、平成29年度より※2を調査項目に加えています。

②介護予防の推進と介護サービスの充実

成 果

介護予防については、うんなん幸雲体操の普及や地域とすすめる健康づくり・介護予防事業を新規に実施するなど、地域自主組織と連携しながら住民主体の健康づくり・介護予防の取り組みが進むよう支援を行っています。

介護サービスの充実については、雲南広域連合を中心に介護保険事業計画（平成30年3月）に基づく各種介護サービスの提供を行いました。雲南圏域では平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みを開始しましたが、住民周知や事業者への説明などを実施し、円滑に制度移行を完了しています。

認知症対策では、平成27年度から認知症地域支援推進員1名を配置し、平成28年度には認知症初期集中支援チームを結成するなど、相談支援体制の充実を図りました。集団特定健診時に簡易スクリーニング検査を高齢者全員に実施し、早期発見・早期対応に向けた取り組みを行っていますが、令和元年からは認知症地域支援推進員による個

別訪問検査も実施し、体制を充実させています。

今後の課題

高齢者が生き生きと元気に暮らすことができるよう、全ての市民を対象に、認知症に関する正しい知識の普及を引き続き図っていく必要があります。また介護予防や早期発見・早期対応に関する意識を高めてもらうよう取り組みを進めていくことが大切です。

地域における住民主体の活動が広がるよう、地域自主組織と連携し、地域における健康づくり・介護予防事業などの取り組みを継続していきます。

地域や高齢者の実情・実態に即した適切な介護サービスが介護保険制度に基づき提供されるよう、雲南広域連合と連携し、介護保険事業計画の策定に努めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
介護サービスを受けている高齢者の割合	16.8%	16.9%	15.6%	15.7%
要介護・要支援認定者のうち認知症高齢者数	1,933人	1,931人	1,945人	1,922人

③社会参加活動の促進

成 果

シルバー人材センターや老人クラブへの支援を継続し、高齢者の就労や社会参加の促進に努めました。

地域自主組織で取り組まれている地域福祉活動をはじめ、生涯学習や地域づくり活動などの様々な機会を通じ、高齢者が地域の中で生き生きと活動できる場がたくさん確保されるよう、地域円卓会議※8等を通じ、地域とともに考えてきました。成果として事業の目的を見直したり、複合的な視点で事業を再構築したりする動きが地域自主組織の中からも出てきています。

今後の課題

老人クラブでは会員数の減少が、シルバー人材センターでは新規会員の獲得が、近年大きな課題となっており、団体とも連携し対応のあり方について検討を進めていく必要があります。

全ての高齢者が生き生きと輝きながら地域で暮らすことができるよう、地域自主組織をはじめ、様々な団体、関係機関と連携しながら、集いの場、活動の場の維持・創出に継続して取り組んでいかなければなりません。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
地域と交流があると感じる高齢者の割合	72.6%	71.5%	70.9%	74.4%

【4】障がい者（児）福祉の充実

○施策の取り組み成果

平成29年度までの市民アンケートの結果から「障がい者が社会参加しやすい環境だと感じる市民の割合」は、第3次計画期間中、30%前後で推移しました。25%前後で推移した第2次計画期間中（H22～H26）と比較すると向上が図られています。障害者差別解消法（平成28年4月）の施行により、啓発活動に注力したことで市民の意識に変化が現れはじめているとも考えられます。

市内事業所等に障がい者雇用の促進が図られるよう継続的に働きかけ、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度などの周知に努めてきました。取り組みの成果として平成27年度に1.83%だった雇用率は平成30年度に2.26%まで上昇し、法定雇用率※9（2.2%）を上回ることができました。

■施策の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
A1 障がい者が社会参加しやすい環境だと感じる市民の割合	28.4%	36.0%	32.2%	—
A2 障がい者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合	—	—	—	61.1%
B 障がい者雇用率	1.83%	1.81%	2.05%	2.26%

障がい者の社会参加に限定せず、暮らし全体を評価する指標に変更するため、A1は平成29年度をもって調査を終了し、平成30年度よりA2を調査項目に加えています。

○基本事業の取り組み成果と今後の課題

①自立と社会参加の促進

成 果

障害者差別解消法の周知を図るため、雲南圏域障がい者総合支援協議会（雲南市地域部会）で啓発パンフレットを作成し配布しました。

地域行事や各種活動への障がい者の参加・交流を促進するため、地域住民や障がい者団体、福祉サービス事業所等と連携しながら対応しています。

市内社会福祉法人与連携し、障がい者雇用や就労の場の創出に努めた成果として、平成30年12月に「尺の内農園（就労継続支援B型事業所）」が開設されたり、学校給食用の野菜の栽培・収穫作業を請け負ったりと、農福連携による取り組みが進みはじめています。また、雲南市立病院の整備に合わせ院内カフェをオープンしました。

災害時の対応としては、避難に支援を要する方に、避難行動要支援者名簿への登録を呼びかけ、また本市が配信する安心・安全メールへの登録を勧め、いち早く情報伝達が行えるよう取り組んでいます。避難行動要支援者名簿に登録された方については、地域自主組織や関係機関等と連携し、個別支援プラン・マイ避難プランの作成を行っています。

住まい対策では、市営住宅へ優先的に入居できるよう配慮し、住宅リフォーム支援事業により住居のバリアフリー化に対する助成を行うなどの取り組みを継続しています。

今後の課題

障がい者理解や交流及び雇用・就労の促進については、取り組みを継続的に実施していく必要があります。特に中山間地域に位置する当市の地理的要件や田畑の維持などの地域課題も踏まえ、農福連携による障がい者就労の可能性について検討していきます。

災害時や緊急時の対応については、個別支援プラン・マイ避難プランの作成などを通じ、より具体的な支援方法を検討していかなければなりません。

福祉環境の整備については、市営住宅のバリアフリー化やグループホームの整備などを、中期財政計画や参入希望事業所の意向などにも配慮しながら、計画的に進めていくこととします。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
障がい者が社会参加しやすい環境だと感じる市民の割合	28.4%	36.0%	32.2%	—
障がい者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合	—	—	—	61.1%

②障がいに関する相談体制の強化

成 果

雲南圏域障がい者総合支援協議会（雲南市地域部会）において相談支援事業所とサービス事業所間の連携強化を図ったり、相談支援専門員の資質向上を図るため相談支援アドバイザーによる月1回の定期研修会を行ったりと、相談支援体制強化のための取り組みを行いました。

発達障がいや高次脳機能障がい等への理解を深めるため保健所や当事者会、専門機関との連絡を密にしたり、島根県東部発達障害支援センターが行う医療相談を定期的に活用したりするなど、専門機関との連携を深めながら相談支援にあたりました。

子どもの障がいに関しては子ども家庭支援センター「すワン」（平成27年4月開設）において子育てに対する総合相談を実施し、精神障がいに関しては多様化する家族の相談ニーズへの対応を図るなど、障がい特性をとらえた相談体制の充実に努めました。

権利擁護センターと連携し、障がい者の権利擁護に努め、成年後見制度の有効活用や利用支援を継続して行っています。

障がい者虐待防止センターでは、障がい者虐待の防止に向け、迅速かつ適切な対応に努めています。

今後の課題

既存の取り組みや各種相談機能を活用しながら、障がい者の高齢化や複雑化する課題に対応するため、引き続き相談支援体制の充実に図っていく必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
相談件数(事業所の相談員が受けた件数)	20,628件	21,193件	18,978件	19,401件

③福祉サービスの充実

成 果

国の施策として障害福祉制度と介護保険制度を合わせた共生型サービスが始まり、高齢障がい者が、使い慣れた事業所でサービスを受けることができるようになりました。

重度障がい者の在宅生活を支援するため、訪問入浴サービスなどの充実を図りました。

平成29年度に設置された生活介護事業所「にじいろ」の開設支援を行い、障がい者の地域生活への移行と定着支援の一助としました。

市単独の福祉サービスとしては、既存の取り組みを継続していますが、移動支援の充実を図るため、市外特別支援学校への通学支援のための助成制度を創設しています。

今後の課題

障がい者の高齢化に伴い、様々な課題が浮上することも予想されるため、市単独サービスも含め、必要に応じ新たな事業や制度の創設を検討していく必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
自立支援サービス利用件数	9,935件	10,055件	10,376件	10,541件

【5】生活困窮者の支援

○施策の取り組み成果

就労支援員による継続的・定期的な就労支援に加え、有効求人倍率の上昇といった社会的要因も重なり、着実な成果をあげてきています。平成27年4月から生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会に委託していますが、生活支援・相談センターにおける相談窓口機能と自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業を合わせた総合的な取り組みが実施されていることも要因の一つとして考えられます。

■施策の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
A 生活保護から自立した世帯数(死亡・転出含めない)	14世帯	10世帯	13世帯	17世帯
B 自立生活のためのプラン作成件数の割合	39.2%	34.7%	24.8%	33.6%

Bは生活困窮者自立支援の新規相談件数に対する割合です。

○基本事業の取り組み成果と今後の課題

①生活困窮者に対する相談支援体制の充実

成 果

生活困窮者自立支援事業と生活支援・相談センターの運営を社会福祉協議会が一体的に行ったことで総合的な自立支援の体制を構築し、取り組みを進めることができました。

生活困窮者支援ネットワーク会議では、支援状況及び支援実績を踏まえた評価・分析・検討や、今後の課題の把握に努めながら効果的な支援策を検討し、支援調整会議では相談者の個々の状態にあったプランを作成するため、関係分野の担当者が課題解決に向けた支援の方法について適宜検討を行っています。

このように関係機関等の連携が深まり、生活困窮課題の早期発見や生活再建に係る支援が一体的に行われ、必要に応じ生活保護制度を効果的に利用できる体制の整備が図られてきています。

今後の課題

関係機関が更に連携を深め相談支援体制の一層の充実を図るとともに、民生委員・児童委員や地域とも協力しながら課題の早期発見・早期対応を行うことができるよう努める必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活相談件数	36件	29件	30件	23件

②自立に向けた指導支援の充実 成 果

生活困窮者自立支援法（平成27年4月）の施行に伴い、自立相談支援事業、住居確保給付事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業といった新たな事業に順次取り組み、指導支援の充実に努めています。

今後の課題

自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関が連携し、きめ細かな対応に努め、早期の自立や生活再建につながる指導支援を行う必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活保護率	4.77%	4.62%	4.5%	4.13%
支援プログラム作成件数	10件	10件	10件	10件

③就労支援の充実 成 果

就労支援員が中心となり生活困窮者に対する就労意欲の喚起や、就労支援を継続して実施しています。

ハローワークと連携し、応募用紙の作成や面接指導、職業紹介、就労後の事後支援など一貫した就労支援の実施に努めています。

今後の課題

就労支援員による支援のみでなく、ハローワークやその他の多分野機関とも連携しながら、一体的な就労支援を引き続き実施するよう努めていく必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
就労支援による就労件数	9件	8件	12件	7件
生活保護から自立した世帯数	14世帯	10世帯	13世帯	17世帯

【6】地域福祉の充実

○施策の取り組み成果

市民アンケートの結果から「福祉ボランティア活動をした市民の割合」は35%程度で推移しています。地域自主組織が中心となり地域福祉の活動が各地域で行われている当市の実情に照らすと、やや低めの結果であると感じます。

一方、平成30年度より新設した市民アンケート項目「助け合える地域であると感じる市民の割合」は72.0%と高い結果が得られており、多くの市民が近所の住民と良好な関係を保ち、支えあいながら暮らしている様子を伺うことができました。

今後は、地域自主組織の活動と自治会・近所の活動との融合を図り、助け合い・支えあいの裾野を広げて行くよう取り組みを進めていく必要があります。

■施策の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
A 福祉ボランティア活動をした市民の割合	35.4%	35.1%	35.8%	36.4%
B 助け合える地域であると感じる市民の割合	—	—	—	72.0%

○基本事業の取り組み成果と今後の課題

①地域福祉課題の解決に向けた取り組みの支援

成 果

第3次計画期間においては、地域福祉課題の明確化に焦点をあて、地域支援に取り組みました。結果として、全ての地域自主組織で課題の設定が完了しています。加えて独自の住民アンケート等により地域実態を踏まえた地区計画が27の地域自主組織で策定され、地域福祉活動が展開されています。

社会福祉協議会と一体となり地域円卓会議や学び合い会議など、住民同士の協議の場の創出や学習機会の提供に努め、取り組みの活発化を図りました。

今後の課題

引き続き、地域自主組織において地域福祉課題の明確化が図られるよう支援するとともに、今後は社会福祉協議会（地区担当職員）や第1層生活支援コーディネーターが中心となり、課題解決に向けた取り組みが具体化するよう生活支援体制の整備などに際し、個別の対応に注力します。

地域福祉活動推進のための調整役として地域自主組織に配置する地域福祉推進員について、住民主体の支えあい活動に加え、健康づくり・介護予防の取り組みが一層充実するよう町別研修会等の開催を通じ、資質の向上や推進員同士の情報交換の機会の提供に努めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
地域福祉に係る課題を設定している地域自主組織の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②地域福祉の推進体制の充実
成 果

平成30年度より生活支援コーディネーター制度を活用し、地域福祉推進員の勤務可能日数を週4日に拡大することで推進体制の充実を図りました。

社会福祉協議会により「ふくしを思う人づくり」などの啓発・研修が実施され、自治会福祉委員や地域住民の賛同・参加を得ながら、地域自主組織（福祉部）の組織機能の強化に努めてきました。

第1層生活支援コーディネーターの配置により地域への支援体制を強化し、民生委員・児童委員や自治会福祉委員など、有効な地域人材とのつながりづくりを意識した、更なる組織機能の強化に取り組みはじめています。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を継続的に支援しました。

今後の課題

地域福祉の推進体制の充実に向け、引き続き地域福祉を担う人材の育成・発掘に注力していく必要があります。継続して啓発・研修に取り組む他、地域及び学校と連携した福祉教育を充実させていかなければなりません。

住民同士が助け合い、支えあう地域づくりをめざし、高齢者サロンをはじめ、様々な活動の場面を通じ、住民同士のつながりづくりに資する取り組みを支援していきます。

また、近年、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいなどによって判断能力が十分でない方の財産の管理や、日常生活等に支障のある方を社会全体で支えあうことが、新たな課題として挙げられています。判断能力が十分でない方はもとより、判断能力が十分でなくなったときのことを心配されている方を含め、財産管理、身上保護や意思決定を支援し、引き続き住み慣れた地域の中で安心して生活ができるよう、「高齢者福祉の充実」、「障がい者（児）福祉の充実」、「生活困窮者の支援」の施策と連携し、また行政、地域住民、司法・福祉専門職、民間団体等と協力して支援体制の構築に努めます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
※1地域福祉活動に関心がある市民の割合	67.8%	69.3%	68.0%	—
※2助け合える地域であると感じる市民の割合	—	—	—	72.0%

分野にとらわれず、多様な地域活動に基づく地域福祉の充実度を把握するため、※1から※2へと項目を変更しています。

【7】子育て支援の充実

○施策の取り組み成果

施策の指標となる合計特殊出生率について、島根県の数値と比較すると大差はありませんが、1.4%台で推移する全国と比較すれば高くなっており、少子化対策に取り組む県の施策とあわせ、取り組みの効果が現れていると言えます。

平成30年度から聴取する市民アンケート項目「子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる市民の割合」や「地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合」については、いずれも70%を超えています。当市で独自に取り組んできた子ども医療費や第3子以降の保育料の無料化に加え、保育園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育室などの整備に注力したこと、地域自主組織により登下校の見守りや子ども向けイベント活動が行われていることなどが大きな要因であると考えます。

■施策の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
A 合計特殊出生率(単位なし)	1.89	1.64	1.74	1.54
B 子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合	—	—	—	75.0%
C 地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合	—	—	—	71.3%
D 子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合	—	—	—	83.8%

基本事業の取り組み成果と今後の課題

①地域における子育て支援の充実

成 果

子育て支援の充実を地域課題の一つと捉える地域自主組織も多く、放課後子ども教室、登下校時の見守り、多世代交流など様々な活動が地域で展開されています。

積極的な子育て支援情報の発信に努め、「子育て応援ハンドブック」や「子育て応援ガイドブック」などを作成したり、子育てポータルサイト「ゆっくり、子育て。雲南市」を開設したりしました。

中学校等に配置する教育支援コーディネーターがつなぎ役となり、学校、地域、行政などが連携し、小学校から高校までの一貫教育の取り組みを推進しました。

今後の課題

地域自主組織と連携した子育て支援事業に取り組んでいますが、主要人材の高齢化が進み、担い手確保が難しい状況です。

共働き世帯の増加等に伴い保護者のゆとりが少なくなり、親同士や地域でのつながりが希薄になりつつあります。

子育て支援センターは、市の中心部では利用者に好評であり、相談窓口や交流の場としての役割を果たしています。周辺部での利用は減少していますが、今後も重要な役割を果たしていくことが期待されます。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
※1子育てしやすい(地域)環境だと感じる保護者の割合	62.4%	66.2%	67.4%	—
※2子育てに関する理解や関心が高い地域であると感じる保護者の割合	—	—	—	71.3%
地域の子どもを育てようと活動している市民の割合	28.3%	25.6%	24.1%	23.6%

施設等の環境要因等ではなく、人的要因を明確に把握するため、※1 から※2 へと項目を変更しています。

②子どもの心と体の健やかな発達支援
成 果

『夢』発見プログラムを更に充実させるため中学校区ごとに取り組み内容の精査を行い、平成30年度からは全小中学校でキャリア・パスポートを導入し、学びの蓄積や振り返りを通じ、子どもの学習意欲の向上が図られるよう努めています。

「幼児期運動プログラム」では、幼児の体力や生活習慣等の調査を実施し、子どもの実態を定期的に評価する仕組みを構築しながら取り組みました。

悩みや不安を抱える児童生徒への対応としてはスクールカウンセラーによる相談支援に加え、教育支援センター(おんせんキャンパス)による児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動等を実施しています。おんせんキャンパスに通った児童生徒の復帰率は高いものとなっています。

平成30年4月から、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、母子健康包括支援センター「だっこ♪」を設置し、子育て総合相談窓口となる子ども家庭支援センター「すワン」とも連携し、対応しています。小児に関する相談にも適切に対応できるよう母子保健コーディネーターを配置するなど、相談体制を整えています。

今後の課題

子育て総合相談窓口として子ども家庭支援センター「すワン」を開設し、対応してきました。子育てに関する相談件数は増加していますが、スタッフの対応に限りがあり、体制の強化が必要です。

様々な事象に対応するため、学校や子育て支援施設の職員の専門性の向上を図る必要があります。

母子保健コーディネーター及び母子健康包括支援センター「だっこ♪」の設置により、切れ目のない支援を行う体制が整いましたが、今後、一層の充実が必要です。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
乳幼児健康診断の受診率	94.9%	95.1%	98.7%	99.3%
平均むし歯本数	1歳6か月 0.04本 3歳 0.72本 12歳 0.98本	0.004本 0.78本 1.13本	0.008本 0.55本 0.86本	0.01本 0.65本 0.69本
朝食欠食児の割合	1歳6か月 1.2% 3歳 5.1%	3.0% 2.6%	0.2% 2.1%	0.8% 1.3%
ゆったりとした時間で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	48.0%	68.0%	70.6%	74.0%

③子育てと仕事の両立支援 成 果

職員の専門性や資質を高め、保育サービスの質の向上を図るため、教育保育指導員が中心となり研修の充実に努めています。

「子ども・子育て支援事業計画（第1期）」に基づく施設整備を行い、環境の充実に努めました。

保 育 所 整 備	: あおぞら保育園分園、みなみかも保育園
延 長 保 育	: 10 園まで拡大 (3 園増加)
一 時 保 育	: 10 園まで拡大 (2 園増加)
病児・病後児保育	: 3 施設まで拡大 (1 施設増加させ、ここでは病児保育も実施)
預 かり 保 育	: 幼稚園の認定こども園化等により預かり保育の量を拡大
放課後児童クラブ	: 15 小学校区まで拡大 (移送支援と組み合わせ 7 校区増加)

仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進や男性の家庭生活への参画、働きやすい職場環境づくり等呼びかける目的で、啓発セミナーを実施しています。

平成 29 年度には、市内事業所の状況を把握するため「雲南市男女共同参画に関する事業所実態調査」を行いました。

今後の課題

保育士、看護師、調理師の確保が難しく、子育て支援事業の維持や、質の低下を招く恐れがあるため、対策が必要です。

病児・病後児保育については、感染症の流行期には受入希望が重なり、利用できない場合があります。

放課後児童クラブを利用する児童の増加に伴い、施設の確保や改修が必要です。

保護者が育休を取得できないなどの理由により 0 歳児からの保育所入所が進む傾向にあります。職場環境の改善や安心して入所できる体制づくりが必要です。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
保育を希望する児童の保育所・認定こども園への入所率	96.79%	96.57%	96.12%	96.7%

④子育て相談の充実 成 果

平成27年度、子ども家庭支援課内に子ども家庭支援センター「すワン」を設置し、発達に関する早期からの支援に努めました。平成28年度から母子保健コーディネーターを配置、平成30年度から健康推進課内に母子健康包括支援センター「だっこ♪」を設置し、教育と福祉の機能が連携し、妊娠、出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援を実施しています。

要保護児童対策地域協議会では、定期的に、庁内担当者会や専門機関を交えた連絡調整会議を開催し、児童虐待のケースの情報共有や支援方針の検討を行い、対応の充実に努めています。

平成27年度から、生後2か月から5か月の第一子とその母親を対象に、子育て講座「親子の絆教室」を開催しています。

保育所等における障がい児保育の充実に継続して取り組み、私立保育所に対しては保育士加配に関する補助を行っていますが、平成30年度からは医療的ケアを必要とする場合の看護師配置についても補助対象となるよう事業を拡大しています。

障がいを持つ子どもの保護者が安心して子育てできるよう子育てサポートファイル「すくすくふぁいる」を作成し、母子保健と子育て支援及び発達支援を一体的に展開するための連携ツールとして活用しています。

今後の課題

児童虐待に関する相談窓口や連絡先の認知度は50%程度まで広がりを見せていますが、各種情報や相談窓口の更なる周知が求められます。

問題を抱える保護者は増加の傾向にあり、児童相談所、警察、保健所等の関係機関との連携を図り、細やかな対応に努めていく必要があります。

要保護児童対策地域協議会において定期的に連絡調整を行っていますが、ケース管理を適切に行うための職員の専門性向上が必要です。

障がい児の増加に対応するため、保育所などでの職員の確保が課題です。また、専門医の確保や保護者支援も必要です。

障がい福祉サービスとして、市外特別支援学校通学のための移動支援に関するニーズが高まっており、対応が求められています。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
子育てに関する相談件数	691件	882件	951件	759件

子ども家庭支援センター及び雲南市児童相談窓口が受けた子育てに関する相談件数です。

⑤子育てに関する経済的支援
成 果

これまで保育料の安価設定や土曜減免制度、第3子の保育料無料制度など、当市独自の支援策に取り組んできました。令和元年10月からは、国全体で幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、当市では3～5歳児を対象に副食費を無償化することで、独自の支援を維持しています。

国の制度に基づき、児童手当やひとり親に対する児童扶養手当などを支給しています。

一般不妊治療、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成し、治療を行う夫婦を支援しています。

今後の課題

引き続き子育てに関する経済的支援を継続していく必要があります。

■基本事業の成果指標

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
※1子育てしやすい(行政サービス)環境だと感じる保護者の割合	65.9%	71.2%	79.2%	—
※2子育てに関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合	—	—	—	75.0%

行政サービスの充実度をより端的に把握するため、※1から※2へと項目を変更しています。

第 2 部

第 1 章 基本構想

第2部 基本構想・計画目標等

第1章 基本構想

【1】まちづくりの将来像（めざすべき地域の姿）

まちづくりの将来像

誰もが支えあい健やかに暮らせるまち うんなん

人口減少や少子高齢化がますます深刻化する中、私たちを取り巻く地域の環境もめまぐるしく変化しています。高齢化の進行は認知症の方の増加、老々介護、日中独居、運転免許の返納に伴う移動の困難、財産管理や身上保護をはじめとする権利擁護など、様々な課題を引き起こしています。また、社会的孤立やひきこもり、生活困窮、子どもの貧困など、社会情勢の変化に伴う新たな課題も次々と生まれています。

このような社会的背景の中、「誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らす」ことを理念に、地域包括ケアの取り組みが進められてきました。さらに平成28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進、すなわち子どもや高齢者、障がいのある方も含めた全ての人々がともに協力し、高め合いながら生き生きと安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められるようになってきています。

当市における人口減少や少子高齢化の進展は、全国よりも遙かに進んでいます。そのため、雲南市の誕生後、いち早く市民との協働のまちづくりの実現に向け、地域自主組織とともに小規模多機能自治の仕組みづくりを行ってきました。取り組みに際しては地域と行政の対等性や補完性の原則に基づく「自助・共助・公助」の調和を重視し、地域課題の解決に向け実践を積み重ねてきています。

保健・医療・福祉の分野においても「誰もが支えあい健やかに暮らせるまち」をまちづくりの将来像に掲げ、地域包括ケアや地域共生社会の理念の実現に向け、地域、行政及び関係機関が一丸となった取り組みを進めていきます。

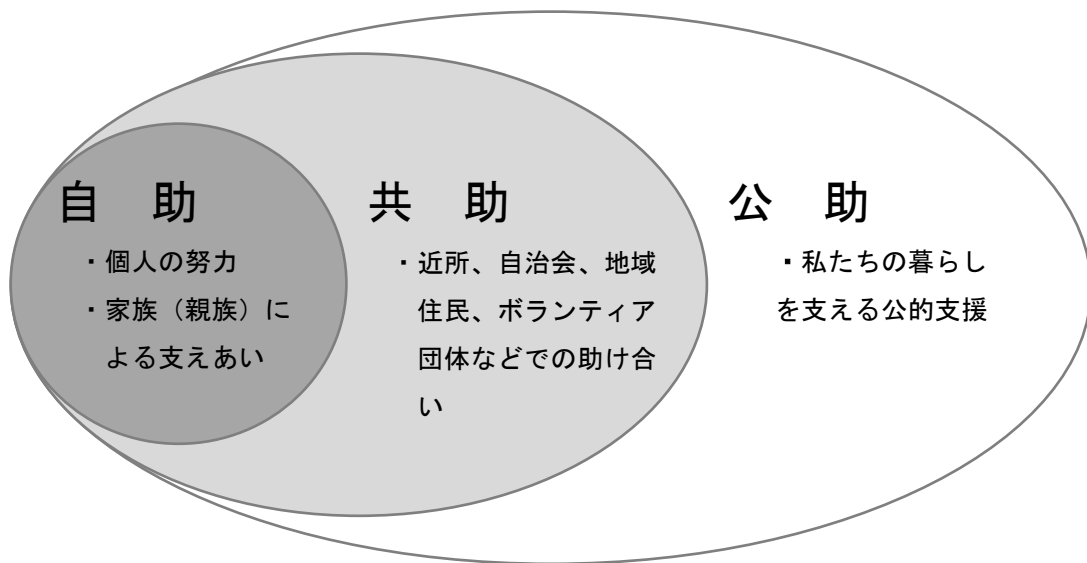
【2】地域福祉の理念の共有

まちづくりの将来像の実現に向けては、今後ますます多様化・複雑化する地域課題を分野や領域を超え「我が事」として捉え、包括的に「丸ごと」として受け止め、課題解決に主体的に取り組もうとする「我が事・丸ごと」の地域づくりや、包括的な支援体制の整備が極めて重要となります。

そのため、地域福祉計画を包括する本計画と社会福祉協議会が策定する雲南市地域福祉活動計画が密に連携し、取り組みを推進していきます。

また、住民一人ひとりが生き生きと輝き、安心して暮らすことのできる地域の環境を、地域や行政、関係機関が一体となりつくりあげていこうとする地域福祉の理念について、保健・医療・福祉分野の各施策でもしっかりと共有し、取り組みを進めます。

■ 補完性の原則に基づく「自助・共助・公助」



1. 地域福祉推進のための重点事項

①地域の福祉を思う人づくり

「支えあい健やかに暮らせるまち」を創造していくためには、支えあいや助け合い活動に参画したり、協力したりできる地域人材を育成していくことが最も重要です。他人事ではなく我が事として捉えることができる人、すなわち地域の福祉を思う人づくりに取り組みます。

②つながりを重視した地域福祉推進体制の強化

○体制づくりの基礎

住民主体の支えあいや助け合い活動の基礎は、近所同士の良好な関係や地域のとつながりの深さにあります。住民相互のつながりの希薄化を懸念する声が聞かれるようになる中、「人と人」及び「世代間」のつながりの重要性を再認識し、お互いを気づかうことのできる当市の温かな地域環境の維持・保全に努めます。

○体制の強化

当市には、全国に誇ることのできる地域自主組織が市内全域に設立され、「支えあいの地域づくり」の取り組みが既に展開されています。地域自主組織を中心とする住民主体の地域福祉活動を将来にわたり維持・存続させていくためには、「人と人」さらには「人と資源」とのつながりを強固なものとし、地域福祉の推進体制を整えていかなければなりません。民生委員・児童委員やボランティア団体、自治会などとの連携を更に深め、地域福祉に対する理解の裾野を広げながら既存の取り組みを補充・深化させていくことが必要です。

○体制づくりの重層化

健康づくり・介護予防の面からも「つながりづくり」が大切な視点となってきます。自助努力として行う健康づくり・介護予防とともに、隣人同士で気づかい合い、皆で励まし合いながら行う共助の健康づくり・介護予防活動を推進し、地域全体の健康力を高めていく必要があるため、保健・医療分野においても、つながりを重視した取り組みを進めていくこととします。

○権利擁護の充実

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理または日常生活等に支障がある方を社会全体で支えあうことが喫緊の課題とされている中、判断能力が十分でない方や判断能力が十分でなくなったときのことを心配されている方の把握にも努め、早期相談につなげるとともに、地域で支えあう体制の構築が図られるよう、地域と行政、司法・福祉専門職団体、関係機関が一体となった取り組みに努めます。

③地域福祉を支える公的支援体制づくり

住民主体の地域福祉活動と公的支援とが切れ目なく連続的に展開され、複雑化する地域の生活課題に対応できるよう身近な総合相談体制の充実を図るほか、生活課題の解決に向け、生活支援体制（権利擁護、虐待防止、生活困窮者対策、住民主体の支えあい活動支援）の整備を進めます。

中でも、権利擁護の支援にあたっては、司法・福祉専門職団体、相談機関、福祉サービス提供事業者が参画する地域連携ネットワークの構築が必要不可欠とされています。このため地域連携ネットワークの中核となる機関を県、近隣市町、関係機関との連携により設置できるよう調整を進め、5つの機能（広報、相談、利用促進、後見人支援、不正防止）の段階的な整備に努めます。

権利擁護の中核をなす成年後見制度は、地域共生社会の実現に資する制度とされており、地域における地域福祉推進体制の強化にあわせ、制度の普及・啓発に努めます。また、市民後見人の育成という将来展望のもと、関係機関との連携により、まずはその仕組みづくりに努めます。更に、法人後見については、社会福祉法人の地域貢献による取り組みが進むよう啓発に努めます。

地域の実情に即した地域福祉の推進体制の強化が図られるよう、保健・医療・福祉分野はもとより、地域づくり、教育部門をはじめとする分野・領域を超えた地域支援に努めます。

2. 地域福祉の充実に向けた取り組み共通事項

①総合相談・支援体制の充実

地域住民が抱える福祉課題は多岐にわたり、また複雑化しています。このため市内2か所に設置する地域包括支援センターにおいて、総合相談窓口を開設し対応にあたっています。令和元年度からは「身近でなんでも相談窓口ネットワーク」の仕組みが整えられ、地域住民がより身近な場所で相談を受けることのできる体制が充実してきています。行政及び関係機関の連携のもと、総合相談体制の更なる充実を図ります。

総合相談体制の充実を図ることと並行し、専門機関等が行う生活課題に対する各種支援へと適切につながるよう、また複合的な課題に対しても多機関・多分野による支援を行うことができるよう連携体制の強化を図ります。

②早期発見・早期対応に向けた地域の環境づくり

当市の各地域には、近所同士や自治会内での交流がまだまだ盛んに行われており、お互いを気づかい合う温かな地域の環境が残っています。また、地域自主組織では、見守り、声かけ、個別訪問など、それぞれの地域の実情に応じた住民主体の支えあい活動が行われています。

近年、「ひきこもり」や「8050」と呼ばれる問題が全国的に注目を集めていますが、当市においてもこうした問題が地域の中に潜在しており、早期の対応が必要です。

地域自主組織が行う既存の地域福祉活動と近所や自治会等とのつながりを組み合わせ、住民の困りごとや悩みごとが早期に把握され、問題が深刻化する前に専門機関等による適切な支援が受けられる地域の環境づくりに努めます。

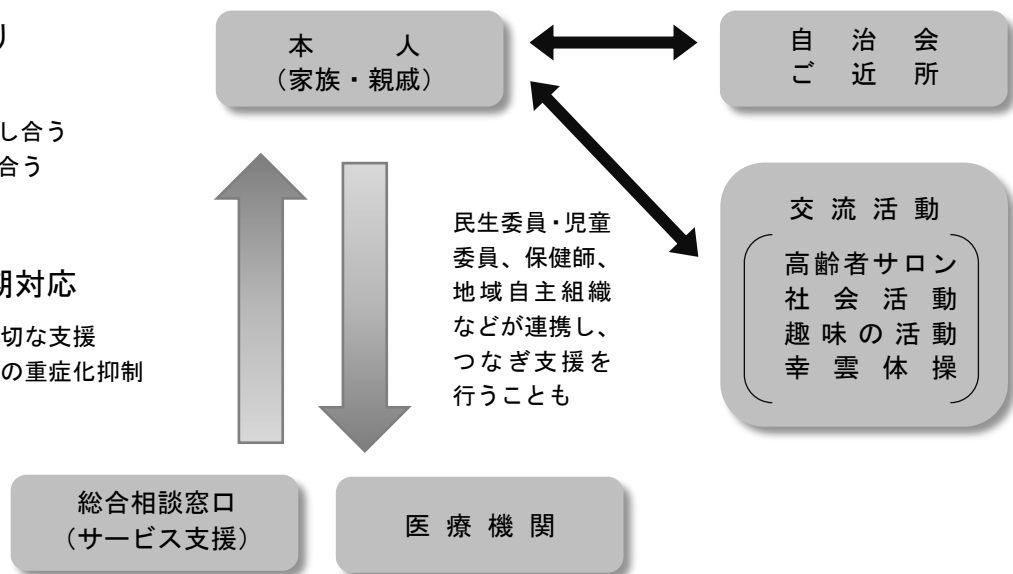
■早期発見・早期対応の地域イメージ

①つながりづくり

- ・交流する
- ・困ったことを相談し合う
- ・助言し合う、助け合う

②早期発見・早期対応

- ・専門機関等による適切な支援
- ・生活課題、健康課題の重症化抑制



③社会参加の推進

誰もが生き生きと地域の中で活動するためには、多様な社会参加の場を創出していく必要があります。このため、地域、行政及び関係機関が一体となり、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、地域の年中行事など、様々な機会を活用した集いの場の創出を図ります。

集いの場については、高齢者の経験や知識を活かしたり、認知症や障がいのある方の特性を理解したり、子どもの貧困・孤立にも対応した多世代交流の場にしたりと、複数の目的を包括したものとなるよう工夫し、取り組みを通じ、地域福祉に対する理解を深め、地域の寛容性を培います。

④福祉環境の整備

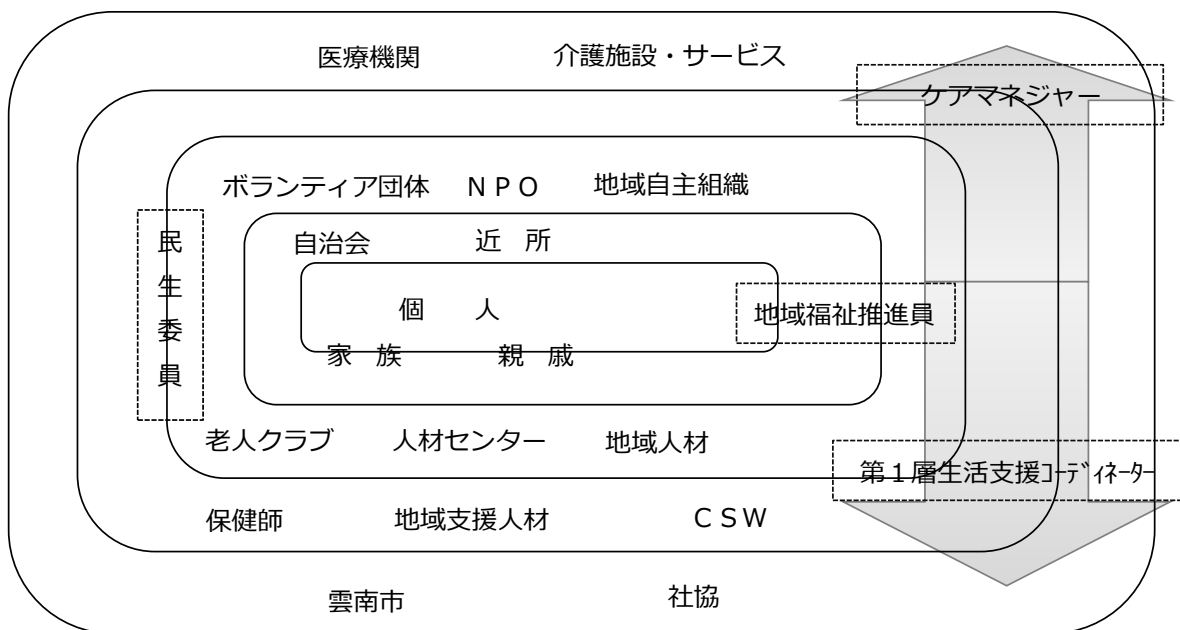
住宅や道路、公共施設などの整備・改修に際しては、ユニバーサルデザイン※10やバリアフリー※11を意識し、高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もが安心して暮らすことができる福祉環境の整備を計画的に行います。

⑤福祉サービスの充実

全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民のニーズや地域の実態把握に努め、各種法制度に基づくサービスや当市独自のサービスなど、多様な福祉サービスの提供に努めます。

移動支援や買い物支援といった課題に対しては、生活支援体制の整備を図るとともに、地域自主組織等で行われる住民主体の支えあい活動などと連携しながら、解決に努めます。

■地域福祉の推進体制イメージ



※地域自主組織に配置される福祉部を地区福祉委員会と位置づけ、雲南市及び社会福祉協議会が連携し、地域支援にあたります。

【3】切れ目のない健康づくり・介護予防活動の推進

雲南市が誕生して10年目となる平成26年度に「市民の誰もが生涯健康で生き生きと暮らしていくこと」を願い、うんなん健康都市宣言※12を策定し、健康長寿日本一のまちをめざした取り組みを進めています。

1. うんなん健康都市宣言

うんなん健康都市宣言では、市民一人ひとりがめざすべき姿を「ま・め・な・か・ね」の言葉に込め、栄養、運動、心身の健康など、私たちの健康に必要な要素を明示しています。当市における健康づくり・介護予防活動のあり方をメッセージとして市民に発信し、取り組みを推進することでまちづくりの将来像の実現につなげます。

ま	なびます生涯つづける健康づくり
め	ざします旬を味わう地産地消
な	くします一人でくよくよ悩むこと
か	なえます無理せずできる運動習慣
ね	がいます地域で取り組む健康長寿

2. 切れ目のない活動の推進

健康づくり・介護予防に関する事業は、ライフステージごとに次のとおり実施しています。

取り組みを推進する上では、うんなん健康都市宣言に掲げる事業ごとの役割をしっかりと認識し、特に栄養摂取（食の営みに不可欠な口腔衛生を含む）、運動と休養、人とのつながりを意識した事業を展開することで、子どもから高齢者まで切れ目のない健康づくり・介護予防活動を実施していきます。

ライフステージ	意識する視点
子ども（乳幼児期・就学期）	○望ましい生活習慣の習得 ○発達段階に応じた身体活動（運動・休養） ○良好な親子の関わり
成人（青年期・壮年期）	○生活習慣病の予防（適切な塩分摂取） ○適度な運動習慣の習得・維持 ○良好な職場や地域との関わり
高齢者（前・後期高齢者）	○フレイル予防 ○運動による身体機能の維持 ○良好な地域（近所）との関わり

【4】施策体系

「地域福祉の理念の共有」及び「切れ目のない健康づくり・介護予防活動の推進」を意識しながら、まちづくりの将来像「誰もが支えあい健やかに暮らせるまち」の実現に向け、次の施策体系に基づき取り組みを推進します。

施策1 地域医療の充実

取り組み方針
<ul style="list-style-type: none"> ○地域・専門機関・行政が一体となり、在宅療養支援体制の構築に努め、地域包括ケアの充実を図ります。 ○雲南市立病院を中心に関係機関相互の連携を深め、地域医療の更なる充実を図ります。
基本事業ごとの取り組み方針
基本事業1 かかりつけ医の普及と在宅医療の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の現状や課題について、市民への適正な情報発信と取り組みの普及・啓発に努めます。 ○地域医療を守る団体、患者団体に対する活動支援や連携した取り組みを実施します。 ○医師会をはじめとする医療機関と連携し、1次医療機関の維持・確保も含め将来に向けたあり方の検討を行います。 ○在宅療養後方支援病院（雲南市立病院）、1次医療機関をはじめとする多職種連携を更に強化し、在宅医療の推進を図ります。 ○圏域内外の病診連携を図りながら、安心して在宅療養できる体制の充実に努めます。
基本事業2 2次医療機関の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○地域に親しまれ、信頼され、愛される市立病院をめざし、健全経営に努めるとともに、地域医療の更なる充実を図ります。 ○地域枠推薦入学制度の運用や地域医療人育成センター（雲南市立病院）が行う研修機会の提供などにより、医師・看護師等の医療従事者の確保・育成に努めます。 ○市内で安心して子どもを産み育てることができる医療機能の確保に努めます。 ○市内の病院の医療職人材等の状況を把握するとともに、広域連携による地域医療体制の確保に努めます。
基本事業3 救急体制の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○雲南圏域救急医療連絡会（保健所、消防署及び市内外の救急医療機関）において、救急搬送の検証並びに協議を行い、運用の改善を図ります。 ○医師会・病院との連携により、休日・夜間の救急医療体制を確保します。 ○2次医療機関及び3次医療機関の連携のもと、ドクターヘリの活用による重篤患者等の適切な搬送を行い、救命率の向上を図ります。 ○雲南地域災害医療対策会議を中心に、災害時の医療が迅速・適切に機能するよう、関係機関・団体の連携のもと取り組みを進めます。
基本事業4 医療行為を受ける機会の保障
<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険や後期高齢者医療制度などの適正な運用を図ります。 ○「公共交通ネットワークの充実」施策や企業チャレンジ、地域の取り組みとも連携し、通院手段の確保に努めます。

施策2 健康づくりの推進

取り組み方針
<p>○うんなん健康都市宣言により、市民誰もが健康長寿・生涯現役をめざし、健康意識を高め、地域ぐるみで心と体の健康づくりや介護予防に取り組むことで、地域包括ケアの実現をめざします。</p> <p>○疾病の早期発見、早期治療を推進するとともに、望ましい食生活、身体活動・運動及び休養を通じて生活習慣病の予防・重症化予防に取り組みます。</p>
基本事業ごとの取り組み方針
<p>基本事業1 地域ぐるみで取り組む健康づくり</p> <p>○健康づくり推進協議会が中心となり、地域自主組織、住民団体及び関係機関等との推進体制の充実を図ります。</p> <p>○地域等との協働により、健康づくりのきっかけをつくり、機運を高めます。</p> <p>○地域運動指導員、食生活改善推進員等の確保・育成に取り組みます。</p> <p>○保健師など専門職による健康相談や健康教室の実施、個人に合った運動習慣の確立により健康づくり活動の推進を図ります。</p> <p>○自死防止総合対策検討委員会を中心に、地域の中で自死防止対策に取り組みます。</p>
<p>基本事業2 病気の早期発見と重症化予防・感染症の予防</p> <p>○医療機関、地域自主組織及び健康づくり活動団体等と連携して、特定健診実施率及びがん検診、特定健診、各種健診の受診率の向上を図ります。</p> <p>○地域の医療機関と連携し、疾病の重症化予防及び感染症の予防に取り組みます。</p> <p>○身体教育医学研究所うんなんや島根大学等との連携、データヘルス計画に基づく実践により、医療・保健・介護データを活用した課題分析を行い、科学的根拠に基づいた情報提供や保健指導を行います。</p>
<p>基本事業3 食育の推進</p> <p>○食育推進計画により、安全・安心で正しい食の普及・啓発を推進します。</p> <p>○食育ネット会議等を通じ関係機関と連携を図りながら、食生活改善推進員、保健師、管理栄養士などの活動を進め、望ましい食生活の実践を促進します。</p>

施策3 高齢者福祉の充実

取り組み方針
<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉分野等が連携し、地域との協働により高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境づくりを進めることにより、地域包括ケアの推進を図ります。 ○健康長寿・生涯現役のまちづくりに向け、健康づくり・介護予防を一体的に推進し、重症化防止や認知症対策に努めます。
基本事業ごとの取り組み方針
基本事業1 地域ケア体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターを中心に総合相談窓口の充実とともに、地域や保健・医療・福祉・司法の関係機関が連携した活動の強化を図ります。 ○移動支援、買い物支援、見守りなどの生活支援や、住まいの確保などにより、高齢者が安心して暮らすことができる基盤整備を図ります。
基本事業2 介護予防の推進と介護サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病や運動器疾患、フレイルを原因とする介護予防に努めます。 ○認知症の早期発見、早期支援により、認知症対策を推進します。 ○高齢者が安心して暮らすことができるよう必要に応じた介護サービスの確保・充実に努めます。
基本事業3 社会参加活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の経験、技能及び資格を活かせる機会や環境をつくります。 ○地域での健康づくり活動、ボランティア活動、交流活動などへの参加を促進します。

施策4 障がい者（児）福祉の充実

取り組み方針
<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療・福祉・教育などあらゆる機関が連携し、障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしができる環境づくりを進めることにより、地域共生社会や地域包括ケアの実現に向け取り組みます。 ○障がいへの理解を深めるとともに、障がい者の社会参加による自立を促進します。
基本事業ごとの取り組み方針
基本事業1 自立と社会参加の促進
<ul style="list-style-type: none"> ○障がいへの理解を深めるための啓発活動の推進を図ります。 ○就職及び継続的な就労に向けた支援や地域活動などに参加しやすい環境づくりを推進します。 ○障がいのある方が安心して暮らすことができるよう福祉環境整備や災害時の避難支援体制整備を進めます。
基本事業2 障がいに関する相談体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業所と福祉サービス事業所間の連携を強化し、身近な相談窓口の充実を図るとともに、司法専門職と連携し権利擁護や差別防止等に関する相談機能の充実を図ります。 ○発達障がいについて、状況に応じた切れ目のない相談・支援機能の充実を図ります。
基本事業3 福祉サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> ○外出支援をはじめ在宅生活を支える必要な支援の充実を図ります。 ○福祉サービス事業所と連携し、「共生型サービス」の普及・拡大を図ります。

施策5 生活困窮者の支援

取り組み方針
○早期からの相談支援、就労支援の充実を図るとともに、専門機関と連携して生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を強化することにより、地域共生社会や地域包括ケアの実現に向け取り組みます。
基本事業ごとの取り組み方針
基本事業1 生活困窮者に対する相談体制の充実
○社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、多分野・多機関と連携し、生活困窮に対する早い段階での課題の把握に努め、相談・支援につながる環境を構築します。
基本事業2 自立に向けた指導支援の充実
○自立に向けた支援計画を策定し、関係機関の連携による情報共有のもと、住まいの確保や生活の立て直しに向けた指導・支援を行います。 ○貧困が世代を超えて連鎖しないよう、子ども・若者の自立心を育むための支援を行います。 ○生活保護受給者に対し、定期的な訪問による状況把握や医療・介護関係者と連携した健康管理を行い、必要な指導・支援を実施します。
基本事業3 社会参加の促進・就労支援
○関係機関と連携し、社会的に孤立した人の自立に向けた支援に努め、社会復帰を促します。 ○生活困窮者の就労に向け、ハローワークなど関係機関と連携し、就労支援を行います。

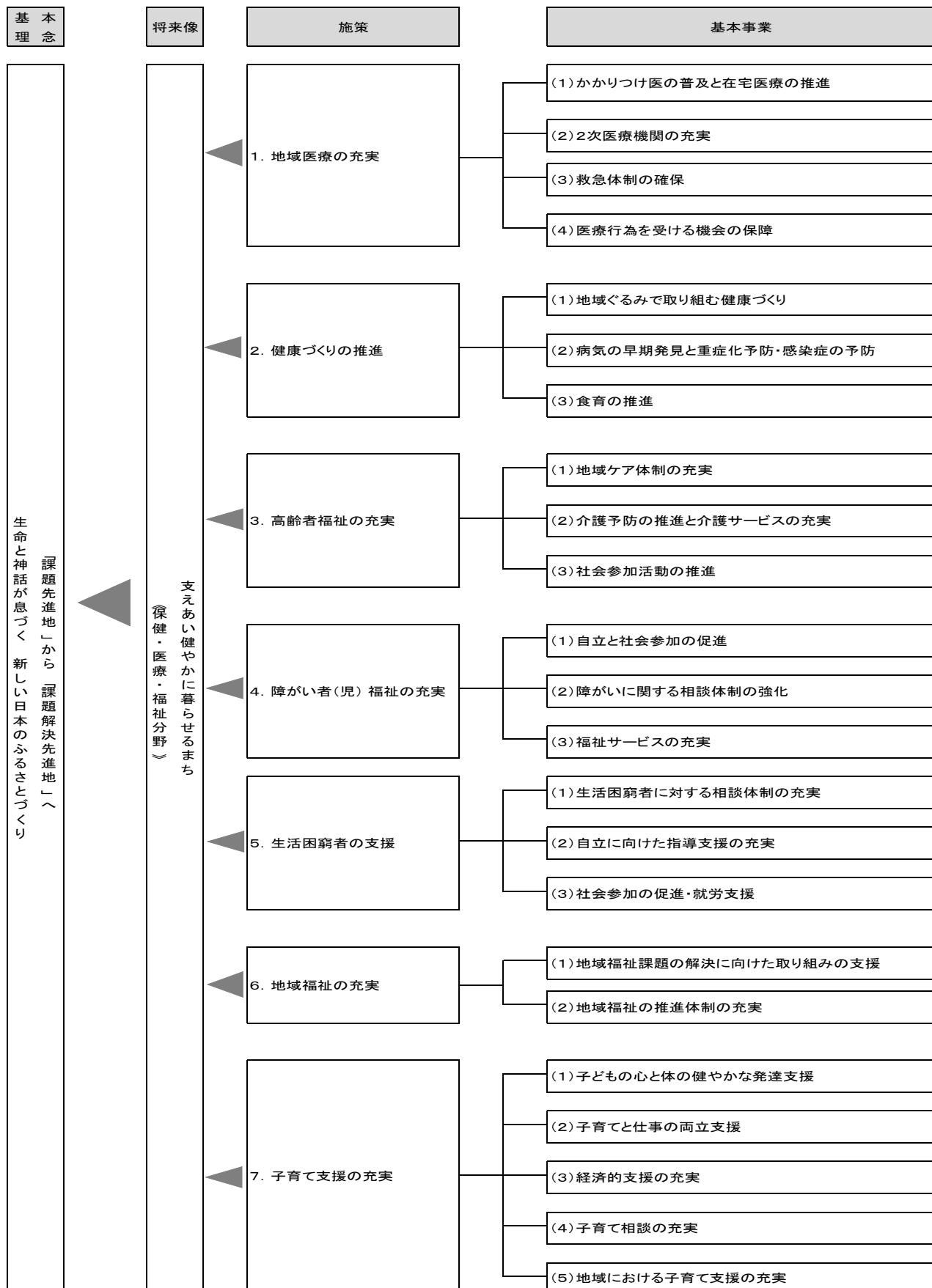
施策6 地域福祉の充実

取り組み方針
○地域、行政及び関係機関が連携し、誰もが地域でその人らしく安心した生活ができる地域づくりを推進することにより、地域共生社会や地域包括ケアの実現に向け取り組みます。
基本事業ごとの取り組み方針
基本事業1 地域福祉課題の解決に向けた取り組みの支援
○地域課題を把握し、課題解決に向け、住民主体の活動が行われるよう社会福祉協議会と連携し、支援します。
基本事業2 地域福祉の推進体制の充実
○住民同士のつながりを大切に、地域での声掛けや要支援者の把握などを行い、支え合う意識を高め、地域ぐるみで取り組む環境をつくります。 ○地域自主組織が中心となり、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会福祉委員、地域福祉推進員、生活支援コーディネーター及び様々な団体と連携して、地域の課題解決に向けた推進体制の充実を図ります。 ○地域福祉活動を支える人材の育成・確保に努めます。

施策7 子育て支援の充実

取り組み方針
<p>○「子育てするなら雲南市」をめざし、多様化する保育ニーズに対応するためのサービス及び施設の充実に加え、多機関連携による切れ目のない支援により、子どもたちの健やかな成長を促します。</p>
基本事業ごとの取り組み方針
基本事業1 子どもの心と体の健やかな発達支援
<p>○母子健康包括支援センターを窓口として、妊婦や全ての子育て家庭に対し、関係機関と連携を強化した体制のもと、きめ細かな相談支援や情報提供など、成長に合わせた子育て支援に取り組みます。</p> <p>○日々の生活や成長に合わせた切れ目のない相談・支援や健診の充実を図ります。</p> <p>○発達に心配のある子どもについて、早期発見及び支援等に関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>○保護者の意識を高め、子どもの基本的な生活習慣づくりや発達段階に応じた運動遊びを支援するとともに、子どもが安心して活動できる環境づくりに努めます。</p>
基本事業2 子育てと仕事の両立支援
<p>○保護者の就労環境の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実や教育・保育施設の整備に取り組みます。</p> <p>○子育てと仕事の両立に向けた啓発活動を行います。</p>
基本事業3 経済的支援の充実
<p>○保育料減免、子ども医療費助成、不妊治療費の費用助成などの制度により、保護者や子どもを産み育てたい夫婦等の経済的な負担軽減を図ります。</p>
基本事業4 子育て相談の充実
<p>○子ども家庭支援センターを子育ての総合相談窓口として関係機関との協働・連携を促進し、早期からの切れ目のない支援の充実を図ります。</p> <p>○子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。</p>
基本事業5 地域における子育て支援の充実
<p>○地域での子どもの見守りや多世代交流、相談の場づくりとともに、放課後における子どもの活動の場や親子同士の交流の場を提供します。</p> <p>○保護者ニーズを踏まえ、地域において子育てを支える施設や放課後等の子どもの活動拠点の整備・充実を図ります。</p>

第4次雲南市総合保健福祉計画
施策体系図



第 2 部

第 2 章 市民の生活像と計画の目標等

第2章 市民の生活像と計画の目標等

【1】地域医療の充実

基本事業 ① かかりつけ医の普及と在宅医療の推進 ② 2次医療機関の充実 ③ 救急体制の確保 ④ 医療行為を受ける機会の保障

市民の生活像（行政の役割）

市民（事業所、地域、団体）の生活像	行政（市、県、国）の役割
○安心して医療を受けるため、地域医療に対する関心を持ちます。 ○調べたり相談したりしながら、疾病に関する正しい情報を得ることに努めます。 ○身近なかかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちます。 ○適正に医療サービスを利用します。	○住民に地域医療の適正な利用に関する啓発を行います。 ○医師・看護師等の必要な医療人材の確保を図ります。 ○適正な在宅医療の提供体制の構築を図ります。 ○市内外の医療機関との連携を図ります。

施策の成果指標（目標値）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
A 安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
B 雲南圏域医師数(人口10万人あたり)	145人	145人	145人	145人	145人
C 健康について相談できる相手がいる市民の割合	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%

基本事業の取り組み

①かかりつけ医の普及と在宅医療の推進

（1）診療所（1次医療機関）における医療提供体制の維持・充実

○診療所（1次医療機関※13）の維持・充実に向けたあり方検討

市民誰もが、かかりつけ医にかかれるよう市内診療所の今後を見据え、巡回診療や最新技術の導入、魅力的な医師誘致制度の創設など多様な手法の可能性を探究しながら、地域医療提供体制に関するあり方を検討します。

あり方の検討に際しては、医師会や病院などと共通認識を図るため、地域医療維持対策会議（仮称）の設置に向けた検討・調整をあわせて行います。

○在宅医療推進のための支援

在宅療養後方支援病院制度の活用や、訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師の育成支援、特定看護師の育成やその有効活用策の検討など、雲南市立病院と連携し、在宅医療の維持・確保に向けた支援を行います。

なお、歯科診療所についても将来的な減少が予想されます。雲南市立病院では平成31年度より歯科医師を常勤化し口腔外科機能の充実を図っていますが、今後は歯科診療所との機能分化を更に推進しながら、歯科における病診連携体制の構築についても検討を進めていきます。

(2) 市民を含む多職種とも連携した適切な在宅医療提供体制の構築

○かかりつけ医の更なる普及と地域医療に関する市民啓発

市民団体や雲南市立病院とも連携し、かかりつけ医の更なる普及を図るとともに、医療機関ごとの役割や訪問診療と主治医の関係、早期発見・早期受診の必要性など、地域医療に関する必要情報の提示や啓発に努めます。

終末期医療に係る普及・啓発については、市民団体や介護事業所で独自に在宅看取りや意志決定に関する取り組みを進める動きも出てきています。これらの動きや国・県の動向も踏まえながら、終末期医療のあり方についての検討を進めます。

○多職種による協議の場の設定

在宅医療意見交換会や地域ケア会議、雲南市立病院（地域ケア科）と介護職との合同学習会など、在宅医療・介護の推進や多職種連携の強化に向けた様々な協議の場が設置されており、引き続き意見交換等が行われるよう必要な支援を行います。

今後は分野ごとに抽出された課題の共有や多職種による協議を活発化させるため、多職種連携ネットワーク研修会の定例化を図るなど、地域包括ケアの充実に向けた取り組みを進めます。

○多職種連携を推進するための連携ツールの開発・提供

既存ツールである緩和ケア・在宅医療情報ファイルや入退院連携マニュアル、入退院連携シートの適宜見直し等を行い、多職種連携推進の一助とします。

まめネット※14に実装が予定されているコミュニケーション機能やICT、IOT※15などの最新技術に着目し、新たな連携ツールの開発に向けた検討や試行を重ねます。

【主要事業（取り組み）】

- 診療所の維持・充実に向けたあり方の検討（健康づくり政策課、雲南市立病院）
- 適切な医療情報の提供及び市民啓発（健康づくり政策課、雲南市立病院）
- 在宅医療・介護連携の推進（健康づくり政策課、保健医療介護連携室）

② 2次医療機関の充実

(1) 市立病院の経営安定化

○地域に信頼される病院をめざした取り組み

新棟建設の完了後、ソフト面の充実に向けた取り組みを進めます。患者アンケートに基づく接遇改善や提供医療の質の向上に努めるとともに、病院改革プランに基づく財政健全化を図りながら地域に親しまれ、信頼され、愛される市立病院をめざし、2次医療機関※16としての役割を果たします。

○市民団体の取り組み支援

地域医療に関する市民への啓発活動や病院周辺的环境整備、院内案内などの活動を通じ、雲南市立病院を支える市民団体の活動を引き続き支援します。

(2) 医療従事者の継続的な確保

○島根県などの関係機関との連携

しまね地域医療支援センターとの連携や赤ひげバンク制度※17の活用など、島根県の医師確保施策と連動し、必要となる医療従事者の確保に取り組みます。

島根県医師確保計画(令和2年3月)や外来医療に係る医療提供体制の確保計画(令和2年3月)に基づく、医師確保や医師偏在の解消に向けた取り組みとも歩調を合わせ、対策の強化に努めます。

○地域枠推薦による医療従事者の育成・確保

島根県が行う地域枠推薦制度を利用し、継続的・計画的に医師、看護師の育成・確保を図ります。

これまでチームうなん交流会の開催や雲南市立病院による定期面談の実施などを通じ、信頼関係の構築を図り、育成した医療従事者が確実に当市の地域医療に貢献できるよう工夫してきました。

今後は、民間病院の医療従事者不足の問題にも対応できるよう、各病院の状況把握に努めるとともに、地域枠推薦面接への関係者の参画や新任研修時の業務連携方法などについての検討を進めます。

このように不断の取り組みを進める一方で、歯科医師や薬剤師など、その他の医療従事者も不足することが予想され、状況は更に厳しさを増すものと推察できます。県の施策とも密接に連携し、医療従事者の育成・確保に引き続き努めます。

○医療者(学生を含む)向け育成研修の充実

雲南市立病院内に設置されている地域医療人育成センターが中心となり、地域医療や総合診療に関心を持つ医療者(学生)の研修を積極的に受け入れます。地域自主組織等と連携し体験活動や実践研修など、特徴的な研修プログラムを提供し、地域医療の魅力を伝えることで、当市への医師の移住や招へいにつなげます。

○子ども向け医療体験プログラムの提供

教育委員会や学校と連携し、職場体験学習や地域課題解決学習の一環として医療体験学習の充実を図るとともに、島根県が実施する地域医療教育推進事業に取り組みます。子どもの頃から地域医療への興味・関心を喚起する機会を提供することで、次代の担い手の育成にあたります。

○広域連携による地域医療確保策の検討

民間病院とも連携を深めながら、市内3病院をはじめ、雲南圏域内の病院も含めた広域連携の可能性について検討を進め、医療人材の確保や必要となる診療科の維持に努めます。

(3) 安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実

○雲南市立病院の産婦人科機能の強化

新しく整備した施設・設備を活かしながら、提供する医療サービスの充実を図ることで、産婦人科機能の更なる強化につなげます。

○3次医療機関などの関係機関との連携

他市・他県の3次医療機関※18との連携体制を常時保ちながら、ハイリスク妊婦や医療的ケア児※19への対応に備えます。

○助産師による支援

雲南市立病院の助産師が中心となり産前・産後ケアの取り組みを進め、出産・育児支援の充実に努めます。

【主要事業（取り組み）】

- 市立病院の経営安定化（雲南市立病院、健康づくり政策課）
- 市民団体との連携による市立病院への支援（健康づくり政策課、雲南市立病院）
- 医療従事者の確保（健康づくり政策課、雲南市立病院）
- 広域連携による地域医療の確保策の検討（健康づくり政策課、雲南市立病院）
- 安心して子どもが医療機関にかかることのできる体制の充実（雲南市立病院、健康づくり政策課）

③救急体制の確保

(1) 救急医療体制の確保

○救急体制の維持

出雲地区救急業務連絡協議会が定める運用マニュアルに基づき、関係機関が連携し円滑な対応に努めます。

雲南圏域救急医療連絡会を通じ、関係機関（病院、消防署、保健所）が救急搬送事例の検討や協議を定期的に行い、救急体制の維持・向上を図ります。

休日・夜間の救急医療体制の維持のため、救急医療実施病院に対する財政支援や、医師会、雲南市立病院と連携し実施する休日診療を、継続して行います。

○3次医療機関との連携

ドクターヘリを活用した救急患者の3次医療機関への搬送体制を維持し、救命率の向上を図ります。また専用離発着場の整備については、その必要性も含め検討することとします。

ドクターヘリの運行規則や3次医療機関との役割分担に適切に対応できるよう、雲南市立病院の救急受入体制の更なる強化に努めます。

○災害時の対応

保健所が主催する雲南地域災害医療対策会議を通じ、継続的に災害医療体制の確立に向けた検討を行い、発災後の医療が迅速・適切に機能するよう関係機関・団体の連携や、共通認識を深めます。

雲南市地域防災計画に基づき、災害発生から3日後を目安とした事業継続の方針や方法を示した医療部門におけるBCP（事業継続計画）の策定に向け、引き続き検討を進めます。

【主要事業（取り組み）】

- 休日・夜間を含めた救急医療体制の維持・確保（健康づくり政策課、雲南市立病院）
- ドクターヘリによる救急搬送及び3次医療機関との連携（健康づくり政策課、雲南市立病院）
- 災害医療体制の整備（健康づくり政策課、雲南市立病院）

④医療行為を受ける機会の保障

（1）医療行為を受ける機会を確保する取り組み

○医療財源の安定化

国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療事業など各種医療制度の適性運用に引き続き努めます。

データヘルス計画に基づく効果的な保健指導を実施することで、市民の健康増進を図り、医療費の抑制につなげます。

○通院のための公共交通等の維持・充実

高齢者を中心に、病院への通院手段の確保が切実な課題となっていることも踏まえ、市民バス・デマンドタクシー※20の利便性向上のため、運行ダイヤの見直し等を継続的に行います。また負担軽減策として高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業、福祉タクシー料金助成事業による助成を行います。

地域との協働により、公共交通空白地有償運送などの制度を活用した新たな移動サービスの導入の可能性についても検討し、取り組みを行おうとする地域自主組織等を支援します。

スローモビリティ運行の実証実験を行うなど、企業チャレンジ※21とも連携し、移動手段の確保に向けた検討を進めます。

【主要事業（取り組み）】

- 国民健康保険等の医療財源の安定化（市民生活課、保健医療介護連携室、健康推進課）
- 通院手段の確保（うんなん暮らし推進課、地域振興課、長寿障がい福祉課、健康福祉総務課、健康づくり政策課）

【2】健康づくりの推進

基本事業 ① 地域ぐるみで取り組む健康づくり ② 病気の早期発見と重症化予防・感染症予防 ③ 食育の推進
--

市民の生活像（行政の役割）

市民（事業所、地域、団体）の生活像	行政（市、県、国）の役割
○生涯にわたり自ら健康管理を行い、積極的な健診受診、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に努めます。 ○個人や家庭、グループで日常的に健康づくりを実践し、あわせて地域、学校、職場などでは健康づくりのための環境整備に取り組みます。 ○「うんなん健康都市宣言」に基づき「まめなかね」を合言葉に、自治会・地域自主組織等で主体的に健康づくりに取り組みます。	○「うんなん健康都市宣言」に基づき、健康なまちづくりを推進します。 ○心身の健康に関する情報を整理し、課題を明らかにして、関係機関との連携により地域ぐるみの健康づくりを支援します。 ○地域における健康づくりの核となる人材の育成に努めます。 ○特定健診・がん検診・保健指導等により、疾病の早期発見・重症化の予防を図ります。

施策の成果指標（目標値）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
A 日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%
B 特定健診の実施率	50.0%	53.0%	56.0%	60.0%	60.0%
C 特定保健指導の実施率	40.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
D 40歳～64歳全がん男女別年齢調整死亡率(人口10万人当たり)	男 117.5 女 63.0	117.5 63.0	117.5 63.0	117.5 63.0	117.5 63.0
E 自殺死亡率(人口10万人当たり)	23.88以下	23.88以下	23.88以下	23.88以下	23.88以下

基本事業の取り組み

①地域ぐるみで取り組む健康づくり

(1) うんなん健康都市宣言に基づく取り組みの推進

○住民等への啓発・意識づけ

うんなん健康都市宣言「まめなかね」の普及を図り、市民の健康意識を高めるとともに、市民、地域、学校、事業所及び健康づくり推進協議会※22を構成する保健、医療、福祉、地域の構成員等が協力して戦略を立てながら取り組みを推進し、健康長寿・生涯現役をめざします。

健康づくり推進協議会及びその専門部会が主体的に役割を担い合い、各部会の活動が連動し、効果的・重層的な取り組みが展開できるよう、更なる機能強化を図ります。

(2) 健康長寿・生涯現役に向けた健康づくり・介護予防の一体的な取り組みの推進

○健康づくり・介護予防に対する切れ目のない一体的な取り組みの推進

私たちの健康な暮らしを維持するためには、心身の発達と生活習慣病をはじめとする疾病予防を図ることが必要です。各種事業において栄養、運動、休養、口腔ケアの4項目を基底に据えた取り組みを実践することで、健康づくり・介護予防活動を一体的に切れ目なく展開できるよう努めます。

○ライフステージに応じた健康づくり・介護予防活動の実践

子どもへの望ましい生活習慣の習得、青年期・壮年期への生活習慣病の予防、高齢期への介護予防などライフステージに応じた健康づくり・介護予防活動を実践するとともに、取り組みの連動により、子どもから高齢者までつながりのある事業展開を図ります。

○心の健康づくり（自死防止対策）

健康づくり・介護予防の一体的な取り組みを推進する上で、心の健康にも留意する必要があります。このため雲南市自死対策総合計画に基づき、地域における保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策が有機的な連携を図り、総合的な自死対策を進めます。

○健康づくり拠点施設を中心とした運動の普及

平成30年度に整備した健康づくり拠点施設「ラソソテ」を中心に市内の運動施設が連携し、魅力的な運動プログラムの開発・提供を行うことで、市民の日常的な運動習慣形成のための動機付けとなるよう、支援を行います。

(3) 地域ぐるみで切れ目なく取り組む心と体の健康づくりの推進

○地域と取り組む健康づくり・介護予防の実施

平成30年度から実施している地域とすすめる健康づくり・介護予防事業を継続して行います。地区担当の保健師と重点支援を受ける地域自主組織が連携を密にし、健康課題の解決に向けた取り組みが推進されるよう努めます。取り組みを通じ、住民主体の健康づくり・介護予防活動が地域で展

開されるための動機付け支援を行い、また住民同士が助け合い、支えあいながら健康づくりを実践しようとする地域の機運の醸成を図ります。

地域自主組織のほか、老人クラブ、各種サークル、高齢者サロンなどの小グループとも連携し、個に応じた運動習慣の確立や食生活の改善が図られるよう、保健師など専門職による健康相談や健康教室を開催します。

○地域人材の育成・活動支援

食生活改善推進員や地域運動指導員など、健康づくり・介護予防活動を推進するための核となる地域人材を計画的に育成します。地域運動指導員については、介護予防サポーターとしての役割も果たしてもらえよう養成講座等の研修の機会も充実させ、健康づくり・介護予防活動が一体的に行われるよう努めます。

地域自主組織の活動とマッチングしたり、保健師等と健康教室を協働で開催したりすることで、育成した食生活改善推進員や地域運動指導員などの地域人材が健康づくり・介護予防活動の推進役として、地域の中で積極的に活動できるよう支援します。

○多分野との連携による取り組み

第1層生活支援コーディネーターをはじめ、地域づくり担当職員、教育支援コーディネーターといった多分野の地域支援人材とも連携し、「人とのつながりと健康との関係」や「病気の早期発見・早期対応の必要性」などの視点を諸活動にも取り入れることで、健康づくり・介護予防活動が様々な場面で、様々な機会を通じ展開されるよう努めます。

【主要事業（取り組み）】

- 「うんなん健康都市宣言」の普及・啓発や雲南市第4次健康増進実施計画の推進（健康福祉部）
- 健康づくり推進協議会による各領域（学校等、職場、家庭、地域等）への啓発（健康づくり政策課）
- 自死防止総合対策の推進（健康福祉部）
- 健康づくり拠点施設を中心とした運動普及（健康づくり政策課、社会教育課）
- 健康づくり・介護予防の一体的推進及び地域とすすめる健康づくり・介護予防事業の実施（健康づくり政策課、健康推進課、保健医療介護連携室）
- 住民主体の活動を支える地域人材の育成（保健医療介護連携室、身体教育医学研究所うんなん）

②病気の早期発見と重症化予防・感染症予防

（1）個別支援による健康格差の縮小や生活習慣病の予防・重症化予防の徹底

○健康格差の縮小

日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合は65%程度あり、健康に対する意識の高揚が一定程度図られてきています。一方、特定健診実施率等は県内でも低い数値にあり、未受診の方の中には健康に関心の無い方（健康無関心層）も含まれているものと推察できます。当市でも健康格差の広がりが徐々に進んでおり、次のとおり対策を講じていくこととします。

1) 身近な相談機能の充実

職場や地域におけるつながりづくりを大切にしてもらい、仲間や近所同士で気軽に健康に関する相談を行うことのできる身近な相談環境の整備を、職域や地域と連携しながら進めます。

地域自主組織や民生委員・児童委員と地区担当保健師が良好な関係を築きながら、支援が必要となる対象者の把握に努め、早期支援や予防的支援が適切に行えるよう更なる体制づくりに努めます。

「子どもの貧困」や「外国につながる子ども※23」の問題等とも密接に関係する健康格差に関しては、学校や職場等とも連携し、対象者（対象家庭）の状況を適切に把握し、早期の支援につなげます。

2) 個別訪問、個別相談による健康指導・支援の充実

支援が必要となる方に対しては、個別訪問、個別相談などを通じ、個に応じた健康指導等の充実に努めます。

特定健診、がん検診、歯周病検診など、健診（検診）の未受診者については、丁寧に受診勧奨、再検査勧奨を行い、あわせて特定保健指導の実施の徹底に努めます。

3) 複合的課題に対応するための多分野相談機能との連携

健康格差問題への対応に関しては、様々な課題を複合的に解決していく必要があることから、地域包括支援センター、身近でなんでも相談窓口ネットワーク、ハローワークなどの各種相談窓口との連携を図りながら対応にあたります。

また、生活困窮者支援や住まい支援の担当課、国際文化交流協会などの支援も受けながら、課題解決に向けた総合的な支援が行われるよう努めます。

○生活習慣病の重症化予防及び感染症予防

1) 生活習慣病の予防・重症化予防の徹底

慢性腎疾患、脳血管疾患の重症化予防のため、糖尿病、高血圧等の要因の早期把握とその症状への早期支援を行うことのできる体制を整備し、ハイリスク者を適切に管理しながら、禁煙、適正飲酒を含めた保健指導、栄養指導を行います。

2) 特定検診の実施率及びがん検診・各種健診の受診率の向上

医療機関や地域自主組織、市民団体との連携・協働により、生活習慣病予防と介護予防の相関や、健診受診の必要性について、広く市民や関係機関に啓発していきます。

雲南市特定健康診査等実施計画（平成30年3月）に基づく取り組みを推進するとともに、精度の高い組織型がん検診の実施に努め、特定健診の実施率及び各種がん検診の受診率向上をめざします。また、精密検査受診を促進するため医療機関との連携を深めます。

3) 地域の医療機関と連携した疾病の重症化予防及び感染症の予防

糖尿病、慢性腎疾患の重症化予防体制を強化するため、医療機関と連携し、健診の結果に応じた特定保健指導や訪問指導などを充実させ、個に応じた生活改善指導を実施することで生活習慣病の予防・重症化予防を徹底します。

感染症法に基づく結核検診の実施や地域における健康教育の実施により、結核の早期発見と予防に努め、また感染症や食中毒を予防するため、保健所と連携し、メディアなどを活用した市民への意識啓発を行います。

なお、新型インフルエンザなどの病原性の強い感染症への対策については、国家全体での対応が必要となります。国、県をはじめ防災安全課等とも密接に連携し、対応にあたります。

○島根大学や身体教育医学研究所うんなんの取り組み成果を活かした活動実践

身体教育医学研究所うんなんの運動や栄養に関する研究成果や、島根大学との共同研究により得られた結果、さらにはデータヘルス計画に基づき行われる健診・医療データの分析結果など、各種研究・分析により得られた健康管理データを地域に有効的に還元するとともに、それらのデータを活用し、科学的根拠に基づく保健指導や健康づくり・介護予防活動を実施します。

身体教育医学研究所うんなんにおいて、分野ごとに蓄積されている様々なデータを収集し、総合的に分析・活用できるよう、新たに研究を進めます。

【主要事業（取り組み）】

- 身近な相談・支援につながる地域や関係機関相互の関係づくり（健康づくり政策課、健康推進課 健康福祉総務課）
- 個別の対応を重視した健康指導や支援の実施（健康推進課）
- がん検診、特定健診をはじめとする各種健診の実施（保健医療介護連携室、健康推進課）
- 生活習慣病予防や重症化予防のための特定保健指導（保健医療介護連携室、健康推進課）
- 感染症の予防（健康推進課）
- 島根大学や身体教育医学研究所うんなんの研究等との連携（健康づくり政策課、保健医療介護連携室 健康推進課、身体教育医学研究所うんなん）

③食育の推進

（1）食育の推進

○郷土愛と感謝の心の醸成（健全な心の発達）

幼少期から雲南の食の豊かさに触れ、ふるさとを愛する心と食に関わる人への感謝の気持ちを育む活動を通じ、健全な心の発達を促します。

○健全な食生活に関する啓発

食育ネット会議※24を通じ関係者・団体等と連携を図りながら、安全・安心で正しい食の普及・啓発活動を行いながら、望ましい食習慣の確立に向け取り組みます。

高齢者のフレイル予防の視点から、虚弱の抑制につながる必要栄養素や、適切な栄養摂取の方法などに関する取り組みや市民への啓発の在り方について、検討を進めます。

○食文化の伝承（多世代交流による地域のつながりづくり）

四季を通じた行事食や郷土料理などの食文化の伝承活動を通じ、多世代・異年齢交流や地域のつながりづくりを促進し、温かな当市の地域環境の保全につなげます。

【主要事業（取り組み）】

- 学校等と連携した食に関する体験活動・交流活動の充実（子ども政策課、学校教育課）
- 食育ネット会議による食に関する普及・啓発（健康づくり政策課、関係各課）

【3】高齢者福祉の充実

基本事業 ① 地域ケア体制の充実 ② 介護予防の推進と介護サービスの充実 ③ 社会参加活動の推進
--

市民の生活像（行政の役割）

市民（事業所、地域、団体）の生活像	行政（市、県、国）の役割
○高齢者自ら健康管理や介護予防に努め、地域活動等に積極的に参加するとともに、趣味や就労への意欲を持ち続けます。 ○適正に介護サービスを受け、心身の衰えの抑制に努めます。 ○地域内での声掛け、見守り、助け合いなど相互扶助を行います。 ○高齢者が地域での交流活動に参加しやすい環境をつくりまします。	○地域での相互扶助のネットワークづくりや交流活動を支援します。 ○高齢者が安心して暮らすことができる環境整備を進めます。 ○住民主体による高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援します。 ○高齢者の経験や技能、資格を活かした社会参加活動を支援します。

施策の成果指標（目標値）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
A 生きがいを感じている高齢者の割合	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
B 要介護認定率(認定者数/1号被保険者数)	18.9%	18.9%	19.1%	19.2%	19.3%
C 日常的に健康づくりに取り組んでいる高齢者の割合	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
D 65歳平均自立期間	男 18.69年 女 21.39年	18.69年 21.39年	18.69年 21.39年	18.69年 21.39年	18.69年 21.39年

基本事業の取り組み

①地域ケア体制の充実

(1) 地域ケア体制の充実

○総合相談・支援体制の充実

地域包括支援センター、生活支援・相談センター、身近でなんでも相談窓口ネットワークなどの相談機能が連携し、一体的な総合相談窓口体制の充実を図ります。

地域自主組織を中心に行われる見守り活動や交流活動を通じ、地域のつながりを深めながら、住民同士が気軽に何でも相談しあうことのできる温かな地域環境の醸成に努めます。

保健師や民生委員・児童委員など、地域に関わりの深い人材がつなぎ役となり、専門機関と地域との連携による重層的な相談支援体制が、地域ごとに構築されるよう取り組みを進めます。

○権利擁護の取り組み推進

高齢者の権利を守るため、地域包括支援センターや権利擁護センターによる権利擁護※25相談の充実を図るとともに、日常生活自立支援事業※26による支援や成年後見制度※27の普及と適切な利用のための支援など、必要な支援を一体的に提供します。

また、関係機関と虐待防止に関する協力体制を構築するとともに、虐待防止に関する普及・啓発により、虐待の早期発見、未然防止に努めます。

○在宅医療・介護連携の推進

医療、介護の専門機関の連携が円滑に図られるよう、在宅医療・介護連携支援センターや地域包括支援センター、病院内に設置されている地域連携室などが協力し、体制の充実を図ります。

地域ケア会議や在宅医療意見交換会などへの多職種の参画を図るとともに、多職種連携推進ネットワーク研修会などの開催を通じ、市域全体で課題共有や意見交換を行いながら医療・介護分野の連携強化に努めます。

【多職種連携でめざすこと】

- ・個人の意志を叶えるための良質かつ一体的な医療・介護サービスの提供
- ・分野横断的ケアマネジメント力の強化に基づく提供サービスの向上

○生活支援体制の整備

1) 移動支援

市民バス、デマンドタクシーの運行及び通院、買い物などの外出手段の利便性向上に向けた方策に関する検討を継続的に行います。

高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業、福祉タクシー料金助成事業による助成を行うとともに、福祉有償運送や公共交通空白地有償運送などに取り組む事業所、団体等を支援します。

2) 配食サービス

配食による見守り活動を推進するための助成を行うことで、社会福祉協議会や地域、その他の社会福祉法人等と協力しながら取り組みを推進します。

3) 見守り支援

緊急時の通報機能と見守り機能を備えた緊急通報システムの普及を図り、親族等による独居高齢者や高齢者のみ世帯等の見守りを支援します。

避難行動要支援者名簿の活用など、災害時の対応との連携も見据えながら、平素からの声掛けや見守り体制の構築について、地域自主組織や社会福祉協議会等の関係機関とともに推進します。

4) 買い物支援

買い物サポート協力店の普及など地域や事業所等と連携し、よりよい買い物支援の仕組みを検討します。

5) 災害時の対応（平常時の見守りの充実）

雲南市避難行動要支援者の避難支援計画（平成26年12月）に基づく、避難行動要支援者名簿等の作成・更新により、地域自らが支援を要する高齢者等を把握したり、それらの情報を共有したりすることの必要性に気づき、取り組みが推進されるよう促します。

地域円卓会議などの協議の場を提供し、地域と議論を重ねながら具体的な避難支援体制の検討を継続します。

避難行動要支援者名簿の情報を活用した平素からの声掛けや見守り活動が、各地域で実施されるよう支援します。平素の声掛け等の活動により深められる住民相互の信頼関係が、災害時の対応にも活かされ、地域における実効性のある避難支援の取り組みとなるよう、地域自主組織や社会福祉協議会等の関係機関とともに体制の構築に努めます。

6) 必要なサービス創出に向けた試行・検討

企業チャレンジにより、新たな移動手段（スローモビリティ）に関する実証実験を行うなど、企業と連携し、地域課題の解決に向けた事業展開の可能性を検討するとともに、ICT、IoTなどの先進技術を活用した新たなサービスの創出についても、積極的に試行するよう努めます。

7) 住民主体の支えあい活動の推進

地域自主組織や地域団体と協働して行う必要のある住民主体の生活支援体制の整備については、「地域福祉の充実」施策とも連携し、取り組みを進めます。

○認知症対策の充実

1) 正しい知識の普及・啓発

認知症サポーター※28の養成やキャラバンメイト※29の活動等を通じ、認知症になっても住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、正しい知識や理解の普及・啓発に努めます。

若年の頃から認知症に関する認識を深めてもらうため、学校とも連携し、児童・生徒向けサポーター養成講座の充実に努めます。

2) 身近な相談体制の充実

認知症やもの忘れなどに関する相談が身近な場所で早期に受けられるよう、市役所、地域包括支援センター、介護サービス事業所、医療機関等の関係機関が連携して相談体制の充実に図り、認知症の方とその家族を支援します。

認知症ケアパスを活用し、認知症の進行度合に応じ必要となるサービス等の情報をきめ細かく提供することで、認知症の方やその家族が見通しを立てながら、安心して生活ができるよう支援します。

認知症とその家族が気軽に集い、相談できる場として認知症カフェ「オレンジカフェうんなん」を継続して開催します。

3) 早期発見・早期対応の体制整備

集団特定健診や家庭訪問を活用したスクリーニング検査の実施や、市内医療機関との連携により、認知症の早期発見・早期支援のための体制の充実を図ります。また、地域自主組織が行う見守り活動などとも連携し、体制の更なる強化に努めます。

予防教室等を開催し認知症の発症の抑制に取り組むとともに、「認知症初期集中支援チーム※30」が認知症の方とその家族等に対し包括的・集中的な初期支援を行うなど、進行の抑制に努め、自立した生活を継続して送れるよう支援します。

4) 関係機関との連携

認知症地域支援推進員を中心に、介護サービス事業所や地域の支援機関等とのネットワークを形成し、地域における支援体制の強化を図ります。

警察及び近隣自治体との広域連携により高齢者等見守り SOS ネットワークを運用し、認知症高齢者等が行方不明になった場合にも円滑に対応できる安全・安心な支援体制を整えます。

5) 市内医療機関との連携

認知症サポートチームや認知症疾患医療センター、認知症の診断及び治療、日常の療養支援など、市内の医療機関が保有する各種機能との連携を図りながら、適切な医療や介護を受けられる支援体制を構築します。

○住まいの支援

1) 公営住宅

公営住宅については、雲南市公営住宅等長寿命化計画（平成31年3月）に基づくバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、高齢者をはじめ、誰もが住みやすい住宅環境の整備を図ります。

2) 住宅改修のための相談及び補助

住宅改修を必要とする高齢者への相談支援の充実を図り、住宅リフォーム助成事業によりバリアフリー化に対する改修補助を行います。

3) 介護施設等

高齢者生活福祉センターについては、降雪や猛暑に伴う季節利用や施設への入所待ちなど、利用目的が多様化しています。今後も利用の増加が見込まれることから、更に利用しやすい施設となるよう機能の充実を図ります。

養護老人ホームについては、65歳以上の自立した高齢者が、家庭環境や経済的な理由によって在宅生活が困難となった場合に入所し、生活の場を確保できるよう、引き続き、安定的に入所措置が行えるよう努めます。

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど的高齢者専用住宅等については、関係機関や事業者と協議しながら将来的に必要となる量等を見極め、適正な整備を図られるよう対応します。

【主要事業（取り組み）】

総合相談・支援

- 地域包括支援センターの運営（保健医療介護連携室）
- 権利擁護に関する事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援（長寿障がい福祉課）

在宅医療・介護の連携

- 在宅医療・介護連携推進事業（健康づくり政策課）
- 在宅医療・介護連携支援センターの運営（保健医療介護連携室）
- 地域ケア会議の開催（保健医療介護連携室）

生活支援

- 市民バス・デマンドタクシーの運行及び利用助成（うんなん暮らし推進課、長寿障がい福祉課）
- 公共交通空白地有償運送協議会主宰事業（うんなん暮らし推進課、長寿障がい福祉課）
- 配食による見守り活動推進事業（長寿障がい福祉課）
- 緊急通報システム設置助成事業（長寿障がい福祉課）
- 避難行動要支援者避難支援事業（健康福祉総務課、防災安全課）
- 企業チャレンジの取り組み（政策推進課、関係各課）
- 生活支援体制整備事業（健康福祉総務課、健康づくり政策課）

認知症対策

- 認知症総合支援事業（保健医療介護連携室）
- 認知症サポーター養成事業（保健医療介護連携室）
- 家族介護継続支援事業（保健医療介護連携室）
- 認知症高齢者見守り事業（保健医療介護連携室）

住まいの支援

- 公営住宅の整備・運営及び住宅リフォーム助成事業（建築住宅課）
- 高齢者生活福祉センター運営事業（長寿障がい福祉課）
- 老人保護措置事業（長寿障がい福祉課）

②介護予防の推進と介護サービスの充実

（1）介護予防の推進と介護サービスの充実

○地域と取り組む健康づくり・介護予防

1）地域とすすめる健康づくり・介護予防事業との連携

「健康づくりの充実」施策で行う地域とすすめる健康づくり・介護予防事業と密に連携し、取り組みを進めることとします。地域自主組織等と連携し、住民の健康づくり・介護予防に関する意識の高揚を図るための啓発活動を実施するほか、地域の交流活動などへの参加が介護予防に好影響を与えることも意識し、生活支援の取り組みなどとも連携しながら、地域の健康力・介護予防力の向上を図ります。

2）小グループ単位での取り組み支援

高齢者サロンやうんなん幸雲体操等への参加者を対象に、健康教室や健康相談を実施し、生活習慣病の発症及び重症化予防、フレイル対策等、住民主体の健康づくり・介護予防活動が展開されるよう支援します。雲南市立病院が行う出前講座とも連携を図り、取り組み効果の向上に努めます。

関係機関等との連携を密にし、壮年期から高齢期へかけての切れ目のない支援体制を構築し、健康づくりと介護予防の一体的な取り組みを展開します。

3) 関係機関と地域との連携

第1層生活支援コーディネーターや地区担当保健師が民生委員・児童委員や地域自主組織などの地域人材の間のつなぎ役となり、住民の健康状態の把握や早期発見・早期対応を可能とする地域の連携体制の構築に努めます。

○介護予防事業の推進

1) 高齢者の自立生活を支援する一般介護予防事業

うんなん幸雲体操の普及やにこにこ運動教室など、介護予防に重点をおいたサービスを展開します。教室参加者等の状態を把握し、一人ひとりに適した事業へつなぐなど、自立生活が維持できるよう、切れ目のない支援を行います。

2) フレイル予防

にこにこ運動教室への参加者等に対しては、適度な運動や食事摂取の必要性に関する情報を提供し、フレイル予防を推進します。

食事による摂取を基本としながら、例えばサプリメントでのタンパク質摂取の有効性についての検証・研究を企業と連携し実施するなど、より効果的な予防方法の探究に努めます。

3) 高齢者の状態把握

基本チェックリスト※31等を活用し、高齢者の状態に応じた適切な介護予防サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）を提供します。

○介護サービスの充実

1) 介護認定の状況に応じた多様な介護サービスの充実

介護保険の保険者である雲南広域連合と連携し、住民のニーズや需要に応じた介護保険事業計画の策定に努めるとともに、計画に沿った介護サービス量の調整・確保に努めます。

2) 介護保険事業計画に基づく各種介護サービスの提供

介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、介護を要しない方への予防事業を行うとともに、地域における介護予防活動が着実に展開されるよう支援します。

介護を要する方への介護サービスについては、在宅サービス基盤の確保に努めるとともに、地域密着型サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための在宅支援型サービスを提供します。

在宅での生活が困難な方へは、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設入所型サービスを提供します。

3) 介護人材の確保

介護サービスを支える人材の確保については、介護人材確保事業助成金、企業人材確保支援事業交付金など、他部局の事業とも連携した取り組みを進めます。また、『夢』発見ウィークで介護職場体験を行うなど、学校と連携し、高校生等への働きかけを行います。取り組みに際しては、国・県の施策や雲南広域連合の取り組みとの連携や最新技術を活用した業務の効率化などの視点もあわせ有効な手立てを鋭意検討していくこととします。

4) 在宅生活を支える特別給付

介護保険の保険者独自の特別給付事業として、中重度の要介護者の在宅生活継続支援のため、居宅サービス費区分支給限度額拡大事業※32を実施するほか、入院患者や施設入所者の在宅生活への復帰を目的とした外泊体験サービス事業※33や、癌末期の要介護者の一時外泊時の居宅生活支援を目的とした外泊時ターミナルケアサービス事業※34を実施します。

5) 家族介護者の支援

在宅で介護する家族等を支援するため、介護者同士の交流や情報交換、悩みの共有の場を提供します。また、経済的負担を軽減するため、介護用品やたん吸引器の支給を行います。

【主要事業（取り組み）】

- 地域介護予防活動支援事業（保健医療介護連携室、健康づくり政策課、健康福祉総務課）
- 健康教室・健康相談（健康推進課）
- 地域リハビリテーション活動支援事業（保健医療介護連携室）
- 生活支援体制整備事業（健康福祉総務課、健康づくり政策課）
- 介護予防普及啓発事業（保健医療介護連携室）
- 介護予防把握事業（保健医療介護連携室）
- 介護保険事業（長寿障がい福祉課）
- 訪問入浴介護事業費助成事業（長寿障がい福祉課）
- 介護人材確保対策事業（長寿障がい福祉課）
- 家族介護継続支援事業（長寿障がい福祉課）

③社会参加活動の推進

(1) 更なる社会参加活動の推進

○老人クラブ、シルバー人材センター等との連携、取り組み支援

高齢者が地域の中で生き生きと生活し、また閉じこもり防止や健康増進活動の促進が図られるよう、老人クラブ活動を支援します。あわせて高齢者が豊富な経験や技術を活かしながら就労や社会参加することで、生きがいを持ち地域で暮らすことのできるようシルバー人材センターやボランティアセンターの運営を支援します。

○社会参加促進のための啓発活動

社会参加活動を通じ、人と関わり、つながりを持つことが、健康づくりや介護予防にも好影響を及ぼすと言われていています。そのことを市民へも情報提供し、主体的に社会参加しようとする意欲や関心が高まるよう、積極的な啓発活動に取り組みます。

○地域活動の充実

高齢者サロンの維持・充実が図られるよう、サロンリーダーや地域福祉推進員が情報交換を行ったり、学び合ったりする機会を確保しながら、関係者相互のネットワークの構築に努めます。

多分野や多団体とも連携し、生涯学習、生涯スポーツ、趣味などの市民活動が活発に行われるよう取り組みを進め、高齢者が楽しく活動できる場の確保・創出にあたります。

【主要事業（取り組み）】

- 老人クラブ活動の支援（長寿障がい福祉課）
- シルバー人材センター支援事業（健康福祉総務課）
- ボランティアセンターの運営支援（健康福祉総務課）
- 高齢者スポーツや生涯学習活動等の推進（長寿障がい福祉課、身体教育医学研究所うんなん、社会教育課）
- 社会参加促進のための啓発活動（健康づくり政策課、保健医療介護連携室、健康推進課）

【4】障がい者（児）福祉の充実

<p>基本事業 ① 自立と社会参加の促進 ② 障がいに関する相談体制の強化 ③ 福祉サービスの充実</p>

市民の生活像（行政の役割）

市民（事業所、地域、団体）の生活像	行政（市、県、国）の役割
<p>○障がいへの理解を深め、障がいのある方への見守りや声掛けを行います。</p> <p>○障がいのある方も自ら積極的な社会参加に努めます。</p> <p>○事業所では、障がいのある方の積極的な雇用と賃金向上に努めます。</p>	<p>○福祉サービス・相談支援の充実により、地域生活への移行を支援します。</p> <p>○障がいのある方への理解が進むよう啓発を行います。</p> <p>○関係機関等と連携し、障がいのある方の就学・就労・自立に向けた支援を行います。</p>

施策の成果指標（目標値）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
A 障がい者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合	61.0%	62.0%	63.0%	64.0%	65.0%
B 障がい者雇用率	2.20%	2.30%	2.30%	2.30%	2.30%

基本事業の取り組み

① 自立と社会参加の促進

（1）自立支援と社会参加の促進

○雇用・就労の促進と支援

1) 一般就労への支援及び職場定着の支援

障がい者就業・生活支援センターを中心にハローワーク、無料職業紹介所、就業継続支援事業所、特別支援学校等の関係機関と連携し、一般就労や職場定着及び障がい者の職場実習の実施について支援を行います。

2) 雇用の確保のための雇用主への理解・協力の働き掛け

事業主に対し障がい者の社会的自立に大きな意義を持つ雇用について理解を促すとともに、法定雇用率制度や障害者雇用給付金制度などの周知を図ることで雇用を促進します。

雇用に際しては、障がい者の能力、特性に応じた受け入れを行ってもらえるよう理解の深化に努めます。

3) 福祉的就労の支援

工賃確保・向上にむけて、訓練等給付施設など福祉的就労施設の充実を図るため関係機関との連携を強化するとともに、障がい福祉施設等から庁用物品や役務の調達を積極的に行います。

○障がいのある方に対する理解と交流の促進

1) 広報・啓発活動の推進

障がいの有無にかかわらず誰もが同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会をめざすという「ノーマライゼーション」の理念が市民一人ひとりに浸透するよう、「障害者週間」等を利用した広報・啓発活動を推進します。

2) 社会教育等の場面を活用した福祉教育の充実

社会教育、学校教育において、「障がい者に対する理解」や「人権」などの学習や交流教育に取り組み、障がいや障がい者に対する理解を深める教育を積極的に推進します。

3) 地域での交流の場づくり

地域住民や障がい者団体及び福祉サービス事業所等と連携し、地域行事や各種活動への障がい者の参加・交流を促進します。

4) 雲南圏域障がい者総合支援協議会による取り組みの推進

雲南圏域障がい者総合支援協議会に参加する相談支援事業所の相談支援専門員やサービス事業所のサービス管理者、行政機関の職員を対象とした各種研修会の開催を通じ、支援の質的向上を図ります。

○障がいのある方を支える地域福祉活動の推進

1) ボランティア活動への支援と活動の充実

地域自主組織や老人クラブ等の活動と連携しながら、ボランティア活動（地域福祉活動）の促進及びボランティア活動に参加しやすい環境の整備を行います。

2) 地域福祉ネットワークの構築

雲南圏域障がい者総合支援協議会を中心に、保健・医療・福祉・地域の連携体制を強化し、地域福祉のネットワークの構築に努めます。

○スポーツレクリエーション活動や文化活動の推進

1) 広報・啓発活動の充実

障がい者の社会参加を促進するため、文化活動や余暇活動、スポーツ活動などの情報を市報やホームページ等で積極的に情報提供します。

2) 誰もが気軽に参加できる活動の充実

地域、関係機関、行政等の連携のもと、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しく参加することができる文化活動、余暇活動、スポーツ活動などの場の創出に努めます。

○災害時・緊急時の支援

1) 緊急通報システムの設置促進

緊急通報システム設置に係る補助制度の周知を引き続き行い、システムの利用促進や設置拡大を図ります。

2) 災害時の避難支援

災害時の避難に支援が必要な人については、「避難行動要支援者名簿」への登録を促し、災害時に安全に避難できるよう、自治会、地域自主組織、社会福祉協議会、行政など関係機関が連携し避難支援体制を構築します。

3) 災害時の情報連絡・避難体制の整備

視覚障がい者・聴覚障がい者等の要支援者への避難誘導が確実にできるよう、情報連絡体制の充実を図ります。また、避難所等におけるコミュニケーション支援の体制を整備します。

4) 障がい者の特性に配慮した避難・救助体制の充実

福祉避難所の設置数を拡大するとともに、受入れ方法や物資の確保など具体的な支援体制について整備・検討を進めます。

○福祉環境の整備

1) 施設や道路の整備

バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図り、誰もが安全で、快適に利用できるように、公共施設や道路などの環境整備・改善に努めます。

2) 住まいの整備・確保

公営住宅について、雲南市公営住宅等長寿命化計画に基づくバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、高齢者を含め誰もが住みやすい居住環境の整備を図ります。

障がい者の公営住宅への入居については、優先的に利用できるように入居選考の際に配慮します。

グループホーム整備に対する補助事業を継続し、グループホームの整備を促進します。

3) 住宅改修のための相談及び補助

住宅改修を必要とする障がい者への相談支援の充実を図り、住宅リフォーム助成事業によるバリアフリー化に対する改修補助を行います。

4) 公共交通の充実

バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した市民バス車両やバス待合環境の整備・改修を進めます。

市民バス、デマンドタクシーの運行及び通院、買い物などの外出手段の利便性向上に向けた方策に関する検討を継続的に行います。

高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業、福祉タクシー利用料金助成事業による助成を引き続き行います。

【主要事業（取り組み）】

雇用・就労の促進と支援

- 雇用促進に関する啓発活動の推進（長寿障がい福祉課）
- 障がい者就労支援施設等に対する官公需の発注促進（長寿障がい福祉課）
- 就労移行支援事業・就労継続支援事業の推進（長寿障がい福祉課）
- 地域活動支援センター（Ⅲ型）事業の実施（長寿障がい福祉課）
- 公務部門における障がい者の雇用、実習受け入れの推進（人事課、長寿障がい福祉課）
- 障がい者就業・生活支援センターとの連携（長寿障がい福祉課）

理解と交流の促進

- 障がいへの理解に関する広報・啓発の推進（長寿障がい福祉課）
- 学校等における福祉教育の推進（学校教育課、社会教育課）
- 障がい者団体の活動の支援（長寿障がい福祉課）
- 雲南圏域障がい者総合支援協議会の活動強化（長寿障がい福祉課）

地域福祉活動の推進

- ボランティア活動への支援、普及、育成（健康福祉総務課、長寿障がい福祉課）
- 地域福祉ネットワークの構築（健康福祉部）

スポーツレクリエーション活動等の推進

- 障がい者スポーツや生涯学習活動等の推進（長寿障がい福祉課、社会教育課）
- 移動支援事業の充実（長寿障がい福祉課）

災害時・緊急時の支援

- 災害時の避難・救助体制等の充実（防災安全課、健康福祉部、総合センター）
- 災害時・緊急時の障がい特性に配慮した情報伝達方法の検討（防災安全課、長寿障がい福祉課）
- 避難行動要支援者避難支援事業（健康福祉総務課、防災安全課）
- 緊急通報サービス助成事業（長寿障がい福祉課）

福祉環境の整備

- 人にやさしいまちづくりの広報・啓発活動（建設部、健康福祉部）
- 公共・民間施設のバリアフリーに配慮した整備等の促進（建設部）
- 点字ブロックなどの歩行空間の改善整備（建設部）
- 居住サポート事業、あんしん賃貸支援事業の紹介（建設部、健康福祉部）
- グループホーム建設の支援（長寿障がい福祉課）
- 市営住宅入居選考における優先的配慮の実施（建設部）
- 住宅改修における支援（建設部、長寿障がい福祉課）
- 市民バスの利便性向上（政策企画部）
- 福祉タクシー利用料金助成事業と高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業（長寿障がい福祉課）

② 障がいに関する相談体制の強化

（１）関係機関との連携による包括的な相談体制の充実

○相談支援事業の強化

１）相談支援事業の更なる質の向上

基幹相談支援センターを中心に、障がい者ニーズを反映したサービス利用計画作成に向け、研修

やケース検討等を行い、相談支援事業の更なる質の向上を図ります。

2) 関係事業所の連携強化

基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所及びサービス事業所間の連携強化を図るとともに、情報の共有化による身近な地域資源の効果的・有効的な活用に努めます。

3) 子どもの障がいに関する相談支援

健康福祉部（総合支援協議会）と教育委員会（特別支援連携協議会）との連携による一体的な相談支援体制を充実させ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、障がい児の通所サービス事業所や島根県東部発達障害者支援センターとも連携し、相談支援にあたります。

○障がいのある方の特性を捉えた相談支援

1) 発達障がいや高次脳機能障がい、難病等に対する相談支援

専門機関との連携を図り、障がい等の特性に対する理解を深め、特性に応じた適切な相談支援に努めます。

2) 心の健康問題に対する相談支援

増加する精神疾患や精神障がいなど多様化する心の健康問題に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。

(2) 権利擁護の推進

○権利擁護に係る体制の充実

1) 権利擁護に係る制度等の普及

障がい者の権利を守るため、相談支援事業所や権利擁護センターとの連携により、権利擁護相談の充実を図るとともに、日常生活自立支援事業による支援や成年後見制度の普及と適切な利用のための支援など、必要な支援を一体的に提供します。

2) 障がい者虐待防止の取り組み

関係機関と虐待防止に関する協力体制を構築するとともに、関係機関向けの虐待防止に関する研修会や学習会を実施することで、虐待の早期発見、未然防止に努めます。

【主要事業（取り組み）】

- 相談支援事業の充実（長寿障がい福祉課）
- 発達障がいや高次脳機能障がい等に対する専門機関等との連携（長寿障がい福祉課）
- 精神保健福祉活動の推進（長寿障がい福祉課）
- 権利擁護に関する事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援（長寿障がい福祉課）
- 障がい者虐待防止に関する取り組み（長寿障がい福祉課）

③ 福祉サービスの充実

(1) 在宅生活を支える福祉サービスの充実

○障害者総合支援法に基づく福祉サービスの充実

1) 在宅福祉サービスの充実

地域の実情に応じた在宅障がい者の日中活動や就労継続支援の場の確保に努めます。

障がい者の高齢化に対応するため、介護保険制度と障害福祉制度との共生型サービスの提供ができるよう努めます。

2) 地域生活への移行支援（定着支援）

施設やグループホームから退所し、一人暮らしを希望する障がい者に対し、自立生活援助サービスを提供します。

○児童福祉法に基づく福祉サービスの充実

1) 児童通所支援の充実

早期発見・早期対応や発達段階に応じた一貫支援が行えるよう児童通所支援の充実に図り、適切な療育を受けられる体制を整備します。

医療的ケアの必要な子どもも通所支援を受けることができるよう、必要な支援体制や施設環境の整備等に取り組みます。

2) 障がい児保育等の充実

医療的ケアを必要とする子どもの保育所、幼稚園、認定こども園の利用について、必要な支援や体制を検討し、環境整備に向けて関係機関との連携を図ります。

○市単独で実施する障がい者福祉サービスの充実

1) 障がい児の移動支援の充実

市外特別支援学校への通学支援が充実するよう、市内外の福祉事業所等への働き掛けを行います。

2) 難病患者等の交流支援

難病の当事者会、家族会が県内外で行う交流会や活動等に対する支援を行います。

3) その他単独事業の継続、拡充

その他市単独事業として実施しているストマ用装具購入費の助成や、重度障害者等介護手当の支給などを継続して実施します。また、必要に応じ新たな助成制度の検討、拡充を図ります。

【主要事業（取り組み）】

- 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの提供（長寿障がい福祉課）
- 自立支援医療、福祉医療の提供（長寿障がい福祉課、市民生活課）
- 児童通所支援の実施（長寿障がい福祉課）
- 医療的ケアの必要な子どもが利用できる場の整備の検討（子ども政策課、長寿障がい福祉課）
- 移動補助用具支援事業（長寿障がい福祉課）
- 高齢者等バス・タクシー利用料金助成事業（長寿障がい福祉課）
- 福祉タクシー及び視覚障がい者タクシー利用料金助成事業（長寿障がい福祉課）
- ストマ用装具購入費助成事業（長寿障がい福祉課）
- 重度障害者等介護手当支給事業（長寿障がい福祉課）

【5】生活困窮者の支援

基本事業 ① 生活困窮者に対する相談体制の充実 ② 自立に向けた指導支援の充実 ③ 社会参加の促進・就労支援
--

市民の生活像（行政の役割）

市民（事業所、地域、団体）の生活像	行政（市、県、国）の役割
○民生委員・児童委員等は、早期に生活困窮者の相談に応じ、行政等へつなぎます。 ○生活困窮の状態から早期に脱却できるよう努力します。	○生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度※ <u>35</u> の適正な運用を図ります。 ○生活困窮者世帯の自立に向け、関係機関と連携して支援します。 ○生活困窮者世帯の、必要に応じた相談対応や支援を行います。

施策の成果指標（目標値）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
A 生活保護から自立した世帯数(死亡・転出含めない)	14世帯	14世帯	14世帯	14世帯	14世帯
B 自立生活のためのプラン作成件数の割合	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%

Bは生活困窮自立支援の新規相談件数に対する割合です。

基本事業の取り組み

①生活困窮者に対する相談体制の充実

（1）生活困窮者からの早期相談につながる仕組みづくり

○生活困窮者自立相談支援機関の充実

生活支援・相談センター機能や生活困窮者自立相談支援事業等の効果が一体的に作用するよう社会福祉協議会の更なる体制の充実を図るとともに、各種研修への参加を通じ包括的な相談支援を担える相談支援員の育成に努め、生活困窮に関する多様で複合的な課題解決に取り組めます。

○早期発見・早期支援につながる地域の環境づくり

生活困窮者の支援に必要と考えられる支援機関や各種事業・サービスの実施機関と庁内関係部局等が生活困窮者支援ネットワークを構築し、生活困窮者の早期把握や相談支援過程への参加など、包括的で継続的な相談支援事業が展開できるよう体制強化を図ります。

地域、民生委員・児童委員、社会福祉法人等と連携し、生活困窮に関する諸課題をいち早く発見できるよう努め、適時の相談・支援につながる環境の構築に努めます。

○生活保護相談体制の充実

生活困窮者の相談の中で、必要であると判断される場合には、適切に生活保護につなぐなど、行政と生活支援・相談センターの連携を密にし、切れ目のない支援を行います。

各総合センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携を図り、要保護世帯の把握や、気軽に相談できる環境づくりを進めます。

【主要事業（取り組み）】

- 自立相談支援事業の充実（健康福祉総務課）
- 生活困窮者支援ネットワークの充実（健康福祉総務課）
- 生活保護相談体制の充実（健康福祉総務課）
- 民生委員・児童委員活動の充実（健康福祉総務課）

②自立に向けた指導支援の充実

（1）関係機関と連携した支援体制の強化

○状態に応じた支援計画の作成

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、相談者一人ひとりの状態にあった自立支援計画を本人と協同で作成します。その計画に基づき、各種支援が包括的に行なわれるよう関係機関が連携し情報共有を行うことにより、自立に向けた指導・支援の充実を図ります。

○多分野と連携した包括的支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談対応では、支援ニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援事業における必要な事業の実施を検討します。また多分野・多機関が連携し、課題を共有しながら包括的・総合的な支援に努めます。また罪を犯してしまった人が社会復帰できるよう、必要に応じ保健・医療・福祉サービス、就労等に係る支援を行います。

○貧困対策及び貧困の連鎖の解消

昨今、こども食堂の取り組みが全国的に話題となったり、食品ロス問題との関連からフードバンクの取り組みを強化するための指針が示されたりと、食に関する支援や対応の充実が求められています。本市においては子どもの貧困や生活困窮者への対策だけにとらわれず、独居高齢者や独居世帯の孤食防止や食を通じた多世代交流など、多様な視点を持ちながら地域の実情やニーズに即した有効策を地域や社会福祉協議会などとともに模索し、取り組みの充実につなげます。

生活困窮世帯の子ども・若者が「貧困の連鎖」に陥ることを防ぐため、環境実態や支援ニーズを的確に把握し、関係機関と連携して子どもと保護者に必要な支援を行います。

○生活保護世帯に対する指導支援の充実

様々な地域資源と連携しながら、きめ細かな自立支援プログラムを策定し、生活保護被保護者の能力に応じた自立支援を行います。

ケースワーカー※36が、対象者やその主治医を定期的に訪問し、生活状況の把握や健康管理を行うとともに、医療・介護・労働等の関係機関と連携し、自立に向けた指導・助言を行います。

【主要事業（取り組み）】

- 生活困窮者自立支援計画の作成（健康福祉総務課）
- 住居確保給付金の支給（健康福祉総務課）
- 自立支援プログラムの策定と実施（健康福祉総務課）
- 生活保護扶助事業（健康福祉総務課）
- 被保護者の健康管理支援（健康福祉総務課）

③社会参加の促進・就労支援

（1）社会参加の促進と就労支援

○就労支援体制の充実

福祉事務所や生活支援・相談センターに就労支援員を配置し、多分野の関係機関と連携して生活困窮者への就労支援を行うとともに、勤労意欲の喚起を図ります。またハローワークと連携し、就労定着まで、一貫的な就労支援を実施します。

○多分野連携による社会参加と自立への支援

ひきこもりなど、社会的に孤立した人の相談窓口の周知を行うとともに、地域や多分野の機関との連携により早期把握と相談につながる仕組みを整え、社会的孤立からの脱却や自立に向けた支援を行います。

【主要事業（取り組み）】

- 就労支援員の配置（健康福祉総務課）
- 職業紹介等の就労支援の提供（健康福祉総務課）
- ひきこもり支援の実施（長寿障がい福祉課、健康福祉総務課、子ども家庭支援課、学校教育課、キャリア教育政策課）

【6】地域福祉の充実

基本事業 ① 地域福祉課題の解決に向けた取り組みの支援 ② 地域福祉の推進体制の充実

市民の生活像（行政の役割）

市民（事業所、地域、団体）の生活像	行政（市、県、国）の役割
○地域課題を明確にし、課題解決に向け地域が一丸となり取り組みます。 ○地域内での声掛け・見守り等の活動を実践し、地域相互扶助の意識を高めます。 ○地域の福祉活動に積極的に参加します。 ○地域自主組織や社会福祉協議会は、地域福祉活動を担う人材を育成します。	○地域での相互扶助のネットワークづくりや助け合い活動を支援します。 ○地域自主組織、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、取り組みを推進します。 ○地域福祉活動を担う人材育成を支援します。

施策の成果指標（目標値）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
A 福祉ボランティア活動をした市民の割合	36.0%	36.2%	36.4%	36.6%	36.8%
B 助け合える地域であると感じる市民の割合	73.0%	73.5%	74.0%	74.5%	75.0%

基本事業の取り組み

①地域福祉課題の解決に向けた取り組みの支援

（1）地域福祉課題の更なる明確化

○地区計画の策定・見直し等に対する支援

多くの地域自主組織で地区計画が策定されており、地区内における地域福祉課題の明確化や課題解決に向けた取り組み方針が示されています。この地区計画策定時に行った住民アンケートを踏まえ、住民ニーズに即した取り組みが実施され、適時計画の見直しもされているところです。

これらの取り組みに対し、行政及び社会福祉協議会等が連携し、課題解決に向けた取り組みの企画立案に関する研修を行うなど、引き続き支援にあたります。

(2) 課題解決に向けた取り組みへの支援

○課題解決に向けた学習や検討の機会の提供

学び合い会議や地域円卓会議などの研修機会を行政と社会福祉協議会が一体となり提供し、地域における福祉課題解決に向けた取り組みの推進につなげます。

また、住民一人ひとりに課題意識が浸透するよう、地域自主組織や自治会など、様々な団体を対象とした出前講座等を開催し、研修・啓発に努めます。

地域自主組織が主体的に開催する研修会等に関しては、必要に応じ第1層生活支援コーディネーターなどが中心となり開催支援にあたります。

地域ケア会議では、地域の取り組み実態に応じ、地域福祉推進員の参画を促すなど、介護職と地域がお互いの地域課題を共有し、フォーマル・インフォーマルサービスが補完しあいながら個別課題の解決に向けた検討ができるよう取り組みを進めます。

○生活支援体制の整備

平成30年度より地域福祉推進員を第2層生活支援コーディネーターと位置づけることで、地域福祉推進体制の強化を図り、住民主体の支えあい活動の充実に努めていますが、引き続き取り組みを進めます。

第1層生活支援コーディネーターや社会福祉協議会地区担当職員による個別の対応の充実に努め、地域自主組織への伴走支援を行います。

地域づくり担当職員など、多分野の地域支援人材とも連携し、支援の重層化を図りながら、移動や買い物、雪かきなど、住民主体のサービスの創出・充実にに向けた取り組みを地域と一体となり進めます。

地域の抱える課題を広く把握するため、行政や社会福祉協議会等による地域自主組織への個別訪問を定期的実施し、課題解決に向けた支援方法について検討を行います。

○分野横断的支援による地域活動の活発化及び地域福祉活動の深化

分野横断による支援を推進するため、地域支援のあり方の検討を進め、地域づくり・教育・福祉分野の連携による地域支援に努めます。

分野横断的な支援を進める中で、複数の視点で事業を見直したり、既存の活動の補充・深化を図ったりといった思考を地域自主組織と共有し、取り組みの持続性の向上を図ります。

【主要事業（取り組み）】

- 地域づくり等活動交付金（地域自主組織の育成及び取り組み支援）（地域振興課）
- 生活支援体制整備事業（健康福祉総務課、健康づくり政策課）
- 地域福祉活動支援（健康福祉総務課、健康づくり政策課）
- 地域円卓会議、出前講座等研修会の開催（健康福祉総務課、健康づくり政策課）
- 地域支援のあり方の検討と分野横断による地域支援（地域振興課、健康福祉総務課、健康づくり政策課、健康推進課、社会教育課、各総合センター自治振興課 他）

②地域福祉の推進体制の充実

(1) 支えあう地域の仕組みづくり

○地域における地域福祉推進体制の強化

地域自主組織と地域の福祉人材である民生委員・児童委員、自治会福祉委員やボランティア団体等とのネットワークが構築されるよう地域の実情に即した支援を行うことで地域福祉推進体制が強化されるよう、社会福祉協議会などの関係機関と連携して取り組みを支援します。

出前講座や社会福祉協議会による「ふくしを思う人づくり事業」等により、地域福祉活動に賛同・参加する地域住民の拡大を図り、住民一人ひとりの参画を基礎とする地域福祉推進体制が地域ごとに構築されることをめざします。

○地域住民同士のつながりづくり

高齢者サロンやうなんん幸雲体操、見守り、生涯学習など、様々な地域活動を通じ、家族や住民同士のつながりのある温かな地域の雰囲気保持に努め、家族や親戚、近所、あるいは地域で気軽に困りごとを相談したり、助け合ったりできる地域環境の醸成を図ります。

こうした地域の環境が、専門機関による諸課題の早期発見・早期対応の助けとなるなど、自助・共助・公助の機能が調和する助け合いの仕組みが形成されるよう、地域と行政、関係機関が一体となり取り組みを進めます。

○地域福祉を担う人材の育成・確保

「生活支援体制の整備」や「地域における地域福祉推進体制の強化」の取り組みにあわせ、地域福祉に関わる協力者の拡大に努めます。

地域福祉の理念を広く共有し、地域づくりや生涯学習などの地域活動にも、見守りや助け合いなどの福祉的視点が加えられるよう工夫するなど、多分野からも間接的に地域福祉活動に協力してもらえる人材を確保できるよう、分野横断的な支援に努めます。

ボランティア実践者の活動の支援を行うボランティアセンター事業の取り組みを推進し、ボランティア活動への参加者の更なる拡大に努めます。

○平時の見守り体制の充実につながる災害時支援体制の推進

雲南市避難行動要支援者の避難支援計画に基づく、避難行動要支援者名簿等の作成・更新を地域自主組織との協働で継続し、災害時の支援体制の充実に努めます。

名簿情報を声掛けや見守りなどの地域福祉活動に活用することを推奨し、平素からの見守り活動が発災時の確実な避難支援につながるよう取り組みを進めます。

○福祉教育の充実

幅広い世代に向け地域福祉に対する理解と意識を高めていく学びの場を提供するため、福祉教育の充実を図るとともに、福祉教育からの学びが実践に結びつくよう、ボランティアの育成や活動支援を推進します。

学校と連携し、社会福祉協議会が行うサマーボランティアスクールや総合的な学習の時間を活用した福祉教育の実施により、次代を担う福祉人材の育成を図ります。

○権利擁護の推進

「高齢者福祉の充実」、「障がい者（児）福祉の充実」、「生活困窮者の支援」の施策と連携し、また行政、地域住民、司法・福祉専門職、民間団体等と協力して支援体制の構築に努めます。

【主要事業（取り組み）】

- 生活支援体制整備事業（健康福祉総務課、健康づくり政策課）
- 福祉人材育成に係る啓発活動や福祉教育の充実（健康福祉総務課、健康づくり政策課）
- 福祉関係者のネットワーク化（健康福祉総務課、健康づくり政策課）
- ボランティアセンターの運営支援（健康福祉総務課）
- 避難行動要支援者避難支援事業（健康福祉総務課、防災安全課）

【7】子育て支援の充実

- 基本事業
- ① 子どもの心と体の健やかな発達支援
 - ② 子育てと仕事の両立支援
 - ③ 経済的支援の充実
 - ④ 子育て相談の充実
 - ⑤ 地域における子育て支援の充実

市民の生活像（行政の役割）

市民（事業所、地域、団体）の生活像	行政（市、県、国）の役割
○父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任をもち、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。	○子どもが家庭・地域で健やかに育つために必要な経済支援、環境整備、情報発信を行い、子育て世代の定住促進を図ります。
○親子の愛着を育み、子どもに健康的な生活習慣を身につけさせ、良好な家庭環境をつくりまします。	○子どもを地域全体で育むための人材育成、ネットワークの構築などを支援します。
○あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、地域ぐるみで子育てを支えます。	○妊娠期からの切れ目のない支援により、子育ての不安や悩みに対して、関係機関と連携し、相談できる体制の充実を図ります。

施策の成果指標（目標値）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
A 子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%
B 地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合	71.0%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%
C 子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合	84.0%	85.0%	86.0%	87.0%	88.0%
D 合計特殊出生率（単位なし）	1.78	1.80	1.82	1.84	1.86

基本事業の取り組み

①子どもの心と体の健やかな発達支援

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（令和元年12月施行）」の趣旨や内容を踏まえ、出産から大人になるまでの一連の成育過程において、各段階に応じた医療及び保健、教育、福祉等のサービスを包括的に提供できるよう本基本事業を中心に、次のとおり適切な事業展開に努めます。

（1）多様な体験・ふれあいの機会づくり

○子育て家庭や親子の交流促進

育児相談、離乳食教室を通じて、子育て家庭の学習や交流の機会を引き続き、設けていきます。

4か月児健診時のブックスタート事業を継続実施し、赤ちゃんと保護者に絵本を提供し、絵本を通じた親子のふれあいや家庭での読書のきっかけづくりを行います。

○子どもの体験活動や世代間交流

地域自主組織や事業所等が協力して、放課後子ども教室事業やふるさと教育、『夢』発見ウィーク（職場体験学習）など、子どもの体験活動や世代間交流の充実に努めます。

○子育て支援施設での地域活動事業

子育て支援施設※37でも世代間交流（福祉施設への訪問や地域の高齢者との伝承遊び、季節行事を通じた交流）や地域の子どもたちとの異年齢児交流等の地域活動を通じ、地域との連携や交流を深めていきます。

乳幼児らとのふれあいや体験学習を通して豊かな心を育むため、関係機関が協力して、学校における保育に関する学習を支援します。交流センターや集会所等を活用して、中学生・高校生が乳幼児や子育て中の親、小学生等とふれあう機会の提供に努めます。

子育てサロンや子育て支援センター※38において、小中高生が乳幼児や子育て中の親、地域住民とふれあうことのできる交流の場を提供します。

○『夢』発見プログラムへの取り組み

幼児期から青年期における「知・徳・体」のバランスのとれた力を育てていくことをめざして、雲南市が独自に策定したキャリア教育推進プログラム（『夢』発見プログラム）に基づき、発達段階に応じた教育・保育を行います。また地域の人たちとふれあい、当市の良さを実感し、将来の夢や希望を育てる『夢』発見ウィークなどの体験活動を、学校や地域自主組織、事業所等の関係機関や団体と協力して推進します。

幼児期においては、様々な運動遊びを楽しむことを重視し、身体教育医学研究所うんなんと連携しながら「雲南市幼児期運動プログラム」に取り組み、子ども達が毎日楽しく体を動かして意欲的に遊び、多様な体の動きを経験できるようにします。

(2) 健全育成の推進

○放課後子ども教室

放課後・土日・祝日・長期休業等に小学校の余裕教室、交流センター、市内の文化体育施設等を活用し、子どもたちの見守りや学びをサポートするボランティアの参画を得て、昔遊びやスポーツ・文化活動、野外活動、四季折々の催しを行うことで、様々な体験や学びの機会を提供し、子どもの「生きる力」を育てます。

地域ごとに推進体制を整備し、「地域の子どもたちをみんなで育てる」環境づくりに努めます。

○青少年の異文化交流

小学生、中学生、高校生を対象に、諸外国の青少年との交流を促進し、共同生活・共通体験を通じて、相互の理解を深めながら、新しい時代の青少年の国際性を培います。

国際交流員を中心として、子どもたちが異文化にふれられるイベント等を開催します。

○青少年を取り巻く有害環境対策の取り組み

警察等の関係機関と連携し、子どもたちを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。

学校では人権教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、情報モラル教育、金銭教育など、生涯を通じて健康で安全・安心な生活を送るために必要な学習を推進し、また、これらの取り組みを市民へも周知しながら理解を深めていきます。

(3) 思春期保健対策の推進

○思春期保健の推進

保健所、雲南圏域健康長寿しまね推進会議等と協力しながら、小・中学校等への、タバコや薬物の害、がん予防及び生活習慣病予防等の正しい知識の普及・啓発を図ります。

要請のあった小・中学校等へは、食生活改善推進員等を派遣するなどし、生活習慣病やバランスの良い食事づくりの指導も行います。

○思春期の心の相談

スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる保護者支援、教育支援センターによる児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動等を継続して実施するとともに、不登校、ひきこもり等、思春期の心の相談を充実させます。

支援者や支援機関の特性を活かすとともに、連携を図りながら、不登校対策支援を実施していきます。

保健所等の関係機関と連携し、子どもの心の診療ネットワーク等を活用し、小学生から青年期までの心の相談に応じます。

(4) 切れ目のない妊娠・出産期の保健対策と不妊への支援

○周産期における母子の健康支援

雲南圏域周産期ネットワーク会議に参画し、保健所や医療機関、助産師等と連携し、母と子の健康づくりを支援するとともに、乳児全数訪問やハイリスク乳児への個別相談等の充実を図ります。

○出産・育児に関する不安の解消支援

「多機関連携による妊娠期からの切れ目のない育児相談・支援の手引き」（島根県）に沿った、妊娠期からの支援を行い、子育てに対する不安の軽減に努めます。

妊婦の不安の軽減と妊婦同士の交流を目的に、妊婦サロンを開催するほか、母子保健コーディネーターを配置し、子育てが円滑に行えるよう必要な支援を行います。

産婦健診事業、産前産後サポート事業、産後ケア事業に取り組み、母子保健推進員による妊婦・赤ちゃん訪問や生後4か月までの乳児の母の心身のケアや育児支援を行います。

○妊娠・出産・子育てに関する情報提供

妊娠や出産、子育て、不妊に関する相談窓口や学習・交流事業、施設及び制度の紹介など、きめ細かく情報を提供します。また、ホームページや市報、子育てハンドブック等の様々な媒体を活用した情報提供に努めます。

（5）乳幼児期の心と体の健やかな発達支援の充実

○健診・検査・予防接種の適正実施

生後4か月までのすべての赤ちゃんのいる家庭を訪問し、発達・発育の様子や養育環境を確認する中で、子育ての不安を軽減し、赤ちゃんを安心して育てることができるよう、健診や予防接種に関する情報を提供したり、また適切な育児ができるよう助言指導を行ったりします。

各種健診・検査や予防接種などが適正に行われるよう子育て世帯に働きかけ、乳幼児の心と体が健やかに発育・発達するよう努めます。

乳幼児健診や各種教室の際に、栄養指導や歯科指導等の基本的な生活習慣の形成に必要となる指導を行うことで、幼少期から生活習慣病を予防します。また、フッ化物洗口（フッ化物を使用したむし歯予防）を保育所、幼稚園、認定こども園に拡大するとともに、幼児に対するフッ化物歯面塗布の実施を検討します。

発達障がいについては、早期発見し、子どもとその家族に適切な支援を行うことができるよう、専門医師等による診察や相談・助言、療育機関の紹介等を行います。

○育児学習や交流の場の提供

離乳食教室や育児相談等の学習や交流の場の提供を通じて、健やかな子どもの発育を促します。また、遊びを通して親子が心地よさを共有すること、母子の愛着形成を促すことを目的に、おおむね2歳児を対象とした『あそびのきょうしつ』を行います。

○食育の推進

教育機関等での農業体験、小・中学校での「弁当の日」や「早寝早起き朝ごはん運動」、地域での調理活動など、食に関する体験活動を通じ、豊かな人間性の構築を図ります。

(6) 子ども医療の充実

○小児救急電話相談の普及

休日・夜間の急な子どもの病気の対処法について電話で相談できる、島根県小児救急電話相談（#8000）事業の更なる周知を図るとともに、救急指定医療機関等に関する提供情報の充実を図ります。

○子ども医療費の助成

子どもを持つ家庭が、安心して十分な治療を受けることができ、また疾病の早期治療により子どもたちの健康を守るため、子ども医療費助成制度に基づき、中学生までを対象に医療費の助成を行います。

○関係機関との連携と相談体制の充実

小児科・産婦人科医などの市内医療機関とも連携し、切れ目のない子育て支援の取り組みを進めます。

小児に関する相談に適切に応じることができるよう、母子保健コーディネーターや保健師など、相談者の資質向上に努め、相談体制の充実を図ります。

【主要事業（取り組み）】

多様な体験・ふれあいの機会づくり

- ブックスタート事業（健康推進課）
- ふるさと教育、『夢』発見ウィークなどを通じた体験活動（キャリア教育政策課）
- 世代間交流や異年齢交流等の地域活動（子ども政策課、社会教育課）

健全育成

- 放課後子ども教室推進事業（キャリア教育政策課）
- 外国青年（国際交流員）招致事業（地域振興課）
- 青少年育成協議会事業（社会教育課）

思春期保健対策

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（学校教育課）
- 不登校対策（キャリア教育政策課）

妊娠・出産期の保健対策等

- こんにちは赤ちゃん訪問事業（健康推進課）
- 妊婦サロン・育児相談（健康推進課）
- 感染症予防対策の推進（健康推進課）
- 発達クリニック事業※39（健康推進課）
- 周産期における母子健康管理事業（健康推進課）
- 妊娠、出産、子育てに関する情報提供（健康推進課）
- 乳児全数訪問・養育支援訪問・未熟児等養育訪問などを通じた支援（健康推進課）
- 不妊治療の支援（健康推進課）

心と体の発達支援

- 妊婦・乳幼児を対象とした各種健診・検査の実施（健康推進課）
- 「あそびのきょうしつ」の開催（健康推進課、長寿障がい福祉課）

子ども医療

- 小児救急電話相談事業（健康推進課）
- 子ども医療費の助成（市民生活課）

②子育てと仕事の両立支援

(1) 子育て支援施設の充実

○保育の質の充実

当市が考える「幼児期にめざす子ども像」を目標に、幼児期に育てたい9つの力を発達段階に応じてそれぞれの子どもが身に着けられるよう教育・保育を実践します。

継続的・実践的な研修等を通じて、職員の専門性及び資質の向上を図ります。私立認可保育所に対しても、研修事業等補助金の活用や、市等が行う研修への積極的な参加を促し、公立私立を問わず保育の質の均一化に努めます。

○保育士の確保

年度中途での保育士の確保の問題に対応するため、4月時点から保育士を確保した際の経費を助成する「保育所保育士確保対策事業」を継続し、委託保育園や私立認可保育所での保育士の確保を推進します。

○計画的な子育て支援施設の整備

子ども・子育て支援事業計画の需要見込みに基づき、適正な子育て支援施設の量の確保に努めます。また、雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置基本計画(平成22年)に基づき、施設運営の効率化に努め、認定こども園の整備など、計画的な施設整備を図ります。

(2) 子育て支援事業の充実

○待機児童の解消

保育所入所児童数の動向を踏まえ、保育所定員の見直しや保育士の確保に努めます。

○特別保育事業（延長保育事業・一時保育事業・休日保育事業等）の充実

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所保育業務委託計画に基づく、公立保育所の業務委託に合わせ、延長保育等の特別保育※40を実施する保育所の拡大を検討していきます。休日保育事業については、加茂こども園の業務委託にあわせて検討を進めます。

○病児・病後児保育事業

現在の体制（3施設のうち1施設で病児も受け入れている）を維持し、病児・病後児の預かり保育を継続するとともに、今後のニーズや利用状況等を踏まえ、適切な受け入れ体制の確保を図ります。

○幼稚園・認定こども園における預かり保育事業

幼稚園、認定こども園において、通常保育日及び長期休業中（夏季、冬季、学年末）に児童1人につき月12日以内での預かり保育を実施します。なお、幼稚園については、長期休業期間中は、認定こども園で集合保育による預かり保育を実施します。

○放課後児童クラブの充実

保護者の就労等により放課後の居場所が必要となる児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供します。また、今後必要に応じ開所時間の延長も検討します。

(3) 就労環境の整備

○再就職支援

結婚や出産、育児などで退職した後、職場復帰したい女性に対し、無料職業紹介所、ハローワーク雲南、レディース仕事センター等と連携し、就業相談や求人情報の提供、セミナーの開催など、再就職支援に取り組みます。

○父親の育児参画の促進

男性の育児や家事への参画を促進するための啓発資料の作成、赤ちゃんが生まれる前からの父親への育児啓発、父親参加型の学習会やイベント等の開催に努めます。

母親教室、乳幼児の健診などについて、母子のみを対象とせず、父親を含めて参加を呼び掛けます。

(4) 男女共同参画意識の高揚を図るための啓発

○男女共同参画の促進

性別役割分担の意識を払拭し、家庭生活において男女がともに協力しあう意識を高めるために、パンフレットや広報を通じた啓発活動を実施し、また講座などの学習機会を提供することで、男女共同参画の促進を図ります。

○職場や事業主への啓発

仕事と家庭生活のバランスが保たれるよう、働き方の見直しに関する情報を提供するなど、職場への啓発活動を行うとともに、事業主に対しては取り組みが推進されるよう働きかけたり、学習機会を提供したりします。あわせて母性保護規定の周知と、職場における母性健康管理の徹底に向けた取り組みを推進します。

(5) 産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保

○産休・育休後の保育所等の円滑な利用

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯を対象に、子育て支援施設や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。

育児休業満了後、円滑に保護者の希望する保育施設等が利用できるよう、対象者の利用希望の把握に努めるとともに、希望を踏まえた保育施設との入所調整を行います。

【主要事業（取り組み）】

- 保育所での研修に対する補助（子ども政策課） ○保育所保育士確保対策事業（子ども政策課）
- 保育所施設整備（子ども政策課） ○保育所運営事業（子ども政策課）
- 特別保育（延長・一時・休日等）、病児・病後児保育事業（子ども政策課）
- 幼稚園等における預かり保育（子ども政策課） ○放課後児童クラブの運営（子ども政策課）
- 就業相談やセミナーの開催（商工振興課） ○男女共同参画の推進（男女共同参画センター）
- 保育所入所に関する相談及び受付・選考（子ども政策課）

③経済的支援の充実

（1）子育てに関する経済的支援

○保育料等の費用軽減

3～5歳児については、令和元年10月より国全体で幼児教育・保育の無償化が行われ、費用負担の軽減が図られました。0～2歳児についても、国の動向等を踏まえながら、引き続き、当市独自の保育所保育料等の軽減に努めます。

なお、幼児教育・保育の無償化後も保護者が負担すべきとされた副食費ですが、雲南市に住所を有する3～5歳児については無償とする独自の軽減策を講じています。

○児童手当等の支給

子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会の実現をめざし、国の制度に基づき児童手当や児童扶養手当などを支給します。

○不妊治療の支援

一般不妊治療、特定不妊治療、不育症治療にかかる費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦を支援します。

【主要事業（取り組み）】

- 子育て支援施設での副食費の無償化（3～5歳児）（子ども政策課）
- 児童手当や児童扶養手当の給付（市民生活課、子ども家庭支援課）
- 不妊治療費の助成（健康推進課）

④子育て相談の充実

(1) 子育て家庭への相談窓口の充実

○総合的な相談窓口の充実

子ども家庭支援センター「すワン」や母子健康包括支援センター「だっこ♪」などの相談機能が連携し、妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目のない相談支援を実施します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

○児童虐待防止に関する体制の充実

児童養育相談員を配置し、児童福祉などに関する相談・支援体制の充実を図ることで、虐待防止に係る体制の強化につなげます。

○児童虐待防止に向けた取り組み

児童虐待に関するリーフレットの配布や、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます。

初めて子育てをしている親子の仲間づくりや、子どもの心身の発達を学ぶ場として、第1子を出産した母を対象に「親子の絆教室」を開催し、子育ての孤立化の防止や、育児不安の解消を図ります。

○専門機関との連絡調整

調整機関となる要保護児童対策地域協議会※41を子ども家庭支援課に置き、児童相談所や警察等の関係機関との連携をとりながら、児童虐待への対応を行うとともに、虐待の未然防止・早期発見に向けた積極的な取り組みを進めます。

○多様化するニーズへの対応

多様なニーズに対応し、児童虐待の未然防止を図る観点からもショートステイやトワイライトステイなどの新たな事業に取り組めるよう、令和6年度を目途に業務委託による実施について検討を進めます。

(3) ひとり親家庭への自立支援の推進

○相談体制の充実

母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図るとともに、児童扶養手当の現況届の際の面談の機会等を活用し、ひとり親家庭の状況把握に努めます。また、未就労等のひとり親については就労へつなげるなど、自立・生活支援に取り組めます。

○母子・父子家庭への制度周知等

母子・父子家庭への助成制度や就業支援に係る給付金制度等の積極的な情報提供に努め、広く制度の周知を図ります。また、これらの給付金事業等を継続的に実施します。

(4) 子どもの貧困対策の推進

○子どものいる貧困世帯への支援

子どものいる貧困世帯の経済的困窮に対する支援として、生活困窮者自立支援制度に基づく包括的な相談支援、家計相談支援、就労支援等に取り組みます。

○第三の居場所づくり

様々な事情により放課後児童クラブやスポーツ少年団、学習塾に行けない子どもを対象に、放課後や週末、長期休業期間中の学習支援や体験活動、生活支援等を行い、生きる力の基礎を育むため、第三の居場所事業に取り組みます。

(5) 障がい児施策の充実

○障がい児保育

公立保育所等での障がい児保育については、必要に応じて環境の整備を行うなどしながら、継続して受け入れを実施します。私立認可保育所に対しても、補助金の交付を継続し、積極的な受け入れを支援します。

医療的ケア児については、保育所入所に際し看護師の配置が必要となるため、体制の充実に努めるとともに、私立認可保育所に対しても補助金の交付を継続します。なお、入所にあたっては、関係課や医療機関、訪問看護事業者等の関係機関との調整を十分に行い、受け入れできるように取り組みます。

○療育システムの確立

発達障がいの早期発見とともに発達クリニックの実施や療育事業との連携を図り、療育環境の充実に努めます。妊産婦、乳幼児に対する各種健康診査を行いながら、疾病や障がいの早期発見や保健指導の充実に努めることで、子育て家庭への支援を行います。

○継続した支援体制

健診等での障がいの早期発見に引き続き取り組むとともに、多様な専門機関（医療機関、特別支援学校、ウィッシュ等）をはじめ、保育所や幼稚園、認定こども園、学校と連携を図りながら、就園・就学期間中の一貫した切れ目のない支援体制を整備します。

子育てサポートファイル「すくすくファイル」により、育児相談等の記録情報を関係施設が共有することで、継続した支援が行えるよう工夫します。

5歳児健診に代わる「すくすくアンケート」を悉皆で実施します。その上で、心身の発達に配慮が必要な就学前の幼児については、適切な支援につなげるための助言や就学相談等を行っていきます。

就学前から小学校・中学校・高等学校へと進学する際に、円滑に支援に関する引継ぎが行われるよう「個別の支援計画」等の活用を図ります。また医療連携シートの活用により、家庭・教育（保育）・医療が情報を共有し、適切な診断や医療的助言を受けられる体制を整えることで、当該幼児・児童・生徒の子育てや教育の充実にめざします。

障がい児の発達段階に合わせた切れ目のない支援が行えるよう、福祉、医療、労働等の様々な関係機関、関係部局の連携を深めます。

○障がい福祉のサービスの提供

障がい福祉サービスが必要となる児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所（ショートステイ）、居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援など、法に基づく各種支援サービスを提供します。また、雲南市障がい福祉計画（平成30年3月）に基づき、サービス提供体制の充実を図ります。

市外特別支援学校への通学支援事業として、保護者への通学費用の助成及び通学支援を実施する事業者への助成を行います。

（6）外国につながる幼児への支援

○子育て支援施設等の手続きに際しての支援

外国につながる幼児が子育て支援施設等を利用する際、必要に応じて手続き等の支援を行ったり、多文化共生※42推進に関する専門家を派遣し、外国語対応支援を行ったりします。

○就学前の日本語支援の実施

外国につながる幼児が日本の小学校に円滑に就学できるように、就学前に日本語の指導を行います。次年度小学校へ入学する児童のうち、語彙が少ない児童や日本語での日常会話が十分にできない児童などに対しては、保護者の希望に応じて在籍する子育て支援施設等で実施します。

なお、子育て支援施設等においては、通常の生活の中で、お互いの背景や文化の違いを認めるなど、多文化共生の取り組みを進めます。

【主要事業（取り組み）】

- 子ども家庭支援センター、母子健康包括支援センターの運営（子ども家庭支援課、健康推進課）
- 児童養育相談員の配置（子ども家庭支援課）
- 要保護児童対策地域協議会の運営（子ども家庭支援課）
- 親子の絆教室の開催（子ども家庭支援課）
- ひとり親家庭への自立支援（子ども家庭支援課）
- 生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの貧困対策（健康福祉総務課）
- 第三の居場所づくり事業（キャリア教育政策課）
- 障がい児等保育対策の充実（子ども政策課）
- 児童（障がい児）デイサービスなどの福祉サービスの実施（長寿障がい福祉課）
- 発達クリニック（健康推進課）
- 外国につながる児童に係る施設利用手続き支援や就学前の日本語支援（地域振興課、子ども政策課、子ども家庭支援課）

⑤地域における子育て支援の充実

(1) 子育て支援のネットワークづくり

○地域ぐるみの子育て環境づくり

少子化、核家族化の進行により、地域コミュニティとのつながりが希薄になる傾向がある中、地域自主組織等と行政の連携により、子どもの見守りや地域での多世代交流、相談の場づくりをはじめ、放課後子ども教室、放課後児童クラブなど、地域ぐるみで子育て支援を行う環境の醸成に努めます。

○ネットワークづくり

子育て支援センターや子育てサロンなど、地域で子育て支援に取り組む関係者などを中心に、子育てネットワークを構築していきます。

子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター※43事業など、各事業との連携の強化を図るほか、主任児童委員など地域の関係者とのつながりも深めます。

○情報提供の充実

雲南市の暮らしや子育てに関する情報等を、市のホームページや子育てポータルサイト、子育て応援ガイドブック、広報などを活用し、多くの市民に認知してもらえるよう積極的に発信します。

○関係団体への支援

市内外で親子活動や子育ての場づくりを実践している方を中心に結成される「UNNAN子育て応援会議」を支援します。広聴及び情報提供の機会を積極的に設け、子育て世代の生の声を活かしながら、より良い子育て環境づくりに努めます。

(2) 子育て家庭への支援機能の強化

○子育て支援センター事業

子育て支援センターが機能を発揮し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等を実施します。

親同士のためにつながりづくりのため子育てサークル等の活動支援を行い、仲間同士での情報提供・相談体制の充実を図ります。

○ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの一層の充実を図り、援助会員の養成に向け、研修の開催や会員加入の促進に努めます。

(3) 子どもの安全・安心の確保

○地域一体となった防犯対策

警察や交通指導員、地域の見守り組織等の関係機関と連携しながら、子どもたちへの交通安全指導及び啓発活動を行います。また、保護者を含め地域での交通安全への取り組みを進めるとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議等と連携し、犯罪から子どもたちを守る活動を地域と一体となって進めます。

○防災への取り組み

児童福祉施設や小・中学校などの各施設で策定する防災計画に基づき、定期的な避難訓練等を行うとともに、地域の防災の取り組みとも連携・協力しながら、防災体制を整備します。

(4) 子育て家庭への学習機会の充実

○学校・地域が連携した家庭教育支援

家庭教育に対する支援は、子どもを取り巻く課題を把握しながら推進していくことが大切です。教職員やPTA・地域自主組織等との連携を図りながら地域ぐるみでの取り組みを推進します。

○地域自主組織、PTA等の関係機関の連携強化

全ての市民に、自らのふるさとの未来を託す子どもたちの育成に主体的に取り組むという自覚を持ってもらえるよう、子どもを取り巻く地域自主組織、PTA、ボランティア等の関係機関の連携を強化します。

(5) 地域と連携した教育の推進

○学校と地域との連携

学校は、地域人材を積極的に活用するとともに、地域に向けても情報発信を行います。また、教育支援コーディネーターと連携し、地域や家庭との協働により、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、中学校、高等学校までの一貫教育を推進します。

市内全中学校区に設置したコミュニティスクール※44の充実を図り、地域とともにある学校づくりに努めます。

○ふるさと教育の推進

地域の人々と直接関わりを持つことにより、ふるさとの自然や生活・歴史が人々の協力によって支えられていること、自然環境と結びついて営まれていることを実感できるよう、学校及び地域での学習を充実させ、子ども達のふるさとを大切に育てる心を育てます。あわせて地域の人たちにも、ふるさとの良さを語り伝えることの大切さを理解してもらえよう努めます。

【主要事業（取り組み）】

- 地域づくり活動等への支援（地域振興課、社会教育課、キャリア教育政策課）
- 子育て関係者のネットワークづくり（子ども政策課）
- ホームページ等による情報発信（子ども政策課、情報政策課）
- 子育て支援センター事業（子ども政策課）
- ファミリー・サポート・センター事業（子ども政策課）
- 交通安全指導員の設置（防災安全課）
- 防災に関する安全・安心なまちづくりへの取り組み（防災安全課）
- 地域とともにある学校づくり推進事業「学校運営協議会の設置」「学級と地域の協働推進」「ふるさと教育の推進」（学校教育課、社会教育課、キャリア教育政策課）

第 3 部

資 料 編

【1】計画策定体制

雲南市総合保健福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に基づき、雲南市の総合的な保健及び福祉の基本を示す雲南市総合保健福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定又は変更するため、雲南市総合保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、福祉計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する部員のうちから互選する。

- 4 部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の服務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部健康づくり政策課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成31年3月22日条例第11号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

雲南市総合保健福祉計画策定委員会 委員名簿

No	氏名	所属・団体
1	永 瀬 英 雄	雲南医師会 会長
2	朝 日 照 男	雲南市民生児童委員協議会 会長
3	梶 浦 靖 二	雲南保健所 所長
4	松 下 卓 己	社団法人島根県歯科医師会雲南支部
5	石 原 忍	雲南市立病院 事務部長
6	吾 郷 勇 二	雲南地域介護サービス事業管理者連絡会 副会長
7	曾 田 誠 二	社会福祉法人雲南広域福祉会 事務局長
8	杉 原 昭 見	社会福祉法人雲南市社会福祉協議会 事務局長
9	佐 々 木 久 美	うんなん食育ネット
10	森 山 幸 朗	雲南市子ども・子育て会議 副会長
11	長 谷 川 和 男	雲南広域連合 事務局長
12	加 藤 一 郎	雲南市地域自主組織連絡協議会 会長
13	石 橋 健 一	雲南市地域自主組織連絡協議会 副会長
14	田 部 敏 徳	一般公募委員
15	松 浦 眞 司	一般公募委員

(順不同、敬称略)

【2】用語解説

頁	記号 番号	用語解説
1	※1	チャレンジ 「課題先進地から課題解決先進地へ」のまちづくりの基本理念に基づく、地域課題の解決や新たな価値の創造に向けた取り組みを本市では「チャレンジ」と称しています。市民等による活動を「子どもチャレンジ」「若者チャレンジ」「大人チャレンジ」として支援していますが、令和元年からは市内外の企業が参画する「企業チャレンジ」の取り組みも始まっています。
8	※2	平均余命及び平均自立期間 ある年齢の人々が、その後何年生きられるかを示す値を平均余命といい、あと何年自立した生活を送ることができるかを示す値を平均自立期間として表します。本計画では65歳の人の値を取り上げています。
21	※3	年齢調整死亡率 人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡について、その年齢構成の差を取り除いて比較ができるよう、基準人口（昭和60年モデル人口）で補正して求められた死亡率のことをいいます。
23	※4	健康格差 地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差を示します。国の健康寿命延伸プランの中で、「地域・保険者間の格差の解消」を図り、先駆的な取り組みを横展開しながら、国全体で健康寿命を延伸していくこととされています。
23	※5	フレイル 加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した虚弱な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態をいいます。
23	※6	サルコペニア 加齢や疾患により筋力量が低下した状態を指します。
25	※7	スローモビリティ グリーンスローモビリティとも呼ばれます。電動で時速20km未満で走行する4人乗り以上の車両を指します。
27	※8	地域円卓会議 行政も含め、地域の多様な主体が対等な立場で参加し、お互いの力や課題を共有しながら、対話と協働を積み重ね、地域課題の解決に向かっていくための会議の仕組みです。
28	※9	法定雇用率 従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに義務づけられた、障がい者雇用の最低比率です。従業員数45.5人以上の事業所等は、障がい者雇用の状況をハローワークに毎年報告することとなっています。（平成30年4月以降の雇用率は民間企業 2.2%、国・地方自治体等 2.5%、都道府県等の教育委員会 2.4%）
44	※10	ユニバーサルデザイン 製品や建物、環境などにおけるデザインの考え方で、設計段階から誰にとっても快適で安心して使用できるように配慮したデザインを指します。
44	※11	バリアフリー 高齢者や障がい者が社会で生活していくうえで、障がい（バリア）となっているものを取り除くことをいいます。

頁	記号 番号	用語解説
45	※12	<u>うんなん健康都市宣言</u> 市民が主体的に健康づくりをすすめるための指針として、平成26年8月に策定し、雲南市制10周年記念式典で公表された宣言文です。
52	※13	<u>1次医療機関</u> 通常みられる病気や外傷などの治療、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉にいたる包括的な医療機関であり、主として地域の診療所がその役割を担います。
53	※14	<u>まめネット</u> 島根県が整備した医療情報ネットワークシステムの愛称です。患者の診療情報を地域の医療機関等が共有することで、円滑により良い医療を提供することができるよう県内で普及・運用が図られています。
53	※15	<u>I C T (Information and Communication Technology)</u> パソコンやスマートフォンなどの機器を使った情報通信技術の総称です。 <u>I O T (Internet of things)</u> 物がインターネットにつながることを指します。I O Tの技術により、例えば離れた場所から物の状態を管理したり、遠隔操作を行ったりすることができるようになります。
54	※16	<u>2次医療機関</u> 診療所などで扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関です。
54	※17	<u>赤ひげバンク制度</u> 島根県の地域医療に関心を持っている医師、看護職員、医学生、看護学生、薬剤師などを島根県が登録する制度です。
55	※18	<u>3次医療機関</u> 2次医療で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等の重篤な患者に対し、最先端、高度な医療技術を提供する医療機関です。
55	※19	<u>医療的ケア児</u> 例えば経管栄養（チューブを使って胃に直接栄養を入れる処置）や気管切開（呼吸のための器具を喉に取りつける処置）などの医療的処置を必要とする子どもを医療的ケア児といいます。
56	※20	<u>デマンドタクシー</u> バスが利用しにくい高齢者の通院や日常の買い物の利便性を図るため、自宅、公共施設、バス停などから目的地まで予約によって運行する乗合タクシーを指します。
56	※21	<u>企業チャレンジ</u> 「雲南市チャレンジ推進条例」に基づき、子ども、若者、大人の各領域で社会課題解決に向けた積極的なチャレンジ活動を支援し、地方創生の取り組みを当市では行っています。令和元年度からは取り組みに企業も加わることで、取り組みを更に加速させ、地域、企業、行政等が一体となった地域づくりを行っています。
58	※22	<u>健康づくり推進協議会</u> 健康づくりに関係する団体等関係機関や、地域での健康づくりを推進する地域自主組織等が参画し、市民の健康づくりの推進に向け、官民が一体となった事業を展開するための協議体です。

頁	記号 番号	用語解説
60	※23	<u>外国につながる子ども</u> 外国人の子どもだけでなく、例えば日本国籍を持っていても海外での生活が長い場合、同様に日本での暮らしに戸惑いや悩みを抱くことがあります。このように、国籍を問わず、外国との関わりが深く、多様な言語、文化、価値観などを背景に育った子ども達を示すために「外国につながる子ども」という表現が使用されています。
61	※24	<u>食育ネット会議</u> 食育推進活動や、食を通じた地域づくりなどに取り組むグループまたは個人の方で作るネットワークです。
63	※25	<u>権利擁護</u> 自己の権利を表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの権利やニーズの表明を支援し代弁することです。
63	※26	<u>日常生活自立支援事業</u> 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、かつ、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行う事業です。
63	※27	<u>成年後見制度</u> 判断能力が不十分なため契約等の法的行為を行うことが困難な人に代わって、後見人が必要な契約等を行ったり、財産を管理したりすることで本人を保護する仕組みをいいます。
64	※28	<u>認知症サポーター</u> 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を自分のできる範囲で温かく見守り、支援する応援者をいいます。
64	※29	<u>キャラバンメイト</u> 認知症サポーター養成講座の講師役を指します。
65	※30	<u>認知症初期集中支援チーム</u> 医療系、介護系の複数の専門職により構成されています。認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うサポートチームです。
67	※31	<u>基本チェックリスト</u> 運動機能や口腔機能、物忘れなどの状況について質問し、介護予防の取り組みが特に必要な人を的確に把握し、介護予防事業につなぐための25項目の質問票です。
68	※32	<u>居宅サービス費区分支給限度額拡大事業</u> がん末期の状態にある要介護者が、病院もしくは診療所に入院中の一時外泊時に居宅サービスの利用を希望された場合、年間10日間、3万単位を限度に居宅サービスに要した費用を負担割合に応じて支給する事業です。
68	※33	<u>外泊体験サービス事業</u> 病院・診療所に入院または介護保険施設に入所している要介護者が在宅復帰を目的に外泊を希望される場合、1泊2日以上で年間10日間を限度に、居宅サービスを利用した際の費用を負担割合に応じて支給する事業です。

頁	記号 番号	用語解説
68	※34	<u>外泊時ターミナルケアサービス事業</u> 中度・重度に該当する要介護3～5の人及び認知症により頻回のサービスを必要とする要介護2の人が、居宅サービスの支給限度額を超えてサービスを利用しなければ日常生活が困難な場合に限り、介護度合の基準額拡大の範囲内で、限度額を超えた費用を負担割合に応じて支給する事業です。
76	※35	<u>生活困窮者自立支援制度</u> 様々な困難の中で生活に困窮している人に対し、包括的な支援を行うことを目的に平成27年4月から取り組みが開始された制度です。
77	※36	<u>ケースワーカー</u> 福祉事務所に配置されている職員で、生活保護を受けている人に対し、相談、家庭訪問、面接、生活指導などを通じ、自立生活に向けた支援を行う者をいいます。
83	※37	<u>子育て支援施設</u> 幼稚園、保育所、認定こども園や放課後児童クラブ、子育て支援センターなどの子育て関連施設を総称し、本計画中では子育て支援施設と表しています。
83	※38	<u>子育て支援センター</u> 主として在宅で過ごす乳幼児とその保護者を対象に、子ども同士のふれあいや遊び場を提供したり、子育てに関する相談や援助を行ったり、地域の子育て関連情報を提供したりしながら、子育て支援を行う施設です。
86	※39	<u>発達クリニック事業</u> 障がい児には該当しないが、心身の発達が正常範囲にない等、精神・運動発達面において障がいをきたすおそれのある子どもを早期に把握し、子どもとその家族に適切な指導を行うことにより、その健全な発達を促進します。地域における療育相談指導体制を確立し、子どもの健全な育成を図ることを目的に、小児発達の専門医が相談を行う事業です。
87	※40	<u>特別保育</u> 共働き家庭の増加や核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立を総合的に支援するため、地域の需要を踏まえて行われる保育サービスです。
90	※41	<u>要保護児童対策地域協議会</u> 虐待などの理由から保護が必要と判断される児童の早期発見や適切な対応を図るため、関係機関がその子どもや家庭等に関する情報交換や支援内容の協議を行う会議体です。
92	※42	<u>多文化共生</u> 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいいます。
92	※43	<u>ファミリー・サポート・センター</u> 子育てに関し、支援を受けたい人と援助をしたい人が相互援助を行う会員組織です。ファミリー・サポート・センターに駐在するアドバイザー等が会員相互のニーズを調整し、保育所の送迎や一時的な子どもの預かりなどの助け合い活動を支援します。
94	※44	<u>コミュニティスクール</u> 学校運営協議会を設置している学校のことで、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。

幸運なんです。
雲南です。

第4次雲南市総合保健福祉計画

編集・発行	雲南市健福祉部健康づくり政策課
住 所	〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1
連絡先	電話0854-40-1040 / F A X 0854-40-1049 電子メール kenkouzukuri@city.unnan.shimane.jp
発行年月	令和2年3月